2018－2019

女川原発再稼働の是非を問う
県民投票条例制定を求める
11万署名は語り続ける
県民投票運動　報告集

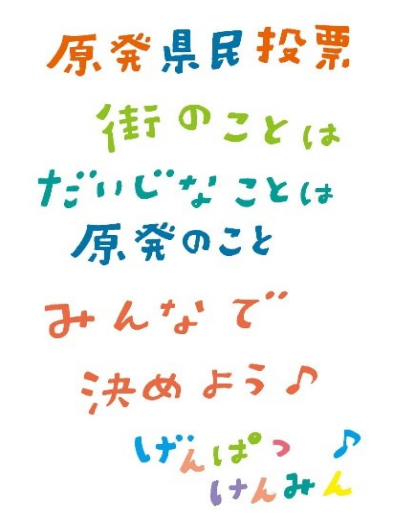

http://minnadekimeru.jp/

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

●はじめに

原子力規制委員会(規制委)における女川原発 2 号機の新規制基準適合性審査が最終盤を迎えています。現時点(2019 年 8 月)の見通しとしては、この 9 月中には東北電力が審査会合での説明を終え、11～12 月に規制委が審査書案を公表し、1 カ月間のパブコメ募集の後、さらに約 1 カ月後に規制委から資源エネルギー庁(エネ庁)長官へ審査書を提出。エネ庁長官は、それを受けて設置変更を許可(これが所謂「合格」)した上、宮城県知事に合格を報告し地元同意手続きを要請。と同時に東北電力も、安全協定に基づいて、設置変更への事前了解(地元同意)を求める…という流れになります。

つまり、このまま行けば 2020 年 1～2 月頃には、女川原発 2 号機再稼働へ向けた国の手続きがすべて終わり、残る手続きは「地元同意」のみ、という局面がやってきます。

宮城県側の「地元同意」手続きとしては、県が設置した「安全性検討会」の「まとめ」、「事前了解」権を持つ立地自治体＝女川町・石巻市の議会議決と首長の意向表明、そして県議会での議決を経て、最終的に県知事が意向表明します。これらが 2019 年末～2020 年春にかけて進められると予想されます。

私たちの「原発」県民投票条例案は、宮城県議会の 2019 年 2 月定例会に提案され、その最終日(3 月 15 日)の採決で否決されました。2 カ月で 11 万超の署名を集めた県民運動のうねりが県議会にまで及び、本会議場の傍聴席が満席となる圧倒的注目の中での採決でした。

それから一年後の県議会で再び、女川原発 2 号機再稼働問題が最大の焦点となります。私たちは、2020 年 2 月定例会での「同意」議決を絶対に阻止し、今度こそ「原発」県民投票条例の可決成立を求める県民総がかり運動を、もう一度巻き起こさなくてはなりません。

その成否の鍵を握るのは勿論、2019 年 10 月に実施される宮城県議会議員選挙です。ここで議会の構成を大きく変えなければなりません。

この報告集は 2018 年 4 月～2019 年 3 月に取り組まれた県民投票運動の記録です。しかしそれは運動の 1st ステージに過ぎません。まもなく 2nd ステージが始まります。

この『報告集』がこれから始まる県民運動 2nd ステージの糧となり、そして全国各地で住民投票実現にチャレンジしようとする人々の助けとなりますように。

2019 年 9 月

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会　代表　多々良 哲

●目次

・はじめに（代表　多々良哲）　・・・1
・「決める会」主な活動日誌　・・・2
・資料　・・・5
・新聞記事抜粋　・・・49
・県議会での論戦より　・・・55
・受任者・協力者感想　・・・71
・スタッフ感想　・・・77
・「決める会」会計報告　・・・78
・おわりに（事務局長　鈴木智子）　・・・79

「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）」　主な活動日誌

Ⅰ.準備期間　2018年4月～9月

【この期間の目標および概略】	2か月間の署名期間の前に、この直接署名がどのように通常の署名と異なるのかを周知するとともに、実際に署名を集める「受任者」の予備登録を進め、県内各地（市町村区レベル）での運動母体の結成につなげるため、各地での説明会を多々良代表をはじめとして精力的に行った。一方で、県当局と何度も打ち合わせしながら条例案を練って、より現実的なものに仕上げて、請求につなげた。

		資料ページ	新聞記事
【4月】 14日（土）	**「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）」第1回賛同者会議**、仙台市シルバーセンター6F第2研修室。約70名参加。	5～6	
21日（土）	東松島市民の会、総会 & 原発問題学習会、「みんなで決めよう！再稼動の是非」講師多々良哲代表、東松島市コミセン2F会議室。約60名参加。		
25日（水）	「女川原発UPZ住民の会」総会（涌谷町）、多々良哲代表が講演。約50名参加。		
【5月】 14日（月）	原発ゼロをめざす塩釜地域連絡会、学習会「みんなで決めよう！女川原発再稼動のYES or NO」県民投票の意味と実現への手立て、講師多々良哲代表、塩釜市公民館。		
15日（火）	県保険医協会、公害対策学習会「女川原発の再稼動の是非を問う県民投票の実現をめざして」講師・多々良哲代表、県保険医協会研修ルーム。		
【6月】 2日（土）	登米市で、「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会」実行委結成総会。約20名参加		
17日（日）	**「みんなで決める会」第2回賛同者会議**、日立システムズホール交流ホール。65名参加。	7	
	このころ、署名の「基本的考え方」「収集のお願い」「手引き」の内容が固まる	8～13	
29日（金）	女性ネットみやぎ学習会「みんなで決めよう！女川原発の再稼動YES or NO」多々良哲代表、仙台市市民活動サポートセンター。		
【7月】 21日（土）	栗原市で「県民投票を実現する」市民団体の結成総会。約20名参加。		
25日（水）	「県民投票条例推進泉区連絡会」結成。南中山市民センター、31名参加。		
29日（日）	脱原発仙台市民会議、「みんなで決めよう！ 女川原発再稼働 YES or NO 県民投票学習交流会」、仙台市戦災復興記念館4階研修室。18名参加。中央通りで街頭宣伝行動。		
29日（日）	美里町で「県民投票を実現する」実行委員会が発足。約30名参加。		
【8月】 20日（月）	仙南の会、「女川原発再稼動県民投票学習会」、大河原町世代交流いきいきプラザ。		
22日（水）	女性ネットみやぎ、「県民投票」街頭宣伝行動。一番町フォーラス前。		
29日（水）	憲法が生きる市政・県政をつくる青葉区民の会、「原発県民投票を実現するための学習説明会」、講師多々良哲代表、仙台市市民活動サポートセンター研修室5。		
【9月】 2日（日）	「第58回宮城県母親大会in大河原」1300人以上が参加。全体会で県民投票条例実現を多々良哲代表と女性ネットが訴え。		

23日（日）	**みんなで決める会、「原発」県民投票条例の制定を求める直接請求署名運動キックオフ集会**、県民会館601、県内各地から、熱い意気込みを持って約300人が参加。	14～15	
25日（火）	みんなで決める会、地方自治法に基づき、**請求代表者証明書申請書と条例制定請求書、条例案を提出**。4名参加。	16～18	

Ⅱ.署名期間　2018年10月～12月

【この期間の目標および概略】	2か月で4万人を集めるという至上命題のもと、県内各地の「県民投票を実現する」会がフル回転し、あらゆる方法（戸別訪問、街頭署名、署名スポット、各種集会・イベント、などなど）で署名を集めた。団体に属さない個人の方も多くの方が取り組んで頂いた。また、宣伝カーも2台確保し、仙台市内はもとより、栗原・気仙沼から丸森まで県内各地を回ると共に、HP・フェイスブック・ツイッター・メールマガジンなどネットでの宣伝にも力を入れた。事務所では発送作業や、送られてきた署名の集約、各種問合せなど連日てんてこ舞いだったが、多くのボランティアが支えとなった。その結果、１１万筆という誰も想定していなかった数の署名を集めることに成功した。

【１０月】 2日（火）	**みんなで決める会、請求代表者証明　書等の交付を県から受け、署名活動を開始。**	19～24	49
5日（金）	オールわかばやしの会、「原発」県民投票条例の制定を求める直接請求署名運動若林区キックオフ集会、仙台市若林区中央市民センター別棟第3会議室、約50名参加。		
8日（祝）	みんなで決める石巻の会、女川原発2号機の再稼働の是非は県民投票で決めさせて！！キック・オフ集会、石巻市平和会館3階集会室、約30名参加。		
25日（木）	東北電力、女川原発１号機の廃炉を決定。		
	この頃、宣伝カーを２台確保し、仙台市内はもとより、栗原・気仙沼から丸森まで県内各地を回った。また、署名スポットが県内各地に開設された。	47～48	
【１１月】 3日（土）	**みんなで決める会、「中間報告集会」**、仙台市戦災復興記念館記念ホール、約200名参加。署名が17,000筆に達したことを報告。女川町ではすでに有権者の10％が署名。	25～26	
21日（水）	みんなで決める会、県庁で記者会見し、**「原発」県民投票条例の制定を求める直接請求署名数が、必要な4万人を上回る5万7294人になったと発表**。	27	
22日（木）	みんなで決める会、『河北新報』朝刊に意見広告を掲載。		49
【１２月】 2日（日）	みんなで決める会、署名活動を終了（丸森町は12月31日まで）。	28	
12日（水）	みんなで決める会、丸森町を除く各市区町村選管に計11万3046人の署名簿を提出。	29	50～51

Ⅲ.県議会対策期間　2019年1月～4月

【この期間の目標および概略】	１１万の署名を県に提出し、これをうけて知事が県議会に提出。議会での審議を経て、可決すれば最終目標である県民投票が実現する。そうしたなかで、いかに議員に納得してもらうかがカギということで、議員への手紙や、事務所での訪問、さらに各地での集まりに招待して意見交換を行うなど、議員ひとりひとりに働きかけるとともに、「会派拘束」をしないでほしいとの要請も行った。そして、「議会での審議の際は傍聴へ行こう」との呼びかけに応えた県民により、宮城県議会はじまって以来となる260人もの傍聴で議会が埋め尽くされた。しかし、議決では与党が反対し残念ながら否決。県民投票は実現にまでは至らなかったが、大きな成果も残した。

【１月】 10日(木)	**みんなで決める会、各市区町村選管に丸森町を含め計11万4303人の署名簿を本提出**。必要数の約3倍、県内有権者の5.9％。県庁で記者会見。	30～31	

25日（金）	東北電力、規制委適合性審査について、4月までに残る審査項目を説明し、今年7月中の審査終了を目指すと発表。審査スケジュールの延期は5回目。		
27日（日）	みんなで決める会、**1・27学習討論集会「実現しよう！県民投票」－11万4千の署名を力に**、講師口武田真一郎氏（成蹊大学法科大学院教授）、エルパーク仙台・ギャラリーホール。約250名参加。	32	
31日（木）	県、提出署名数118,796人の内、**有効署名数は111,743人と、全県の署名総数を記者発表**。有効署名数は、県内有権者194万2031人の5.75％。		
【2月】 7日（木）	県、20日間の審査期間と1週間の署名簿縦覧期間を経て、**有効署名数が11万1743人で確定したと告示**。各市区町村の受任者代表に全署名簿返付。		
8日（金）	**みんなで決める会、11万1743人の有効署名簿を提出**。県自治会館で多々良代表が条例制定請求書を佐野好昭副知事に手渡し、村井県知事に対して直接請求。60名参加。条例制定請求は1972年10月以来。	33	52
9日（土）	たいはく区民の会、「女川原発再稼働の是非を問う県民投票を実現しよう！太白区民と県議のつどい」、太白区中央市民センター3F大会議室。81名参加。		
9日（土）	ふるかわ平和のつどい・9条の会、県民投票条例について考える集会、「決める会」の篠原弘典さんが講演。佐々木功悦・内藤隆司県議らと意見交換。約30名参加。		
12日（火）	ふるかわ平和のつどい、大崎市議会に県民投票実現に向けた意思表示を求める陳情書を提出。		
21日（木）	**村井知事、県民投票条例案を提出。本会議場には、多数の県民が傍聴に駆けつけ、170席の傍聴席が超満員、1階ロビーで約80人がモニターで視聴**。村井知事は、意見書で条例案について条文の修正すべき点などを指摘したが、賛否表明をしなかった。代表質問で、藤原範典県議（みやぎ県民の声）や角野達也県議（共産）が追及すると、知事は感情的になって答弁する一幕も。	34～36	
22日 ～28日	県議会の一般質問でも、遊佐みゆき議員（県民の声）・大内真理議員（共産）・佐々木功悦議員（県民の声）・熊谷義彦議員（社民）などが、知事や県当局を鋭く追及。藤倉知格議員（自民）が「『短期的には原発依存を減らし、中長期的には原発ゼロにする』というもう一つの受け皿を用意する必要がある」と述べて知事の考えをただしたが、知事自身の考えは明らかにしなかった。		
28日（木）	県議会の連合審査会（総務企画委員会と環境生活農林水産委員会の合同委員会）、以下のことを正式に決定。 委員長は総務企画委員長が務め、審議は総務企画委員 10 名と環境生活農林水産委員 10 名の計20 名で行う。（両委員会に属さない会派「無所属の会」にも発言を認める）採決は総務企画委員会。		
【3月】 9日（土）	みんなで決める会、一番町平和ビル前で街頭PR活動。メンバー約20名参加。シール投票を実施、1時間で約280人の市民が協力。圧倒的に「県民投票賛成」が大多数。		
14日（木）	**県議会連合審査会**、議会庁舎5階大会議室、多々良哲請求代表者が意見陳述、武田真一郎成蹊大学教授と河村和徳東北大学准教授が参考人意見を述べ、3人に対する質疑や議員が持論を展開。約5時間にわたり審議。会議室と1階ロビーモニターで約170名が傍聴。夕方、**総務企画委員会に野党4会派が修正案を提出、みやぎ県民の声2人と共産党県議団1人が賛成、自民5人・公明1人が反対し、条例案を否決。**	37～43	53
15日（金）	**県議会本会議、県民投票条例案を否決**。野党4会派で修正案を提出したが、賛成はみやぎ県民の声9人と共産党県議団8人、社民党県議団2人、無所属の会2人の計21人。反対は、自民党・県民会議30人と公明党県議団4人、21世紀クラブ1人の計35人。自民会派の藤倉知格県議が採決前に退席し棄権。佐々木功悦県議（県民の声）・三浦一敏県議（共産）が賛成討論。県民約150名が傍聴。	44	54
【4月】 14日（日）	みんなで決める会、**11万県民の署名が問いかけたもの－「原発」県民投票運動報告集会－**、仙台弁護士会館4階大会議室。170名以上参加。	45～46	

みんなで決めよう！

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

第1回　賛同者会議　ご案内

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」― そのことを文字どおり実現する方法が「県民投票」の実施です。女川原発再稼働について県民一人ひとりが当事者として考え、賛成であっても反対であっても、自分自身の意見をもって一票を投じて決めようということです。そして「原発」県民投票を実現するためには、そのための県条例を制定することが必要です。私たちは「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会」を立ち上げて、県民投票条例の制定を求める直接請求運動を開始したいと考えております。つきましては、以上の趣旨にご賛同いただける皆さまにお集まりいただき、「第１回賛同者会議」を開催いたします。ご参集くださいますようお願いいたします。

日時：4 月 14 日(土) 13：30～15：30

場所：仙台市シルバーセンター6F 第２研修室

仙台市青葉区花京院 1-3-2

主　催：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（準備会）
連絡先：☎080-1673-8391（多々良）

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（準）

第１回賛同者会議のご案内

東日本大震災は私たちにとって本当に大切なものは何なのかを見つめさせ、福島原発事故はどのような国と社会を次の世代に引き継いでいくのかを私たちに問いかけました。その問いかけは、「原発再稼働」問題として日本社会の争点となって、この７年間、国民世論を二分してきました。

そして私たちの宮城県には女川原発があり、東北電力は「2018 年後半」の女川原発２号機再稼働を目指しています。原子力規制委員会の安全審査は急ピッチで進められており、早ければ今年の夏あるいは秋にも「合格」を出すことが予想されます。

そうなれば、再稼働までの残る手続きは「地元同意」だけです。地元宮城県に女川原発再稼働に同意するか否かが問われますが、実際には「地元同意」イコール「県知事の同意」ということになっており、このまま進めば、私たち県民の意見を訊かれることはありません。

しかし皆さん。私たちは、ふだん選挙で知事や議員を選ぶ際、「原発再稼働」など一つの問題だけで投票しているわけではなく、さまざまな問題を考えながら総合的に判断した“人物”に投票しています。ですから「原発再稼働」のような、私たちの生命・暮らしと子ども達の未来に関わる重大な問題については、その問題に絞って、すべての県民が参加できる投票によって「県民の意思」を示し、判断に反映させるべきではないでしょうか。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」― そのことを文字どおり実現するために、「県民投票」を実現しましょう。女川原発再稼働について賛成であっても反対であっても、県民一人ひとりが当事者として考え、県民全体の意思を集約したうえで判断するように、県民投票の実施を求める運動を広げましょう。

「原発」県民投票を実現するためには、そのための県条例を制定することが必要です。私たちは「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会」を立ち上げて、県民投票条例の制定を求める直接請求運動を開始したいと考えております。

つきましては、以上の趣旨にご賛同いただける皆さまにお集まりいただき、「第１回賛同者会議」を開催いたします。お忙しい中とは存じますが、万障お繰り合わせてご参集いただきますようお願い申し上げます。

― 記 ―

日時　2018 年４月１４日（土）　１３時３０分～１５時３０分
場所　仙台市シルバーセンター６階　第２研修室
　　仙台市青葉区花京院１丁目３番２号　TEL：022-215-3191

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（準）
連絡先：080-1673-8391（多々良）

女川原発再稼働の是非をみんなで決める
宮城県民投票を実現しよう！

東日本大震災は私たちにとって本当に大切なものは何なのかを見つめさせ、福島原発事故はどのような国と社会を次の世代に引き継いでいくのかを私たちに問いかけました。その問いかけは、「原発再稼働」問題として日本社会の争点となって、この７年間、国民世論を二分してきました。

そして私たちの宮城県には女川原発があり、東北電力は女川原発２号機再稼働をめざして、着々と「安全対策工事」を進めています。原子力規制委員会の安全審査も急ピッチで進められており、年内にも審査書案を了承すること（事実上の「合格」）が予想されます。

そうすれば、その後の再稼働までの手続きは「地元同意」だけとなります。宮城県にも女川原発再稼働に同意するか否かが問われますが、他県の流れを見ると「県知事の同意」＝「地元同意」の傾向が強く、私たち県民の意見が反映されない可能性があります。

しかし皆さん！「原発再稼働」は、私たちの生命･暮らし、こども達の未来に関わる重大な問題です。「原発再稼働」の是非は、宮城県（知事）に任せるのではなく、私たち県民一人ひとりが責任を持って選択する重要な課題ではないでしょうか。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」―そのことを文字どおり実現するためには、「県民投票条例」が必要です。女川原発再稼働について賛成であっても反対であっても、県民一人ひとりが当事者として考え、県民全体の意思＝「県民投票」で決定することは、民主主義の基本です。

以上のことに鑑み、私たちは、県民投票条例の制定を求める住民直接請求の署名運動を始めます。しかしこの署名の収集には、多くの制限があり請求代表者と請求代表者から委任を受けた「受任者」しか集めることが出来ません。ぜひあなたも署名を集める「受任者」になってください。

◆県民投票条例の制定を求める「直接請求」運動を始めよう！

通常の選挙の場合は、公職選挙法で投票に関する細かいルールが予め決まっています。しかし、「原発再稼働の是非を問う」県民投票のような特別な投票の場合には、その投票を実施する旨と投票に関する細かいルールを、県の条例として定めなければなりません。

そして私たち県民は主権者として、知事に対して条例の制定を求める権利を有しており、そのための制度が地方自治法に定められています。それが「直接請求」制度です（地方自治法第 74 条）。

＜住民直接請求によって県民投票条例が制定されるまでの流れ＞

①県民投票を実現したい有権者を代表する「請求代表者」が、条例案や請求要旨等を添えて、県知事に代表者証明書の交付を申請し、交付を受けます。

②条例の制定を直接請求するのに必要な法定署名の数は、有権者の 1/50（宮城県の場合は約 4 万筆）です。これを 2 カ月という期限内に集めます。

③選管による署名簿の審査を経て、有効な署名が有権者の 1/50 を満たしていれば、署名簿を添えて、知事に条例制定を本請求します。

④知事は 20 日以内に県議会を招集し、自分の意見書を付けて、条例案を県議会に付議しなければなりません。

⑤県議会で条例案が可決されれば、「原発」宮城県民投票が実現します。

◆法定署名活動の「醍醐味」とは…？

１、受任者について

少人数の「請求代表者」だけで、宮城県有権者の 1/50（約 4 万筆）の署名を、2 カ月で集め切ることは困難ですから、「請求代表者」はおおぜいの人たち（宮城県の有権者）に署名集めを委任することが出来ます。「請求代表者」から署名集めを委任された人を「受任者」と呼びます。

２、県民投票実現のためのハードル ―「法定署名」の大きな特徴（制約）

①受任者が署名をしてもらえるのは、受任者と同じ市区町村に住んでいる有権者だけです。

②法定署名は、署名日、氏名、住所、生年月日を自書していただき、押印（認め印でよい）してもらうことが必要です。これらのいずれかに不備があれば無効となってしまいます。

③署名集めの期間は「2 カ月間」という制限があります。この期間内に有権者の 1/50（宮城県の場合は約 4 万筆）の法定署名を集めなければなりません。

３、法定署名集めの醍醐味

この制約を踏まえた一番効率のよい方法は、「家族親族やご近所など親しい間柄の人たちから、無効にならないよう落ち着いて署名や押印をしてもらうこと。その署名を集める人がたくさんいること」です。周りはこれまで自分自身の問題として原発に向き合ってこなかった人が大多数です。家族や知人に法定署名を頼まれることで、「原発を自分たちの身近な問題として捉え、考えていく人が増える」― これが、この署名活動の醍醐味です。

４、成功の鍵

署名が少なければ宮城県民は女川原発に関心がないと受け止められます。できるだけ多くの県民に大切な署名が行われていることを伝え、一人でも多く署名していただくことが大切です。

まずはぜひ、あなたが受任者になってください。そしてまわりの人たちに「家族の分だけでもＯＫ」と、受任者になることをお勧めしてください。そのご家族や友人にとって「地元の原発」と向き合うチャンスになり、その積み重ねがこの直接請求運動を成功させる鍵となります。

◆宮城の民主主義を育てよう！

直接請求運動は、一人ひとりの有権者と向き合って、原発再稼働の是非を自分たちで決めようと語りかけ、納得していただいて、自筆の署名に加え、生年月日や署名日の記入、さらに捺印を頂く大変な取り組みです。だからこそ、取り組む意味があり価値があると考えます。

何故ならば、一人ひとりが身近な人たちに、「原発再稼働」という社会問題を語りかけることを通じて、おまかせ民主主義から脱却し、自分たちのことは自分たちで話し合って自分たちで決める民主主義を、地域に育てることにつながるからです。

宮城の民主主義を育てる運動に共に取り組みましょう！

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）
連絡先：080-1673-8391（多々良）

みんなで決めよう！

「原発」県民投票条例の制定を求める
住民直接請求運動の成功へ向けて

第２回　賛同者会議 ご案内

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」―そのことを文字どおり実現するために「県民投票条例」の制定を求める「住民直接請求」運動を起こすことが、４月 14 日第一回賛同者会議で確認されました。その後、県内各地の市民団体・住民運動組織によって、この「県民投票条例制定運動」学習会が開催され、「団体・組織をあげてこの運動に取り組む」方針が次々と確認されており、運動の輪が広がっています。また、みんなで決める会事務局では、県当局との折衝のもと、運動方針・計画とそのツールについて、さらに煮詰めて検討してきております。

そこで下記のとおり、第二回賛同者会議を開催し、今後の運動方針等について皆さまと確認し合い、県内各地の運動が交流する場を持ちたいと考えます。皆さまのご参集をお願い申し上げます。

日時：2018 年6月 17日(日) 13:30～15:30

場所：日立システムズホール(青年文化センター) 交流ホール

仙台市青葉区旭ヶ丘 3-27-5　地下鉄南北線「旭ヶ丘駅」下車、東１番出口 徒歩３分

内容： ①「今年前半の受任者事前登録運動で勝負を決する」運動方針の確認について
②「署名集めの手引き」や署名簿などの運動ツールについて
③ 県内各地で取り組みが始まった運動の交流

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
住所：〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
☎ 080-1673-8391（多々良）　FAX: 022-215-3120　メール：kenmingakimeru@gmail.com
ブログ：http://miyagiwind.cocolog-nifty.com/miyagi_kenmintohyo/
Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会-2041179962797875/

みんなで決めよう！

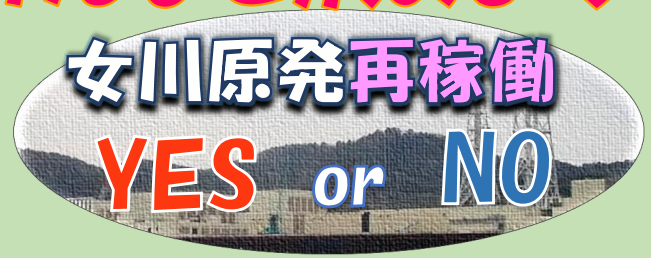

「原発」県民投票条例の制定を求める
住民直接請求運動の成功へ向けて！

地域集会(「住民直接請求」署名運動の学習会・説明会)を開催してください。当会から資料を持って説明に伺います。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」―そのことを文字どおり実現するための「県民投票条例」の制定を求める「住民直接請求」署名運動。この運動の成功のカギは、事前におおぜいの「受任者」（署名収集協力者）を集めておくことです。そのための地域集会（学習会・説明会）が県内各地の市民団体・住民運動組織等によって開催され、運動の輪が広がっています。ぜひ、あなたの地域、あなたの団体でも開催してください。「みんなで決める会」スタッフが資料をもってご説明に伺います。

※少人数でもけっこうです。時間は１～２時間でけっこうです。
※当会スタッフへの謝礼・交通費等は不要です。（もしできれば、運動へのカンパを集めていただけるとありがたいです。）
※開催期間は９月中旬頃まで。下の依頼書の内容を、メール、ファックス、TEL でご連絡ください。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
☎ 080-1673-8391（多々良）　FAX: 022-215-3120　メール：kenmingakimeru@gmail.com

地域集会(学習会・説明会)へのスタッフ派遣依頼書

＊開催日時（第二～三希望日まで書いていただけると助かります。時間帯も記入願います。）

＊会場（予定でもけっこうです。公共施設でない場合は住所も記入願います。）

＊主催団体（あれば…）

＊窓口ご担当者　氏名＆連絡先（TEL、メール）

＊予定参加人数・その他連絡事項など

直接請求運動の基本的考え方

■「東北電力女川原発の稼働に関する宮城県民投票条例」の直接請求運動（法定署名の収集）

1 女川原発の再稼働の是非を県民全体の意志で決めたい

①県民の意志が直接反映できるのは「県民投票」ですが、宮城県にはそうした制度がありません。

②そこで、「県民投票」を行えるよう、地方自治法に基づく「条例制定を求める住民直接請求」を行うこととしました。

③しかし、住民直接請求を行うには、有権者の２％以上の「法定署名」が必要であり、加えて、地方自治法による多くの制限を乗り越える必要があります。

2 署名の収集が、「請求代表者」と「受任者」に限定される！

①条例制定請求代表者は、条例制定請求者署名簿に条例制定請求書の写し及び条例制定請求代表者証明書の写しを付して選挙権を有する者に対し、署名をし印を押すことを求めなければならない。（地方自治法施行令第９２条、一部省略）

②条例制定請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者（受任者）は、条例制定請求代表者の委任状を付した条例制定請求者署名簿を用いなければならない。（同）

3 地方自治法に基づく「署名簿」、及び、「受任者」

①受任者が用いる署名簿は、１）受任者が属する市区町村別（仙台市は区単位）に作成した表紙を付け、２）条例制定請求書の写し、３）条例制定請求代表者証明書の写し、４）署名収集の委任状の原本を付したものに、５）定められた形式の署名記載欄を設け、全てを一体的に作成したものを用いる、などの制限があります。

②署名簿は上記の他にも各種制限があり、必要署名筆数を集めるには、「受任者」を増やすことが最大の課題です。受任者募集チラシ等で、受任者を募集します。

4 地方自治法による、他の主な制限

①署名期間は、告示後二ヶ月間に限定。（署名簿作成・取りまとめ期間を含む）

②有権者の最低５０分の１（約４万人）を集めなければ、請求することが出来ない。

③「受任者」が署名収集出来る範囲は、受任者と同じ市区町村の有権者に限定。

④署名は、受任者の前で各人に直筆（代筆は条件が有る。受任者は代筆出来ない。）にて、署名月日、住民票記載の氏名、住所、生年月日の記入と捺印を頂くことが必要。

⑤選管関係者は、「受任者」になれない。国家公務員、教育公務員には、制限がある。

問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306　080-1673-8391（多々良）

直接請求運動の基本的考え方

■「東北電力女川原発の稼働に関する宮城県民投票条例」の直接請求運動（法定署名の収集）

5 地方自治法の制限を乗り越えて、成功させるために！

☆本番前に、ご家族から署名を集めて頂ける「受任者」を募集しよう！

①署名収集期間は、署名簿作成期間を含め二ヵ月と短く、失敗するリスクがある。
実際に取り組んでみなければ、請求必要数の署名が集まるかどうか分からない。
○解決！：事前運動に制限がなく、開始以前に受任者を募集することが出来る！
受任者登録の人数で、事前におおよその署名獲得数が把握出来る！

②署名は、受任者の前で直筆で頂く必要があり、在宅の方しか署名を頂けない。
○解決！：「受任者」が、ご家族の在宅時に署名を集めるだけ！
禁止されている郵送・回覧、代筆による「無効署名」を減らせる！

③実家や親戚でも、「受任者」と同じ市区町村（仙台は区）でなければ署名を頂けない。
○解決！：実家や親戚の方に「受任者」を引き受けて頂くことで、実家や親戚へ郵送で署名簿を届けることも出来る！（署名収集にあたらない）

④国家公務員、教育公務員は、公務員法上の制裁を受ける場合がある。
○解決！：署名自体は認められており、ご家族が「受任者」であれば問題はない。

6 請求に必要な「受任者」数は、１万６千人

☆事前運動期間に行える「受任者」の募集で、勝負は決する！

■受任者募集は、今から行える。（４万筆 ÷2.5 筆＝受任者１万６千人の確保）
①賛同頂く個人には、家族・親戚・友人など親しい方に、「受任者」を要請して頂く。
②賛同団体には、所属会員に「受任者」を引き受けて頂けるよう（本人不可の場合は、家族）、説明会を開催するなどして要請して頂く。
③加えて賛同団体には、所属会員に「受任者」募集の取り組みも要請して頂く。

■署名収集は、請求手続き後（本番）にしか行えない。
①受任者への署名簿のお届けと回収。
②「受任者の承諾は難しいが署名には協力」という方への署名の要請。
③ご近所や街頭など、あらゆる場所で追加分の署名を集める。

7 「受任者」という堅苦しい響きを、和らげるため

ご家族から署名を集めて頂ける 署名収集「協力者」（地方自治法では「受任者」） の募集の表現とする。

問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306　080-1673-8391（多々良）

直接請求運動の基本的考え方

■「東北電力女川原発の稼働に関する宮城県民投票条例」の直接請求運動（法定署名の収集）

8 直接請求運動は、絶対成功させなければならない

①失敗は、逆効果であり、なんとしても、請求に必要な署名筆数を集める。
②原発再稼働の是非は、「県民一人ひとりの意志で決めたい」の機運を拡げる。
③この２点を最低獲得目標とし、幅広い運動とすることで「県民投票」を実現する。

9 事前運動期間と署名期間の位置付け

①東北電力の論点説明や工事の時期は延期となりましたが、年内の審査書案了承が予想されることから、条例制定の住民直接請求は年内に行う。
②事前運動期間を有効に活用し、受任者を募集に全力を挙げ、請求に必要な署名筆数の達成を確実にする。※難しい場合は、請求手続きの延期も検討。
③署名期間は、１）受任者への署名簿のお渡しと回収、２）「受任者は難しいが署名は協力」という方への署名依頼、及び、３）追加分の署名収集の期間と位置付ける。

※女川原発２号機の再稼働の動き

☆東北電力は、原子力規制委員会の審査において、論点説明を終える時期を５月末から７月末に延期（再延期も）しました。加えて、「三度目の工事の延期」を発表しています。
☆しかしながら、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査は、工事の完了を待つことはなく、東北電力が７月に予定する論点説明が終われば、東北電力に補充説明書の提出を求め、翌月には報告書を作成しパブリックコメントへと進むこととなり、年内にも審査書案を了承すること（事実上の「合格」）が予想されます。

10 取り組みの流れ

問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306　080-1673-8391（多々良）

直接請求運動の基本的考え方

■「東北電力女川原発の稼働に関する宮城県民投票条例」の直接請求運動（法定署名の収集）

11 署名簿の作成期間の確保

①署名簿には、宮城県条例制定請求書の写し、及び、請求代表者証明書の写しを付す必要があり、告示日（予定１０月１日）以降に作成となります。
②署名簿には、請求代表者の委任状の原本を付すため、受任者欄は、基本的に請求代表者の側で記載し、加えて、請求代表者の押印を行う必要があります。
③さらに、無効署名を出来るだけ少なくするため、受任者の居住地の市区町村と署名簿の表紙の市区町村名、署名欄の市区町村名を同一にして印刷する必要があります。※受任者をデーター化し、差し込み印刷で対応する予定です。
⑤そのため、データー入力作業の期間が必要であり、受任者承諾書は９月中旬（出来れば上旬）で回収を終える必要があります。
⑥また、署名簿の印刷後に、請求代表者の押印作業があることから、署名簿の作成には、告示日（予定１０月１日）から数日間の作業日が必要になります。

12 署名簿のお渡し・回収方法

①時期は、告示日（予定１０月１日）以降、署名簿作成作業が終了後の早い時期（現段階では、この表現に留めざるを得ません）となります。
②署名簿のお渡しは、予算上の成約もあり、基本的に、「取扱者（団体）」へのお届けを予定しています。
③お渡しの方法は、団体へは一括、一般の取扱者には地域単位などでお集まりいただき、手渡ししたいと考えています。（回収も、取扱者にお願いします。）
※取扱者ごとに、封筒へ入れてお渡しすることを基本とします。
※但し、団体組織については、とりわけ「会員への受任者募集」を基本とする団体については「一括でお渡し」となりますので、個々の受任者にお渡しできるよう、取扱者欄を工夫願います。受任者が家族の場合は、対応表を添付します。

13 署名簿の回収、及び、署名筆数の把握

①取扱者（団体）に回収していただいた署名簿は、記入漏れなどを点検した上で、市区町村別に整理し、それぞれの署名筆数を集計して事務局へお届け願います。
※必要署名筆数に達しているか把握するため、11月中旬の集約を予定しています。
②最後に、事務局で全ての署名簿を市区町村別に整理し、署名簿の表紙に通し番号を記入し、申請書を付して署名収集終了日（予定１２月１日）から１０日以内に市区町村の選挙管理委員会に提出します。※提出後は、追加の提出ができません。

問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306　080-1673-8391（多々良）

県条例制定の署名収集に、ご協力下さい。

ご家族分で結構です。署名を集める協力者（受任者）をお引き受け下さい。

Q4 私も「受任者」になれますか？

①宮城県内にお住まいの有権者であれば、どなたでも受任者になれます。
※注：但し、今回の受任者（有権者）資格は、本年９月１日時点で１８歳に達していることが必要です。
※注：選挙管理委員会の委員や職員はなれません。国家公務員や教育公務員の方等は、制限があります。
但し、署名は出来ます。ご家族が「受任者」をお引き受け頂くことは問題ありません。

②「協力者」ご承諾カードに、必要事項をご記入頂くだけで受任者になれます。
ご記入頂いた「協力者」ご承諾カードを、紹介者（団体）にお渡し下さい。

Q5「受任者」になると、責任を押し付けられませんか？

①そんなことはありません。私たちがお願いしているのは「ご家族」など身近な方から署名を集めて頂く「受任者」です。ご家族から署名を集めて頂けば結構です。
※署名欄は６名分ありますが、ご家族で埋まらない場合は下欄が空白となっても結構です。

②今回の署名は、ご家族でも代筆は出来ません。お一人おひとり、自筆で■署名日■氏名■住所■生年月日をご記入の上、捺印が必用となります。ですから、個人情報管理の観点からも、ご家族など身近な方に絞って頂きたいのです。

Q6 実家や独立した子どもたちは？

①この署名は、受任者と同じ市区町村（仙台市は区）にお住まいの方を対象としています。同じ市区町村にお住まいであれば、署名して頂いても結構です。

②しかし、他の市町村（仙台市は区）にお住まいの場合は、別途「受任者」をお引き受け頂くか、事務局が対応致しますので、その旨を紹介者にお知らせ願います。

Q7 署名用紙はいつ頃届くの？

①宮城県が署名開始を認めた（予定では１０月１日）後に、委任状を添付した署名簿を、紹介者がお届けします（郵送でお届けする場合もあります）。

②署名の記入方法の説明書も添付しますので、確認の上、ご家族から署名を頂いて下さい。署名完了後は、紹介者が連絡を頂ければ回収にお伺いします。
※返信封筒を同封し、返送頂く場合もあります。

Q8 分からないことがあったら？

※紹介者、若しくは、下記に記載の電話番号に、お気軽に問い合わせ願います。

県条例制定の署名収集に、ご協力下さい。

ご家族分で結構です。署名を集める協力者（受任者）をお引き受け下さい。

ご承諾カード

署名収集
「協力者」
（地方自治法では「受任者」）

紹介者（団体）

住所　　電話

署名収集「協力者」（地方自治法では「受任者」）	ご承諾カード ※以下に、住民票や免許証等に記載のご氏名、ご住所を記入願います。		
ご氏名		性別	男・女
ご住所	郵便番号　－　　アパート、マンションにお住まいの方は部屋番号も記入願います。 宮城県 電話番号		
備考	※委任状には、生年月日の記載欄がありますが、個人情報管理の観点からこの用紙にはご記入頂きません。委任状に、直接ご記入願います。 ※記載内容に確認が必要な場合に、電話で連絡する場合があります。		

問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306　080-1673-8391（多々良）

県条例制定の署名収集に、ご協力下さい。

ご家族分で結構です。署名を集める協力者（受任者）をお引き受け下さい。

あの忘れられない３月１１日の大震災から７年がたちました。津波に襲われ、避難さえ困難な中で、多くの人命が犠牲となりました。悲しみを乗り越え、復旧・復興への努力が懸命に続けられてきましたが、原発事故による放射能の拡散が大きな足かせとなりました。

放射能の生活圏への漏えいがどんな災いをもたらすものか、私たちは初めて身をもって知ることになりました。濃淡の違いはあるものの、県内全域に飛散した放射能は、自然の恵を享受する私たちの暮らしに大きな打撃を与え続け、特に子どもたちの「長期的健康影響」の心配は消えることはありません。

現在、東北電力は女川原発２号機の再稼働をめざして「安全対策工事」を進めています。原子力規制委員会の審査も進められており、年内にも審査書案を了承すること（事実上の「合格」）が予想されます。その後の再稼働までの手続きは、「地元同意」だけとなります。宮城県にも女川原発再稼働に同意するか否かが問われますが、他県の流れを見ると「県知事の同意」＝「地元同意」の傾向が強く、私たち県民の意見が反映されない可能性があります。

しかし皆さん！「原発の再稼働」は、私たちの生命・暮らし、子どもたちの未来に関わる重大な問題です。「原発再稼働」の是非は、“立地地域”とされている宮城県（知事）に任せるのではなく、私たち県民一人ひとりが責任を持って選択する重要な課題ではないでしょうか。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」

―　このことを文字どおり実現するためには、「県民投票条例」が必要です。

女川原発再稼働について賛成であっても反対であっても、県民一人ひとりが当事者とし話し合い、その是非を県民全体の意思で決定することは、民主主義の基本です。

以上のことに鑑み、私たちは、県民の意志を直接反映させる県民投票条例の制定を求める住民直接請求の署名運動を始めます。

しかし、この署名収集には、多くの制限があり、請求代表者と請求代表者から委任を受けた「受任者」しか集めることが出来ません。

ぜひあなたも、ご家族から署名を集めて頂く協力者（受任者）をお引き受け下さい。

女川原発の再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）
代表　多々良　哲

県条例制定の署名収集に、ご協力下さい。

ご家族分で結構です。署名を集める協力者（受任者）をお引き受け下さい。

Q1「受任者」とはなんですか？

①署名を集めて頂く協力者のことです。地方自治法に基づく署名のため、署名を集めて頂く協力者のことを、法律上の用語で「受任者」といいます。地方自治法では、「署名を集めることが出来るのは、条例制定の請求代表者か請求代表者が署名収集を委任して承諾して頂いた受任者だけ」と堅苦しい用語を用いて定められているからです。

②ですから、皆さんに、「ご家族から署名を集めてほしい」とお願いする場合でも、法律上の用語の「受任者」の説明が必要になるだけです。決して堅苦しい役割をお願いするわけではありません。ご家族から署名を集めて頂く上で、ご家族のどなたかお一人に署名を集める協力者＝「受任者」を、お引き受け頂きたいのです。

Q2「原発反対」の署名運動ですか？

①違います。私たちは、原発の再稼働は「県民投票」で決定出来るようにするため、県民投票条例の制定を求める署名をお願いしているのです。決して、原発反対の署名をお願いしているのではありません。

②「県民投票」は、原発の稼働に関して、「賛成」「反対」に関わらず、宮城県内にお住まいの全ての有権者が、各人の考えで投票し、その是非を決定する制度です。

Q3 県民投票は議会制民主主義に反しませんか？

①確かに日本の地方自治は、議会制民主主義（間接民主主義）に基づいています。しかし時として、直接住民の意思を確認して決定した方がいい場合もあります。そのような時のために、議会（間接民主主義）を補って、地方自治をより豊かにする制度として、住民投票（直接民主主義）という制度が、憲法や地方自治法で定められているのです。

②原発のリスクは、原発が立地する自治体に限らず、県境を越えて及ぶことはご承知の通りです。廃棄物の処分は技術が確立しておらず、将来の子どもたちに託すしかありません。ですから、納得出来る安全対策を行わせた上で再稼働を容認するのか、それとも、再生可能エネルギーへ切り替える道を選択するのかについては、情報の共有や自由な話し合いを通し、県民投票で決定すべき事案だと考えます。

問い合わせ先▪女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
▪〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306　080-1673-8391（多々良）

署名の手引き

この手引きを参考に署名をご記入願います。

1 受任者の資格要件の再確認

①この署名は、請求代表者に委任された受任者しか署名収集出来ません。

②受任者は、宮城県内の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

・受任者（有権者）資格は、本年９月１日時点で１８歳に達していることが必要です。

・転入３ヶ月未満の方は、居住地の選挙人名簿に登録されていない場合があります。

2 委任状の受任者欄の記載確認

受任者欄に住所、氏名が正しく記載されているかご確認願います。

※住民票に記載された■氏名■住所（※番地に限り〇-〇-〇も可）
アパートやマンション名は不要ですが、部屋番号は必要であり記載を確認

※部屋番号など、漏れがある場合は、追記して下さい（訂正は不可）。

3 受任者の誕生日と性別

生年月日と性別は、恐縮ですが、ご自身でご記入願います。

4 誤記載があった場合は？

事務局か紹介者に連絡願います。新しい委任状を添付した署名簿をお届けします。

※委任状のため、請求代表者の訂正印が必要であり、ご自身で訂正は出来ません。

宮城県条例制定請求署名収集委任状

（受任者）住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ←確認願います。
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日 ←記入願います。
性　　別　男・女

上記の者に対し、宮城県条例制定請求者署名簿に宮城県条例制定のための署名及び押印を求めることを委任する。

平成３０年　〇月　〇日

宮城県条例制定請求代表者

問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306　080-1673-8391（多々良）

署名の手引き

この手引きを参考に署名をご記入願います。

5 署名を頂ける対象者（ご家族）の確認

①受任者本人も忘れずに。（但し、1回のみに限ります。他の署名簿への重複記載は無効）

②ご家族であっても、受任者と同じ市区町村の選挙人名簿に登録されている方。

・署名者の資格要件は、本年１２月１日時点までに１８歳に達していることが必要です。

・転入３ヶ月未満の方は、居住地の選挙人名簿に登録されていない場合があります。

③別居しているご家族は、同じ市区町村（仙台は区）にお住まいの方に限り可能です。

6 署名欄の記入内容

①署名は、受任者が直接本人（ご家族でも）から頂いて下さい。（郵送・回覧は禁止）

②署名は、ご家族であっても、お一人おひとり、「自筆」で記載して頂きます。

※代筆は要件があり、罰則もあります。特に、受任者の代筆は、認められていませんので注意。

③署名は、以下の４点の記入と捺印をお願いします。

■署名年月日：署名収集開始日(告示日）10 月 1 日から 12 月 1 日。(期間外は無効）
■住　　所：住民票記載住所。（※番地に限り、〇-〇-〇と省略しても結構です）
アパートやマンション名は不要ですが、部屋番号は忘れずに記載願います。
■生 年 月 日：和暦となります。
■氏　　名：住民票記載の氏名。（略字は不可）
■捺　　印：認め印で OK!(拇印も可）※同居家族は、同じ印鑑で結構です。

記入例１　宮城県条例制定請求者署名簿

有効無効の印	番号	署名年月日	住　所	生年月日	氏　名	印	備考
	1	平成３０年 10月10日	宮城県〇〇市町村区 大町２丁目 5-10-306	明・大・(昭)・平 25年 10月 30日	御譜代 太郎	御譜代	同居は印鑑で よい
	2	平成３０年 10月10日	宮城県〇〇市町村区 大町２丁目 5-10-306	明・大・(昭)・平 27年 7月 30日	御譜代 花子	御譜代	同じ

記入例２

署名開始日（告示日）以前の署名日は、無効となります。
※訂正：２～３文字なら二本線で訂正。若しくは、次の欄に書き直し。

有効無効の印	番号	署名年月日	住　所	生年月日	氏　名	印	備考
	1	平成３０年 10月11日	宮城県〇〇市町村区 五本町 2-12-7	明・大・(昭)・平 36年12月15日	再生より男		拇印←印可
	2	平成３０年 月 日	宮城県〇〇市町村区	明・大・昭・平 年 月 日			
	3	平成３０年 月 日	宮城県〇〇市町村区	明・大・昭・平 年 月 日			
	4	平成３０年 月 日	宮城県〇〇市町村区	明・大・昭・平 年 月 日			

下の欄は、空白でもかまわない。但し、間をあけて記載は不可。

問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306　080-1673-8391（多々良）

みんなで決めよう！

「原発」県民投票条例の制定を求める署名集めの協力者（受任者）を募集します！

東北電力は女川原発２号機再稼働をめざして、「安全対策工事」を進めています。原子力規制委員会の「安全審査」も急ピッチで進められており、年内の審査書案の了承（事実上の「合格」）も予想されます。その後の再稼働までの手続きは、「地元同意」だけとなります。宮城県にも女川原発再稼働に同意するか否かが問われますが、他県の流れを見ると「県知事の同意」＝「地元同意」の傾向が強く、私たち県民の意見が反映されない可能性があります。

しかし皆さん！　「原発再稼働」は、私たちの生命と暮らし、こども達の未来に関わる重大な問題です。「原発再稼働の是非」は、宮城県（知事）に任せるのではなく、私たち県民一人ひとりが責任を持って選択すべき重要な課題ではないでしょうか。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」―そのことを文字どおり実現するためには、「県民投票条例」が必要です。女川原発再稼働について賛成であっても反対であっても、県民一人ひとりが当事者として考えて、県民全体の意思を示す「県民投票」実施のための条例制定を求めましょう。

そのために、私たちは、県民投票条例の制定を求める「住民直接請求」の署名運動を始めます。

しかしこの法定署名の収集には多くの制限があり、直接請求代表者とその代表者から委任を受けた「受任者」しか集めることが出来ません。

ぜひあなたも署名を集める「受任者」になって、県民投票条例の制定を求める「住民直接請求」にご協力ください。

【署名集め協力者（受任者）事前　申し込み書】

私は、県民投票条例の制定を求める直接請求署名を集める協力者（受任者）になります。

＊協力者（受任者）のお名前（ふりがな）

＊ご住所　〒

＊TEL　　＊FAX

＊メールアドレス

＊紹介者名または紹介（所属）団体名があれば…

その連絡先

お申し込みは裏面に記載のFAXまたはメールへお願いします

みんなで決める。直接決める。
実現させよう「原発」県民投票

「原発」県民投票を実現するために
県民投票条例の制定が必要

県知事と県議会に対して、
県民投票条例の制定を求める
「住民直接請求」
を起こします

そのために…

宮城県民有権者の 1/50（約４万筆）の法定署名（署名＆捺印等）が必要なのです。しかも署名期間が決められていて、２カ月間！

署名を集める協力者（受任者）大募集！

受任者は自分が住む市区町村の有権者の署名しか集めることができません。家族やご近所など身近な人たちから署名を集める受任者が、全市区町村におおぜい必要なのです。

署名から県民投票までの流れ

署名期間は2018年10月１日～12月１日の２カ月間を予定しています。

直接請求の手続きをして、
全市区町村で一斉に署名集めスタート！
↓
署名簿を各市区町村の選挙管理委員会へ提出
↓
選挙管理委員会による署名簿の審査、縦覧
↓
県知事に県民投票条例の制定を請求（本請求）
↓
県議会の可決によって、県民投票条例公布
↓
女川原発再稼働の是非を問う県民投票の実施

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）

住所：〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目5-10 御譜代町ビル306号室
TEL：080-1673-8391（多々良）
FAX：022-215-3120
メール：kenmingakimeru@gmail.com

カンパのご協力をお願いします

署名運動を全県で展開するためには案内や資料などの印刷代、郵送費など多くの費用がかかります。皆さまからのカンパによって、これらをまかなってまいります。ぜひご協力をお願いします。

郵便振替口座　名義：みんなで決める会
口座番号：02250-4-142653

宮城の民主主義を育てよう！

住民直接請求運動は、一人ひとりの有権者と向き合って、原発再稼働の是非を自分たちで決めようと語りかけて、納得していただいて、自筆の署名に加え、生年月日や署名日の記入、さらに捺印を頂く大変な取り組みです。だからこそ、取り組む意味があり価値があると考えます。何故ならば、一人ひとりが家族やご近所など身近な人たちに、「原発再稼働」という社会問題を語りかけることを通じて、おまかせ民主主義から脱却し、自分たちのことは自分たちで話し合って自分たちで決める民主主義を、それぞれの地域に育てることにつながるからです。 宮城の民主主義を育てる運動に共に取り組みましょう！

みんなで決めよう！ 女川原発再稼働 YES or NO

みんなで決める会　ニュース　第１号

発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目５-10 御譜代町ビル 306 号室
連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）
メール：kenmingakimeru@gmail.com
HP：http://minnadekimeru.jp/
Twitter：みんなで決める会（@minnade_kimeru）
Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

2018年4月 みんなで決める会結成

女川原発再稼働について、原子力規制委員会の安全審査は急ピッチで進められています。早ければ２０１９年春にも審査が終わって、報告書がまとめられ「合格」が出ることが予想されます。「原発再稼働」は、いのち・暮らしと子ども達の未来に関わる重大な問題です。住民投票によって「県民の意思」を示し、政治へ反映させたいと考えています。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」一文字通り実現するために「**県民投票条例の制定を求める住民直接請求署名運動**」に取り組みます。成功のカギは、事前におおぜいの「受任者」（署名収集協力者）を集めること。地域集会（学習会・説明会）が、県内各地で開催されています。
＊右地図の赤丸は開催場所（予定含む）
7/25 現在　57 か所 合計約 900 人参加

＊＊＊住民直接請求署名の協力者（受任者）をできるだけ多く集めるために＊＊＊

あなたの地域、あなたの所属されているグループや団体での説明会・学習会をご検討ください。
「みんなで決める会」スタッフがご説明に伺います。　※少人数でも OK。時間は1～2時間で大丈夫です。
※当会スタッフへの謝礼・交通費等は不要。（できれば、活動へのカンパを集めていただけるとありがたいです。）
※開催期間は9月中旬頃までにお願いします。
※お申し込みは、お名前・開催日時・会場・参加予定人数・ご連絡先を上記のメール、TEL へご連絡下さい。

各地で連絡会や実行委員会が結成されています！

5 月 14 日塩釜地域連絡会　塩釜公民館　53 人参加

カンパのご協力をお願いします

署名運動を全県で展開するためには案内や資料などの印刷代、郵送費など多くの費用がかかります。皆さまからのカンパによって、これらをまかなってまいります。ぜひご協力をお願いします。

郵便振替口座　名義：みんなで決める会
口座番号：02250-4-142653

みんなで決めよう！ 女川原発再稼働 YES or NO

みんなで決める会ニュース 第2号 2018・8・30

発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目５-10 御譜代町ビル 306
連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）
メール：kenmingakimeru@gmail.com
HP：http://minnadekimeru.jp/
Twitter：みんなで決める会（@minnade_kimeru）
Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

女川原発再稼働の是非を県民みんなで決めるために、「**県民投票条例の制定を求める住民直接請求署名運動**」を準備しています。成功のカギは、事前におおぜいの「受任者」（署名収集協力者）を集めておくこと。県内の各市区町村で、様々な団体で事前登録運動が進められています。

受任者事前登録の中間集約をお願いします。一次集約８月末　二次集約９月15日
１０月からの署名開始に向けて、受任者（署名収集協力者）事前登録の人数集約の時期となりました。県内の各市区町村の連絡会・実行委員会や、各団体・組織の取りまとめ役の皆さま、集約されている受任者の人数を「みんなで決める会」事務局へお知らせください。
※　第一次集約８月末　　第二次集約９月15日

＊＊＊直接請求署名収集の協力者（受任者）をできるだけ多く集めるために＊＊＊

あなたの地域、あなたの所属されているグループや団体での説明会・学習会をご検討ください。
「みんなで決める会」スタッフがご説明に伺います。
※少人数でも OK。時間は1～2時間で大丈夫です。
※当会スタッフへの謝礼・交通費は不要。（できれば、活動へのカンパを集めていただけるとありがたいです。）
※お申し込みは、お名前・開催日時・会場・参加予定人数・ご連絡先を上記のメール、TEL へご連絡下さい。

10月
署名運動
開始！

「原発」県民投票条例の制定を求める
直接請求署名運動キックオフ集会

2018年9月23日（日）午後１：30～　@東京エレクトロンホール宮城601

集会終了後、一番町フォーラス前、中央通り平和ビル前にて街宣行動。ぜひご参加を！

① 10月から署名運動スタート！　法定数４万筆を大きく超える署名を集めよう！

この間は全県の市区町村で、署名集め協力者（受任者）を募る活動に全力を挙げてきました。各地で説明会を開催し、多くの市区町村で連絡会や実行委員会が立ち上がりました。また、労組、生協、平和団体、女性団体、医療団体などの諸団体でも学習会が取り組まれ、この運動が組織に浸透してきました。法定署名数をクリアする目途が立ち、条例案の策定などの準備も整いましたので、10月２日～12月２日の２カ月間を署名期間と設定し、直接請求署名運動をスタートします。

② 私たちの県民投票条例案について

宮城県議会での議決に繋げるべく、「本当に県民投票を実施できる」条例案を作りました。また知事の「事前了解」の前に確実に県民投票が実施され、その結果で示された県民多数の民意が尊重される条例案としました。

- 条例制定請求書の提出　９月25日（火）10：30～
- 請求代表者証明書の交付　10月２日（火）９：30～

③ 署名用紙の配付/回収について

10月２日から署名用紙の印刷・代表者印の押印を開始し、各地域・各団体へ送付します。出来るだけ速やかに、確実に署名用紙を「受任者」に届けるために、諸団体との協力体制の元、この作業を行います。基本的に、「センター」に属している団体にはその組織ルートから、その他の団体・個人には「みんなで決める会」事務所から送付します。記入済み署名用紙の回収も同様のルートで行います。

④ 署名期間中の運動方針について

◎この運動の意義は「宮城の民主主義を育てる」こと。一人ひとりがまわりの人たちに語りかけて署名を集め、さらにそこから署名を集める協力者（受任者）を広げる、草の根の活動を推進しましょう。

◎この署名運動を多くの県民に知らせる活動を展開します。

- 街宣車が県内各市区町村を回る「キャラバン宣伝」活動を展開します。各地域の連絡会/実行委の皆さんのご参加をお願いします。
- のぼり旗や“本番チラシ”を活用し、各地域での街頭署名活動、様々な集会・催事での署名活動を展開しましょう。
- 署名用紙やチラシが置いてある店舗、事務所、飲食店など、地域の「署名スポット」を設けましょう。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目5-10 御譜代町ビル306号室
☎: 022-724-7627　fax: 022-724-7629　mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitterもやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

みんなで決めよう！
女川原発再稼働 YES or NO

みんなで決める会ニュース　第３号　2018.9.30 発行

発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目5-10 御譜代町ビル306号室
連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）
メール：kenmingakimeru@gmail.com
HP：http://minnadekimeru.jp/
Twitter：みんなで決める会（@minnade_kimeru）
Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

約300人大結集！
キックオフ集会

９月23日（日）お彼岸にも関わらず、約300人がキックオフ集会に集い、会からの報告・提案の後、活発な質疑応答、意見交換が行われました。会場の熱気が高まる中、法定署名数の達成へ向けて「ガンバロー！」を三唱しました。集会の後は、一番町フォーラス前と中央通り平和ビル前で、街頭宣伝活動も行われました。

集会の中で、下記のとおり、現在の運動の到達点の報告がありました。

署名集め協力者（受任者）事前登録　**約７０００人**

説明会の回数　**約９０カ所**　県内各地を回りました。

署名期間は、10月２日～12月２日までの２か月間。
県内有権者の50分の１（約４万筆）以上を集めます。
署名集め協力者（受任者）は署名期間中にもなれます。
詳細は ホームページ http://minnadekimeru.jp/をご覧ください。受任者登録フォームからも登録できます！

各地域・各団体の取りまとめ役の皆様。署名用紙は、10月２日から１週間以内にお手元に届くように準備中です。
お問合わせは、みんなで決める会事務局までお願いします（固定電話を開設しました）。

お問い合わせ先：
女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804
仙台市青葉区大町２丁目5-10 御譜代町ビル306号室
☎：022-724-7627　fax：022-724-7629
mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　Facebook、Twitterもやっています。「みんなで決める会」で検索してください。

署名集め来月開始
女川再稼働 住民投票実現へ集会　仙台

東北電力女川原発２号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を目指す「県民投票を実現する会」（仙台市）は23日、仙台市青葉区でキックオフ集会を開いた。10月から2カ月間、制定を求める直接請求に必要な県内有権者の50分の１（約４万人）以上の署名を集める。約300人が参加。原子力規制委員会の新規制基準適合性審査が年明けに最終盤を迎える女川2号機に絞って再稼働の是非を問うことや、署名集めを行う受任者が約7000人組織されたことが報告された。

署名を集める期間は10月2日～12月2日で、任期満了に伴う町長選がある丸森町内では、11月14日から町長選が終わるまで一時中断される。多々良哲代表は、「再稼働に必要な地元同意が立地自治体に限られているのを踏まえ「知事や県議に任せるのではなく、県民一人一人が当事者だ」と強調。「署名は約4万人の2、3倍を集め、条例案を審議する県議会に大きな民意を示した

住民投票条例の制定に向け、県内各地から協力者が集まった集会

河北新報に続々掲載。TVなどメディアも放映。お見逃しなく♪

女川原発再稼働問う住民投票
直接請求手続き開始
市民団体、県に申請

東北電力女川原発２号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を目指す仙台市の市民団体「県民投票を実現する会」（多々良哲代表）は25日、地方自治法に基づき、条例制定の直接請求手続きに必要な署名簿を添えた請求代表者証明書の交付を県に申請した。多々良代表ら4人が県庁を訪れ、県市町村課の伊藤正弘課長に交付申請書と条例案を提出した。多々良代表は「女川原発の再稼働は県民の命と暮らし、子どもたちの未来に関わる。県民一人一人が当事者として判断すべき問題だ」と請求の趣旨を説明した。

県は請求代表者が県内の

宮城県条例制定請求書

東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例制定請求の要旨

１．請求の要旨

あの忘れられない３月１１日の大震災から７年がたちました。津波に襲われ、避難さえ困難な中で、多くの人命が犠牲となりました。悲しみを乗り越え、復旧・復興への努力が懸命に続けられてきましたが、原発事故による放射能の拡散が大きな足かせとなりました。

放射能の生活圏への漏洩がどんな災いをもたらすものか、私たちは初めて身をもって知ることになりました。濃淡の違いはあるものの、県内全域に飛散した放射能は、自然の恵を享受する私たちの暮らしに大きな打撃を与え続け、特に子どもたちの「長期的健康影響」の心配は消えることはありません。

農地への放射能の飛散は、稲ワラの汚染、広大な牧草地の汚染、農畜産物の出荷制限など、先の見えない被害をもたらしました。指定廃棄物や農林系廃棄物の処分も大きな課題となっています。世界的にも前例がない海への大量の放射能の漏洩は、津波被害からの復旧・復興で苦労している漁業者に、底魚（一部）の出荷制限や「宮城県産」というだけでの「風評被害」を招くなど、理不尽な苦痛を強いられました。森林の放射能汚染も深刻で、山菜やキノコなどの林産物の採取制限、イノシシやクマなどの捕獲制限は今も続いています。

生活圏への放射能漏洩を想定さえしてこなかった政府は、それでなくとも地震・津波被害対策で疲弊している自治体に、その対策を丸投げしてきました。この結果、放射能対策のノウハウを持ち合わせていない多くの自治体は、健康影響を心配する住民に対して不十分な対応を余儀なくされました。

私たち県民は、全てが東京電力福島第一原発事故による放射能漏洩の被害者です。

私たち県民は、未来のこどもたちに対し、安全対策を強化し原子力エネルギー継続の道を選ぶのか、放射能リスクを回避し再生可能エネルギーに切り替えていく道を選ぶのか、当事者として考え、責任を持った選択をしなければなりません。

以上のことに鑑み、私たち県民一人ひとりが、未来のこどもたちに責任を持ち、女川原発の再稼働の是非を直接民主制による県民投票で決定出来るよう、「東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例」の制定を請求します。

２．請求代表者

宮城県仙台市青葉区台原４丁目８－１７　多々良哲

生年月日　昭和３３年１０月１８日　　性別　男

上記のとおり地方自治法第７４条第１項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成３０年９月２５日

宮城県知事　村井　嘉浩　様

東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例（案）

【目的】
第１条 この条例は、宮城県民の生命・暮らし、子ども達の未来に重大な影響を与える東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非について、県民一人ひとりが当事者として考え、その意思を示すための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、中長期的エネルギー政策とそれを基軸とする地域経済・地域社会のあり方に係る住民自治を推進し、もって県政の民主的かつ健全な発展を図ることを目的とする。

【県民投票】
第２条 １ 東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非（以下、「投票案件」という。）に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。
２ 県民投票は、県民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈および運用は、県民の意思表明の自由を保障するとともに、県民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わければならない。

【県民投票の執行】
第３条 １ 県民投票は、知事が執行するものとする。
２ 知事は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の２の規定に基づき、協議により、その権限に属する県民投票の管理および執行に関する事務を宮城県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）ならびに宮城県内の市町村および各市区町村の選挙管理委員会に委任するものとする。

【県民投票の期日】
第４条 １ 県民投票の期日（以下「投票期日」という。）は、国が東北電力女川原子力発電所２号機に対して原子炉設置変更許可を出してから、知事が原子炉設置変更への事前了解の申し入れに対して東北電力に回答するまでの期間において、知事が定める。
２ 知事は、前項の規定により投票日を定めた時は、選挙管理委員会に対して、速やかに通知しなければならない。

【県民投票の公示】
第５条 選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票日の７日前までにこれを告示しなければならない。

【投票資格者】
第６条 １ 県民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において宮城県内の市町村に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録された者とする。
（１）年齢満１８歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る宮城県内の市町村の住民票が作成された日（他の都道府県から県内の市町村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条の規定により届け出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き３月以上、当該市町村の住民基本台帳に記載されているもの（宮城県内で当該住民票の異動があった場合も含む。）
２ 次の各号に掲げる者は、県民投票の投票権を有しない。
（１）禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者。
（２）禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【投票資格者名簿】
第７条 １ 県民投票を行うに当たって、県は市町村に対して県民投票の実施に関わる事務の取扱の委任に関わる協議を申し入れ、市町村の選挙管理委員会が前条の規定に関して投票資格者名簿を調製し、県民投票を実施できるようにしなければならない。
２ 投票資格者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。
３ その他、投票資格者名簿の調製に関し必要な事項は、規則で定める。

【一人一票・秘密投票】
第８条 県民投票は秘密投票とし、投票は一人一票とする。

【投票期日・自書投票の原則】
第９条 投票資格者は自ら、投票期日に、規則で定める県民投票を行う場所（以下、投票所という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

【期日前投票・不在者投票】
第１０条 １ 前条の規定に関わらず、投票期日に自ら投票所に行くことが出来ない投票資格者は、第５条に定める県民投票の告示後、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。
２ 期日前投票及び不在者投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【投票用紙の交付及び様式】
第１１条 １ 投票用紙は、投票期日、投票所において投票人に交付しなければならない。
２ 投票用紙には予め、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならない。
３ 投票用紙の様式に関し必要な事項は、規則で定める。

【投票の方式】
第１２条 投票人は、東北電力女川原子力発電所２号機の稼働に賛成するときは投票用紙

の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

【代理投票・点字投票】
第１３条 １　身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。
２ 点字による投票の方法は、規則で定める。

【投票の効力の決定】
第１４条　投票の効力の決定に当たっては、次条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

【無効投票】
第１５条　次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
（１）　所定の投票用紙を用いないもの
（２）　○の記号以外の事項を記載したもの
（３）　○の記号のほか、他事を記載したもの
（４）　○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
（５）　○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
（６）　何も記載していないもの

【県民投票の事務】
第１６条 １　知事は、県民投票に当たり、有権者の投票行動に資する県民投票公報の作成、県民投票広報広告その他県民投票の広報に関し必要な事務を行う。
２ 県民投票公報及び県民投票広報広告の原稿を作成する場合には、賛成意見及び反対意見を公平かつ平等に扱わなければならない。
３ 県民投票公報は、投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の７日前までに、配布しなければならない。

【県民投票広報協議会】
第１７条 １　宮城県議会に、県民投票広報協議会を置く。
２ 県民投票広報協議会の員数は１５名とする。委員は、宮城県議会会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任する。
３　県民投票広報協議会は、知事が県民投票公報の原稿を作成するにあたり、意見を述べることができる。

【県民投票広報協議会の議事運営】
第１８条　県民投票広報協議会の議事、運営その他の事項は、各会派が協議の上定める。

【県民投票運動及びその規制】
第１９条 １　何人も、県民投票に関する投票運動（投票案件に対し賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘する行為。以下「県民投票運動」という。）、その他意見の表明を、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等、県民の自由な意思を拘束し、または不当に干渉するものであってはならない。
２　公務員が行う県民投票運動および投票案件に係る意見の表明並びにこれらに必要な行為については、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３６条第１項から第３項までの規定、その他公務員の政治的行為を制限する法律上の規定は、適用しない。

【投票及び開票】
第２０条　前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他県民投票の投票および開票に関し必要な規定は、規定で定めるほか、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）および公職選挙法施行規則（昭和２５年総理府令第１３号）の規程の例による。

【投票結果の告示等】
第２１条　選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公示するとともに、当該告示の内容を知事および県議会議長に報告しなければならない。

【投票結果の尊重】
第２２条　県民投票において、有効投票総数の過半数の結果が、投票資格者総数の４分の１以上に達したときは、知事および県議会は投票結果を尊重し、東北電力、国および関係機関と協議して、東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない。

【規則への委任状】
第２３条 １　この条例に定めるもののほか、県民投票の施行に関し必要事項は、規則で定める。
２　前項の規則は、本条例施行の日から、２０日以内に制定しなければならない。

附則
【施行期日】
　この条例は、公布の日から施行する。

【失効】
　この条例は、知事が原子炉設置変更への事前了解の申し入れに対して東北電力に回答した翌日から起算して９０日を経過した日にその効力を失う。

東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例制定を求める

宮城県条例制定請求者署名簿

平成３０年１０月　２日

【石巻市　　第　　号】

宮城県条例制定請求署名収集委任状

(受任者)住　　所　宮城県石巻市

氏　　名

生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日

性　　別　男・女

上記の者に対し、宮城県条例制定請求者署名簿に宮城県条例制定の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。

平成３０年　　月　　日

宮城県条例制定請求代表者

住　　所　宮城県仙台市青葉区台原４丁目８ー１７

氏　　名　多　々　良　　哲　㊞

生年月日　昭和３３年１０月１８日

性　　別　男

宮城県条例制定請求者署名簿

有効無効の印	番号	署名年月日	住　　所	生年月日	氏　名	印	備考
	1	平成３０年　月　日	宮城県石巻市	明・大・昭・平　年　月　日			
	2	平成３０年　月　日	宮城県石巻市	明・大・昭・平　年　月　日			
	3	平成３０年　月　日	宮城県石巻市	明・大・昭・平　年　月　日			
	4	平成３０年　月　日	宮城県石巻市	明・大・昭・平　年　月　日			
	5	平成３０年　月　日	宮城県石巻市	明・大・昭・平　年　月　日			
	6	平成３０年　月　日	宮城県石巻市	明・大・昭・平　年　月　日			

宮城県条例制定請求書

東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例制定請求の要旨
１．請求の要旨

あの忘れられない３月１１日の大震災から７年がたちました。津波に襲われ、避難さえ困難な中で、多くの人命が犠牲となりました。悲しみを乗り越え、復旧・復興への努力が懸命に続けられてきましたが、原発事故による放射能の拡散が大きな足かせとなりました。
放射能の生活圏への漏洩がどんな災いをもたらすものか、私たちは初めて身をもって知ることになりました。濃淡の違いはあるものの、県内全域に飛散した放射能は、自然の恵を享受する私たちの暮らしに大きな打撃を与え続け、特に子どもたちの「長期的健康影響」の心配は消えることはありません。

農地への放射能の飛散は、稲ワラの汚染、広大な牧草地の汚染、農畜産物の出荷制限など、先の見えない被害をもたらしました。指定廃棄物や農林系廃棄物の処分も大きな課題となっています。世界的にも前例がない海への大量の放射能の漏洩は、津波被害からの復旧・復興で苦労している漁業者に、底魚(一部)の出荷制限や「宮城県産」というだけでの「風評被害」を招くなど、理不尽な苦痛を強いられました。森林の放射能汚染も深刻で、山菜やキノコなどの林産物の採取制限、イノシシやクマなどの捕獲制限は今も続いています。

生活圏への放射能漏洩を想定さえしてこなかった政府は、それでなくとも地震・津波被害対策で疲弊している自治体に、その対策を丸投げしてきました。この結果、放射能対策のノウハウを持ち合わせていない多くの自治体は、健康影響を心配する住民に対して不十分な対応を余儀なくされました。

私たち県民は、全てが東京電力福島第一原発事故による放射能漏洩の被害者です。
私たち県民は、未来のこどもたちに対し、安全対策を強化し原子力エネルギー継続の道を選ぶのか、放射能リスクを回避し再生可能エネルギーに切り替えていく道を選ぶのか、当事者として考え、責任を持った選択をしなければなりません。

以上のことに鑑み、私たち県民一人ひとりが、未来のこどもたちに責任を持ち、女川原発の再稼働の是非を直接民主制による県民投票で決定出来るよう、「東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例」の制定を請求します。

２．請求代表者

宮城県仙台市青葉区台原４丁目８－１７　多々良　哲

生年月日　昭和３３年１０月１８日　性別　男

上記のとおり地方自治法第７４条第１項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成３０年９月２５日

宮城県知事　村井　嘉浩　様

宮城県条例制定請求代表者証明書

住所　宮城県仙台市青葉区台原４丁目８番１７号
氏名　多々良　哲
生年月日　昭和３３年１０月１８日　性別　男

上記の者は宮城県条例制定請求代表者であることを証明する。

平成３０年１０月２日

宮城県知事　村井　嘉浩

備考　本証明書又はその写は宮城県条例制定請求者署名簿ごとにつづり込むものとすること。

東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例（案）

【目的】
第１条 この条例は、宮城県民の生命・暮らし、子ども達の未来に重大な影響を与える東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非について、県民一人ひとりが当事者として考え、その意思を示すための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、中長期的エネルギー政策とそれを基軸とする地域経済・地域社会のあり方に係る住民自治を推進し、もって県政の民主的かつ健全な発展を図ることを目的とする。

【県民投票】
第２条 １　東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非（以下、「投票案件」という。）に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。
２　県民投票は、県民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈および運用は、県民の意思表明の自由を保障するとともに、県民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わければならない。

【県民投票の執行】
第３条 １　県民投票は、知事が執行するものとする。
２　知事は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の２の規定に基づき、協議により、その権限に属する県民投票の管理および執行に関する事務を宮城県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）ならびに宮城県内の市町村および各市区町村の選挙管理委員会に委任するものとする。

【県民投票の期日】
第４条 １　県民投票の期日（以下「投票期日」という。）は、国が東北電力女川原子力発電所２号機に対して原子炉設置変更許可を出してから、知事が原子炉設置変更への事前了解の申し入れに対して東北電力に回答するまでの期間において、知事が定める。
２　知事は、前項の規定により投票日を定めた時は、選挙管理委員会に対して、速やかに通知しなければならない。

【県民投票の公示】
第５条　選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票日の７日前までにこれを告示しなければならない。

【投票資格者】
第６条 １　県民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において宮城県内の市町村に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録された者とする。

1

（１）年齢満１８歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る宮城県内の市町村の住民票が作成された日（他の都道府県から県内の市町村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条の規定により届け出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き３月以上、当該市町村の住民基本台帳に記載されているもの（宮城県内で当該住民票の異動があった場合も含む。）
２　次の各号に掲げる者は、県民投票の投票権を有しない。
（１）禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者。
（２）禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【投票資格者名簿】
第７条 １　県民投票を行うに当たって、県は市町村に対して県民投票の実施に関わる事務の取扱の委任に関わる協議を申し入れ、市町村の選挙管理委員会が前条の規定に関して投票資格者名簿を調製し、県民投票を実施できるようにしなければならない。
２ 投票資格者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。
３ その他、投票資格者名簿の調製に関し必要な事項は、規則で定める。

【一人一票・秘密投票】
第８条　県民投票は秘密投票とし、投票は一人一票とする。

【投票期日・自書投票の原則】
第９条　投票資格者は自ら、投票期日に、規則で定める県民投票を行う場所（以下、投票所という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

【期日前投票・不在者投票】
第１０条 １　前条の規定に関わらず、投票期日に自ら投票所に行くことが出来ない投票資格者は、第５条に定める県民投票の告示後、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。
２ 期日前投票及び不在者投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【投票用紙の交付及び様式】
第１１条 １　投票用紙は、投票期日、投票所において投票人に交付しなければならない。
２ 投票用紙には予め、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならない。
３ 投票用紙の様式に関し必要な事項は、規則で定める。

【投票の方式】
第１２条　投票人は、東北電力女川原子力発電所２号機の稼働に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら〇の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

2

【代理投票・点字投票】
第１３条 １　身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に〇の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。
２ 点字による投票の方法は、規則で定める。

【投票の効力の決定】
第１４条　投票の効力の決定に当たっては、次条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

【無効投票】
第１５条　次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
（１）　所定の投票用紙を用いないもの
（２）　〇の記号以外の事項を記載したもの
（３）　〇の記号のほか、他事を記載したもの
（４）　〇の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
（５）　〇の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
（６）　何も記載していないもの

【県民投票の事務】
第１６条 １　知事は、県民投票に当たり、有権者の投票行動に資する県民投票公報の作成、県民投票広報広告その他県民投票の広報に関し必要な事務を行う。
２ 県民投票公報及び県民投票広報広告の原稿を作成する場合には、賛成意見及び反対意見を公平かつ平等に扱わなければならない。
３ 県民投票公報は、投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の７日前までに、配布しなければならない。

【県民投票広報協議会】
第１７条 １　宮城県議会に、県民投票広報協議会を置く。
２ 県民投票広報協議会の員数は１５名とする。委員は、宮城県議会会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任する。
３　県民投票広報協議会は、知事が県民投票公報の原稿を作成するにあたり、意見を述べることができる。

【県民投票広報協議会の議事運営】
第１８条　県民投票広報協議会の議事、運営その他の事項は、各会派が協議の上定める。

3

【県民投票運動及びその規制】
第１９条 １　何人も、県民投票に関する投票運動（投票案件に対し賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘する行為。以下「県民投票運動」という。）、その他意見の表明を、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等、県民の自由な意思を拘束し、または不当に干渉するものであってはならない。
２　公務員が行う県民投票運動および投票案件に係る意見の表明並びにこれらに必要な行為については、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３６条第１項から第３項までの規定、その他公務員の政治的行為を制限する法律上の規定は、適用しない。

【投票及び開票】
第２０条　前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他県民投票の投票および開票に関し必要な規定は、規定で定めるほか、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）および公職選挙法施行規則（昭和２５年総理府令第１３号）の規程の例による。

【投票結果の告示等】
第２１条　選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公示するとともに、当該告示の内容を知事および県議会議長に報告しなければならない。

【投票結果の尊重】
第２２条　県民投票において、有効投票総数の過半数の結果が、投票資格者総数の４分の１以上に達したときは、知事および県議会は投票結果を尊重し、東北電力、国および関係機関と協議して、東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない。

【規則への委任状】
第２３条 １　この条例に定めるもののほか、県民投票の施行に関し必要事項は、規則で定める。
２　前項の規則は、本条例施行の日から、２０日以内に制定しなければならない。

附則
【施行期日】
この条例は、公布の日から施行する。

【失効】
この条例は、知事が原子炉設置変更への事前了解の申し入れに対して東北電力に回答した翌日から起算して９０日を経過した日にその効力を失う。

4

署名の届け方は…

●提出前に、直筆、住所の記入、押印、市区町村のご確認を。

代筆、押印がない、住所の欄に一部省略がある、委任状の日付に食い違いがある、丸森町の収集禁止期間（１１月１４日から町長選挙まで）の署名は、無効とされます。署名した本人にお願いして、整えてからご提出ください。

別の市区町村の人の署名が混じっている署名簿は、そのまま提出していただいて構いません（本人以外は訂正できません）。別の市区町村の人の署名は無効とされますので、その人には署名のやり直しをお願いして下さい（２頁を参照）。

●書き終わった署名簿は、署名を届けた人（または団体）に連絡して、回収をお願いして下さい。「みんなで決める会」あてに郵送してもかまいません。

署名簿は、整理が助かるのでそのつど届けて下さい（最終投函日は１２月３日）。

追加で署名を集められる人には、署名簿をお届けします（コピーは不可です）。

●署名運動の最終日は１２月２日（日）で、２４時までです（丸森町を除く）。

丸森町では、町長選挙のため１１月１４日からいったん署名収集をお休みします。次の町長が決まったら、その翌日から残る２１日間の署名収集を再開します。

●署名できる人は１２月１日（丸森町は告示日前日）に１８歳以上の有権者です。

各市区町村の選挙管理委員会は、署名をした人が審査日に選挙区内の選挙人名簿に登録されていれば、その署名を有効と判断します。

有権者の定時登録が行われる１２月１日に１８歳であれば、署名した時に１７歳であっても有効です。丸森町では、町長選挙告示日の前日が選挙人名簿の登録日ですから、告示日前日までに１８歳になる人の署名が有効です。

署名後の転居は、県外であればその署名は無効とされます。県内の転居であれば、署名期間内に転居先市区町村の受任者の署名簿に再度の署名ができます。

募金をお願いします

全県で１０万枚を大きく超える署名簿や「署名の手引き」などを作成しています。運動に必要な経費をまかなうため、一口 100 円から募金をお願いしています。ご協力を。

郵便振替口座：名義「みんなで決める会」　口座番号：02250-4-142653

署名簿を受け取った人の「手引き」

●第４面の委任状の確認を。

あなたの住所、氏名、生年月日、性別、委任日を記入してお渡しすることを原則にしていますが、漏れがありましたら、記入して下さい。

●署名簿を何枚も活用する人は

後日に追加分の署名簿を受け取った場合も、署名集めを委任された委任日のところには、同じ日付けを記入して下さい。署名簿は事務局に連絡していただければお届けします（署名簿のコピーは不可）。

この日付を記録し、同じ日付を記入して下さい。

＿＿月＿＿日

※署名運動期間に１８歳になる人は、誕生日の日から署名を集める人（受任者）になって署名集めをすることができます。

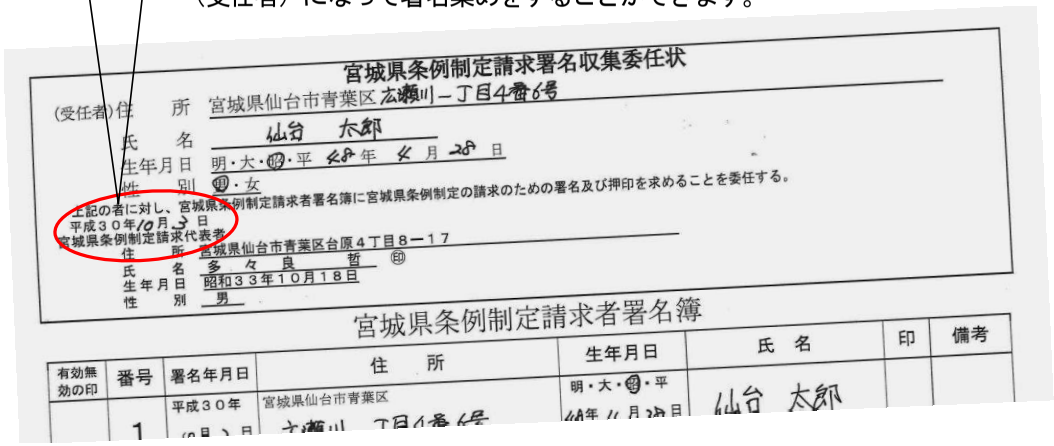

宮城県条例制定請求署名収集委任状

（受任者）住　所　宮城県仙台市青葉区広瀬川一丁目4番6号
氏　名　仙台　太郎
生年月日　明・大・昭・平　48年　4月　28日
性　別　男・女

上記の者に対し、宮城県条例制定請求者署名簿に宮城県条例制定の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。
平成３０年10月３日
宮城県条例制定請求代表者
住　所　宮城県仙台市青葉区台原４丁目８－１７
氏　名　多々良　哲　㊞
生年月日　昭和３３年１０月１８日
性　別　男

宮城県条例制定請求者署名簿

有効無効の印	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印	備考
	1	平成３０年	宮城県仙台市青葉区	明・大・昭・平	仙台　太郎		

【お問い合わせは、以下の事務局までお寄せください】
女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）
〒９８０－０８０４　仙台市青葉区大町２丁目５－１０　御譜代町ビル３０６号室
電話：０２２（７２４）７６２７　ＦＡＸ：０２２（７２４）７６２９
メール：kenmingakimeru@gmail.com

家族も一人ひとりが直筆で

●最初にあなたの署名をお願いします。何枚も活用する人は、一枚目だけで結構です。

署名年月日、住所、生年月日、氏名は、一人ひとりがすべて自分で署名することがルールになっています。代筆は、家族でも認められていないので、ご注意ください。

●住所は省略しないで、すべて記入を

住所も、家族の一人ひとりが記入して下さい。住所の一部を「　〃　」で省略すると、その署名は無効になります。

●一人ひとりが押印してください。

認印も、拇印もOKです。家族で同じ印鑑を使ってもかまいません。シャチハタネームもOKです。

●訪問や街頭で署名をお願いする時は、朱肉を持ち歩くと便利です。

左端は選管が使用します。何も書かないで下さい。

宮城県条例制定請求者署名簿

有効無効の印	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印	備考
	1	平成30年 10月3日	宮城県仙台市青葉区 広瀬川一丁目4番6号	明・大・㊥・平 48年4月28日	仙台 太郎	仙台	
	2	平成30年 10月3日	宮城県仙台市青葉区 広瀬川一丁目4番6号	明・大・㊥・平 49年5月13日	仙台 花子	仙台	
	3	平成30年 10月4日	仙台 広瀬川一丁目4番6号	明・大・昭・㊦ 12年12月1日	仙台 一男	仙台	
	4	平成30年 10月5日	宮城県仙台市青葉区 泉区紫川7丁目10-10	明・大・㊧・平 58年3月15日	宮城 やよい	宮城	
	5	平成30年 10月6日	宮城県仙台市青葉区 吉岡山3丁目7-1 丸角マンション 601号	明・大・昭・㊦ 12年11月30日	山本山 千鶴子		
	6	平成30年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日			

●訂正のやり方

書き損じた箇所に、本人が線を引いて、訂正印を押し、書き直して下さい。

線を引き、次の欄に書き直しても結構です。

拇印でOK！

マンションの方は部屋番号を必ず記入して下さい。

１２月１日に１８歳になる人の署名は有効です。

病気等で直筆ができない人には

代筆専用の署名簿をお届けします。この署名簿を届けた人（または団体）にご相談いただくか、「みんなで決める会」にご連絡ください。

署名を集める人（受任者）は、代筆者にはなれません。代筆は同じ市区町村の人にお願いして下さい。

公務員も自由に署名できます

●国家公務員、教員、民生委員には、署名を集める人（受任者）になることは、お願いしないで下さい。

署名は誰でも自由です。公務員の人にも気軽にお願いして下さい。

ただし国家公務員、教員、民生委員は、政治活動に制約があります。署名を集める人（受任者）になることは、お願いしないで下さい。地方公務員の場合も、受任者を無理にはお願いしないようにして下さい。

保護司には、制約はありません。

【注意】あなたと別の市区町村の人の署名は無効とされます。その理由は…

署名簿は、あなたの市区町村の選管に提出します。選管は、署名した人が選挙人名簿に登録されていれば、その署名を有効と判断します。

署名が別の市区町村の人の場合、あなたの市区町村の選挙人名簿に登録されておらず、有権者だと確認できないので無効とされるのです。

署名は、同じ市区町村の人に

- 自分と同じ市区町村に住んでいる人には、どしどし署名をお願いして下さい。
- 署名の際に、署名を集める人（受任者）になることも、お願いして下さい。

別の市区町村の人へのお願いは

- その市区町村の受任者に訪問してもらうという方法があります。
- 署名を集める人（受任者）になってもらい、署名してもらうことができます。住所欄に市区町村名を印刷していない署名簿は、どの市区町村でも使用できるので、お願いする際に便利です。わからないことは、お問い合わせください。

女川原発再稼働の是非はみんなで決めよう！
県民投票実現をめざす署名にご協力お願いします

女川原発再稼働は、私たち宮城県民の生命と暮らし、子ども達の未来に関わる大切な問題です。

知事と県議会にお任せするのではなく、私たちが当事者として考えて選択するための署名を集めています。

原発に賛成の方も反対の方もご協力をお願いします。

宮城県に県民投票条例の制定を求める直接請求署名です。署名ができるのは宮城県の有権者です。

署名には印鑑が必要です。
認印か拇印でOKです！

署名を集める人も大募集中♪

みんなで決める会まで TEL や FAX、メールでご連絡ください。

署名の方法などについては裏面をご覧ください。

お問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
☎: 022-724-7627　fax: 022-724-7629　mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitter もやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

「原発」県民投票を実現しよう！

女川原発2号機の再稼働へ向けて、原子力規制委員会での審査が進められており、来年の春にも事実上の「合格」が出ることが予想されます。その後の再稼働までの手続きは「地元同意」だけとなりますが、これまで原発が再稼働されてきた他県の経過を見れば、県民の意見は聞かれることなく、県知事の意向が大きく働く中で再稼働への「了解」が出されています。

しかし皆さん。女川原発再稼働は、私たち宮城県民の生命と暮らし、ここで生きていく子ども達の未来に関わる重大な問題です。私たち県民一人ひとりが当事者意識をもって、自分自身の問題として考えて選択するべき、重要な課題ではないでしょうか。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」―このことを実現するために「県民投票条例」が必要です。私たちは「住民直接請求」という制度に基づいて、県民投票条例案を宮城県議会に提案したいと考えています。そのための署名にご協力をお願いします。

署名するにはどうしたらいいの？

① 署名用紙を取り寄せて署名する（受任者用）
◎「みんなで決める会」に電話、FAX、メールなどで署名用紙をご請求ください。郵送等でお届けします。
◎同じ市区町村にお住まいのご家族、お友達やご近所の署名も、ぜひ一緒に集めてご返送ください。

② 街頭や地域の署名スポットで署名する
◎各地の駅頭、街頭、署名スポットなどで署名活動を行っています。

③ 戸別訪問が来たときに署名する
◎戸別訪問による署名活動が認められています。戸別訪問で伺ったときは、ぜひご協力をお願いします。

署名から県民投票までの流れ

署名期間 ＜10月２日～12月２日＞

直接請求を成立させるために、宮城県有権者の50分の１（約４万筆）以上の署名を集める
↓
各市区町村の選挙管理委員会における署名簿の審査、縦覧
↓
県知事に県民投票条例の制定を請求（本請求）
↓
県議会での可決によって県民投票条例の公布
↓
女川原発再稼働の是非を問う県民投票の実施

署名用紙は、**この運動を進めているお近くの団体や個人からお取り寄せいただくか**、右の申込書を「みんなで決める会」に FAX、メールなどで送って、お申し込みください。

【署名用紙取り寄せ申込書】

＊お名前（ふりがな）

＊ご住所　〒

＊TEL

＊紹介者名または紹介（所属）団体名があれば…

みんなで決めよう！
女川原発再稼働 YES or NO
みんなで決める会ニュース　第４号　2018.10.3 発行

発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）
メール：kenmingakimeru@gmail.com
HP：http://minnadekimeru.jp/
Twitter：みんなで決める会（@minnade_kimeru）
Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

「原発」のことは自分たちで決めよう！　直接請求署名活動　スタート！

10 月 2 日（火）午前 9 時半、県庁にて「宮城県条例制定請求代表者証明書」の交付を受け、県民投票条例の制定を求める直接請求署名活動がスタートしました。早速、午後 1 時から仙台市の中央通り平和ビル前にて、約 20 名で街頭署名活動を展開。30 分余りで 20 名の市民が署名に応じてくださり、初日の手応えは十分でした！
皆さん、これから 2 カ月間の署名活動、力を尽くしましょう！

河北新報（左）

朝日新聞（右）

女川再稼働「住民投票を」
市民団体 署名活動を開始
直接請求、4万人必要

署名期間は、2か月間

10 月 2 日から
12 月 2 日まで
県内有権者の 50 分の 1（約4万筆）以上をみんなで集めよう。

署名集め協力者（受任者）は、署名期間中にもなれます。
詳細は ホームページ http://minnadekimeru.jp/ をご覧ください。
受任者登録フォームからも登録できます！
お問合わせは、みんなで決める会事務局までお願いします（固定電話を開設しました）。

TV ニュースや新聞各紙が大きく報じています。
＜東北放送＞
https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20181002-00000009-tbcv-l04
＜NHK＞
https://www3.nhk.or.jp/tohoku-news/20181002/0003057.html
＜仙台放送＞
https://www.fnn.jp/posts/00067126OX

お問い合わせ先：
女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）
〒980-0804
仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
☎: 022-724-7627　fax: 022-724-7629　mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　Facebook、Twitter もあります。「みんなで決める会」で検索を

みんなで決めよう！
女川原発再稼働 YES or NO
みんなで決める会ニュース 第５号 2018.10.10 発行

発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306
☎: 022-724-7627　fax: 022-724-7629
E-mail： kenmingakimeru@gmail.com
HP： http://minnadekimeru.jp/
Facebook、Twitter もやっています。「みんなで決める会」で検索を

仙台での街頭署名に大反響！10/6(土)62 筆、10/7(日)63 筆

10/6(土)10/7(日)、仙台の中央通り平和ビル前で署名活動を行いました。「県民投票の実現へ あなたも署名を」の横断幕を掲げた宣伝カーも登場。大事なことはみんなで決めよう！という訴えに、多くの市民が署名に応じてくださり、大反響でした。
10/6 は 18 名、10/7 は 15 名で各 1 時間行ない、10/6 は 62 筆、10/7 は 63 筆もの署名を頂くことが出来ました。街頭署名活動がたいへん有効であることがわかりました。

全国から注目されています。宮城から住民の意思を示すトップランナーになりましょう！

「原発」国民投票の本村さんと大音さんが大阪から来訪。10/7-10/8 と宣伝カーに乗り、「原発県民投票の歌」を歌って宣伝してくださいました。とても親しみやすいフレーズを、みんなで決める会の facebook で観る（聴く）ことができます。
「みんなで決めよう「原発」国民投票」ホームページで、宮城の「みんなで決める会」が紹介されています！

おおぜいの協力で署名用紙の発送作業が無事に終了しました。

おかげさまで、10/5 までに署名用紙の発送作業が無事に終了しました。のべ 50 人のボランティアさんが各地域から次々と事務所に到着。「たくさん書いてもらえますように」と願いを込めながら、署名用紙や「手引き」を封筒詰めしていました。予想以上に早く発送作業を終えることができました。
受任者を事前登録していただいた皆さまへは、ご自宅に郵送になるか、紹介者を通じてお届けになります。ご不明な点は事務局にお問い合わせください。どうぞよろしくお願い致します。

＊＊住民直接請求署名をできるだけ多く集めるため、協力者（受任者）を増やしてください。＊＊
10～11 月の署名期間中にも、地域での説明会・学習会を開催しましょう。

あなたの地域、あなたの所属されているグループや団体での説明会・学習会を開催してください。
「みんなで決める会」スタッフがご説明に伺います。　※少人数でも OK です。時間は1～2時間で大丈夫です。
※当会スタッフへの謝礼・交通費等は不要。（できれば、活動へのカンパを集めていただけるとありがたいです。）
※お申し込みは、お名前・ご連絡先・開催日時・会場を、みんなで決める会事務局へご連絡下さい。

女川原発再稼働の是非はみんなで決めよう！
県民投票実現をめざす署名運動の中間報告集会

10 月 2 日から**「県民投票条例の制定を求める署名活動」**が始まりました。県内各地で、地元を足で回る草の根の署名収集、また街頭署名活動や宣伝カーによるキャラバン隊が繰り広げられています。

その様子は新聞やテレビニュースでも伝えられ、多くの県民が署名できるチャンスを待っているという状況が生まれてきています。運動の後半戦で、さらに多くの県民との”出会い”が必要です。

そこで 2 カ月間の署名期間の折り返し点に当たり「中間報告集会」を開催することとしました。県内各地の運動を交流し、後半戦の方針を確認したいと思います。おおぜいのご参加をお待ちしています。

2018 **11 月 3 日（土）**

14:00～15:30

会場　仙台市戦災復興記念館
記念ホール
（仙台市青葉区大町2丁目12－1）

地下鉄東西線「仙台駅」から 八木山公園行き
「大町西公園駅」下車 東1番出口徒歩6分

＜中間報告集会 プログラム＞

① 署名運動・到達点の報告

② 各地からの報告・運動の交流

③ 署名運動後半の方針の確認

お願いします

集会前の街頭署名活動にもご参加下さい。おおぜいで運動の勢いを示そう！

11 月 3 日（土）12 時～13 時
仙台市中央通り平和ビル前

※　毎週土曜・日曜の 12 時～13 時、15 時～16 時、平和ビル前で街頭署名活動を行っています。

主催：　女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町 2 丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
☎: 022-724-7627　fax: 022-724-7629　mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitter もやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

報道関係者各位

女川原発再稼働の是非を問う「県民投票条例」の制定を求める「住民直接請求」署名運動の中間報告集会を１１月３日に開催します。

◎１１月３日（土）の予定

１２時～１３時　街頭署名活動

＠平和ビル前（東二番町と中央通りの交差点付近）

１４時～１５時半　署名運動の中間報告集会

＠戦災復興記念館・記念ホール

県民投票条例の制定を求める署名運動が全県で大きく盛り上がっています。

２カ月間（10 月 2 日～12 月 2 日）の署名期間の折り返し点である１１月３日に、「中間報告集会」を開催します。

集会の中では、10 月 2 日からの１カ月間で寄せられた署名数を発表します。また県内各地で展開されている署名運動の報告があります。署名運動後半戦へ向けた取り組みの確認を行います。

いずれも取材可能ですので、ぜひ取材をよろしくお願いします。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）

〒980-0804　仙台市青葉区大町 2 丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
TEL: 022-724-7627　fax: 022-724-7629
mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitter もやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

女川原発再稼働の是非はみんなで決めよう！
県民投票実現をめざす署名運動の中間報告集会

2018年11月3日（土）午後2：00～　　@仙台市戦災復興記念館・記念ホール

1、開会挨拶／署名活動前半の到達点の報告
2、「脱原発をめざす県議の会」から挨拶
3、各地からの活動報告
4、会計報告とカンパのお願い
5、署名活動後半戦へ向けて
6、閉会挨拶

この1カ月間の署名活動は「これまでにない好反応」。数々のエピソードが…

10月2日、知事から「請求代表者証明書」の交付を受け、**「県民投票条例の制定を求める直接請求署名活動」**が始まりました。

◎多くの協力者の集中作業によって、事前登録いただいた受任者への署名用紙の発送が短期間で終わりました。署名用紙が到着すると、県内各地で、家族親族・ご近所や友人知人からの署名集め、さらに町内を足で回る戸別訪問など、”草の根”の署名活動が一斉に始まりました。

◎交付日（10/2）の昼に早速、平和ビル前（仙台市の中央通り）で**街頭署名**に立つと、多くの市民が次々と署名に応じてくれ、想像以上の好反応。その様子は多くのテレビニュースや新聞で報じられました。

◎すると次の土日の10/6、10/7の街頭署名はさらに反応がよくなり、「テレビで見て署名したいと思っていた」「宣伝カーの呼びかけを聞いてどこで署名できるのか探していた」という人々が次々と署名し、2日間（計2時間）で125筆が集まり、”1分間に1筆”のペースとなりました。

◎土日の平和ビル前署名は、昼の12～13時に加えて、夕方の15～16時も行うこととし、引き続き好調を保っています。スタッフが署名を始める準備をしていると「署名をしたい市民の順番待ちの列が出来た」というエピソードも生んでいます。**街頭署名活動**は仙台市中心部以外にも広がってきています。

◎**宣伝カー**によるキャラバン隊が毎日運行しており、テープではないアナウンサーの生声が宣伝効果を高めています。仙台市を中心としながらも、仙北・仙南にも遠征し、現地の方々と合流しながら、街頭署名や戸別訪問と組み合わせて展開されています。仙台では「流している宣伝カーが呼び止められてその場で署名を頂いた」という事例も生まれました。

◎「どこで署名できるのか？」というお問い合わせに応えるために、”ここに行けば署名できる”お店や事業所＝**「署名スポット」**を募ったところ、多くのお店が応じてくださいました。11/1現在、県内44ヶ所の**「署名スポット」**をホームページで公開しています。

◎**戸別訪問活動**の中では、「30代くらいの若い男性がこれはいいっすねーと妻も呼んで2人で署名してくれた」「うちは原発賛成だが県民投票は納得できると署名してくれた」「署名をお願いに行った先の人が今は受任者となって署名集めに奔走している」といった数々のご報告をいただいています。

◎この1カ月の署名活動で私たちが実感していることは、**『大事なことはみんなで決めよう。子ども達の未来に関わる「原発」のことはみんなで決めよう。私たちのふるさと宮城のことは私たちが決めよう。』**という呼びかけが非常に受け入れられやすく、多くの人々の共感を呼ぶということです。

当たり前の「自己決定権」、当たり前の民主主義の実現を訴えれば、私たちの予想を超える多くの人々が署名に応じてくれるということです。

＜署名運動の後半戦へ向けて＞

運動の成否の鍵は、私たちがひとりでも多くの県民に“アクセス”すること

私たちは、署名運動前半戦の中で、多くの県民が**「いつかどこかで署名するチャンスに出会うのを待っている」「なにかきっかけがあれば署名してもいいなと思っている」**状況を生み出してきています。

これから12月2日までに、私たちがいかに多くの県民に“アクセス”できるか、つまり多くの県民と出会えるかに、この運動の成否がかかっていると言えます。

◎引き続き、同じ市区町村の友人知人の署名を集めながら、同時に**受任者を増やす**活動を進めましょう。受任者への署名の取り方の説明、受任者からの署名用紙の回収も確実に行いましょう。

◎この署名は、これまでと比べ、**戸別訪問**で署名して頂ける確率がかなり高い署名です。まず思い切って自分の町内会を回ってみましょう。さらに地域の会等で相談し、重点地域と日程を決めて、皆で回ってみましょう。

◎**街頭署名**が非常に有効な署名集めの手段だということがわかりました。地域の会等で集中日を決めて、店頭・駅頭などで街頭署名に取り組みましょう。

仙台市中心部では、土曜・日曜の12時～13時と15時～16時、平和ビル前（東二番町と中央通りの交差点付近）で行いますので、ぜひ参加をお願いします。

◎11月は**宣伝カー・キャラバン隊**を増強し2台体制とします。1台は仙塩地域を中心に、もう1台はそれ以外の地域を中心に回る予定です。「○月○日に我が町に来て欲しい」というリクエストをお待ちしています。もし態勢が組めれば、宣伝カーと街頭署名、宣伝カーと戸別訪問の組み合わせが非常に有効です。ドライバーとアナウンサーも常時募集しています。

◎**署名スポット**の設置は、「どこで署名できるの？」という声に応えるとともに、署名運動の広がり・多様性を可視化するという意味合いもあります。各市区町村に署名スポットを設置しましょう。署名スポットのリストは、みんなで決める会ホームページの他、チラシもありますので広めてください。

◎**SNSでの拡散**もとても重要な手段です。FacebookやTwitterをやっている方は、「みんなで決める会」のフォロー、投稿のシェア、リツイートをお願いします。投稿の際はハッシュタグ、＃県民投票、＃みんなで決める、＃女川原発 を付けてください。

◎署名活動への協力を依頼できる団体が地域にないか？もう一度思い返して、お願いに行きましょう。例えば、地元企業、その労働組合、OB会OG会、様々な組合や親睦会、趣味のサークル等々。

◎すべての場合において、「受任者が、同じ市区町村にお住いの有権者から、直接お一人お一人自筆で署名を頂く」という法定署名のルールを再確認しましょう。この署名運動を正当なものとして最後まで行うために周知徹底をお願いします。

また貴重な署名の一筆一筆を有効なものとするために、署名欄の必須5項目「署名月日、住所、生年月日、氏名、押印」の確認の徹底もよろしくお願いします。

※ 今後はできるだけ頻繁に、記入済み署名用紙を、決める会事務所へ送ってください。

※ 署名活動の締め切りは、１２月２日（日）２４時まで。その後は、出来るだけ速やかに、記入済み署名用紙を、決める会事務所へ送って（届けて）ください。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目5-10 御譜代町ビル306号室
☎: 022-724-7627　fax: 022-724-7629　mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitterもやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

女川原発再稼働の是非を問う「県民投票条例」の制定を求める「住民直接請求」署名

11 月 20 日までに、法定数４万筆を大きく超え、５７，２９４筆となりました。

県民投票条例制定の直接請求を成立させるためには、２カ月間（10 月 2 日～12 月 2 日）で、県内有権者の 50 分の 1＝約 4 万筆の署名を集めなければなりません。

11 月 20 日までに県民から寄せられた署名が、この法定数 4 万筆を超える 57,294 筆となりました。この署名数は全県の受任者の、署名収集の努力の集積です。

そして、この署名が「県民から待たれていた署名」であることを示しています。街頭署名でも戸別訪問でも、多くの県民が自ら積極的に「署名したい」という意思を表してくれました。その中でさらに、受任者（署名収集協力者）が広がっています。

この間の署名活動で私たちが実感していることは、**『大事なことはみんなで決めよう。子ども達の未来に関わる「原発」のことはみんなで決めよう。私たちのふるさと宮城のことは私たちが決めよう。』**という呼びかけが非常に受け入れられやすく、多くの人々の共感を呼ぶということです。**当たり前の「自己決定権」、当たり前の民主主義の実現**を訴えれば、私たちの予想を超える多くの人々が署名に応じてくれるということです。

今回発表した数字によって「法定数 4 万筆」を突破したことはひとつの節目ではありますが、私たちは、決してゴールではなく、「通過点」に過ぎないと考えています。

「当たり前の民主主義」を求める宮城県民の「民意」を形にし、大きな力に可視化して知事と県議に届け、県議会での県民投票条例の可決成立を図るために、さらに「10 万筆」を目指して署名活動を進めてまいります。

私たちはこの署名が「広めれば広めるほど広がる」ことを実感しており、「10 万筆」の目標達成は可能だと考えています。12 月 2 日（署名収集満了日）まで、あと 12 日間、ラストスパートをかけてまいります。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）

〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
TEL: 022-724-7627　　fax: 022-724-7629
mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitter もやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

「脱原発をめざす宮城県議の会」各位

直接請求署名運動は１０万筆をめざして、ラストスパートに入ります。県議の会の皆様のお力添えをお願い申し上げます。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
多々良　哲
２０１８年１１月２８日

日頃のご指導に心から感謝を申し上げます。

「女川原発の再稼働の是非を問う県民投票条例」を求める直接請求運動は、１２月２日の署名収集満了日まで残すところ５日間となりました。署名数は６２，３６４筆（11 月 25 日現在）まで到達しております。全県の受任者は、１０万筆の目標を目指してラストスパートをかけ、最後の署名収集に奔走しております。

署名運動の最後の３日間（11/30、12/1、12/2）は、仙台市街の中心部においてキャンペーンをはり、大きな盛り上がりを作りたいと考えております。

つきましては、「脱原発をめざす宮城県議の会」の皆さまに、以下の件について、お力添えを賜りたくお願い申し上げます。

１、１１月３０日（金）も昼１２時～１３時、仙台市の東二番町・中央通りの角（通称：平和ビル前）で、街頭署名を呼びかけます。この日は署名運動最終盤ということでマスコミ取材も入る予定ですので、**ぜひ県議の皆様にご参加いただき、マイクを取って頂ければと思っております。ご都合のつく時間帯に少しだけでも結構です。ぜひ３０日昼の街頭署名にご参加をお願い申し上げます。**
なお、１２月１日（土）と２日（日）の２日間は１２時～１６時まで４時間のロングラン街頭署名を、平和ビル前で行う予定です。こちらの方もご都合のつく時間帯がありましたらぜひご参加をお願いします。

２、この署名は１２月２日まで集めることが出来ます。その期日ぎりぎりまで、皆様の後援組織や支持者の方々に署名を広めていただけますようお願い申し上げます。そして集めていただいた署名は、来週１２月６日（木）までに当会事務所にお届けいただけますようお願い致します。

県議の会の皆様におかれましては、大変お忙しい中と存じますが、最終盤の盛り上がりを作って、１０万筆を達成し、この署名に大きな力を与えたいと考えております。

何卒よろしくお願い申し上げます。

「原発」県民投票条例署名１１３，０４６筆を提出しました。

2018/12/12

本日、私たちは「女川原発の再稼働の是非を問う県民投票条例」制定を求める直接請求署名を、県内の各市区町村選挙管理委員会（丸森町を除く）へ一斉に提出いたしました。この署名は地方自治法第 74 条に定められた「住民直接請求」制度に基づき、10/2～12/2 の２カ月間で県内有権者の 50 分の１（宮城県では約３万９千筆）以上の署名を集め、「県民投票条例」の制定を県知事に請求しようと取り組んできたものです。

本日提出した署名数は 113,046 筆に達しました（丸森を除く市区町村ごとの署名数は別紙参照）。わずか２カ月間で、宮城県内の実に 5.8%の有権者の署名が寄せられたことになります。

この署名に応じてくださった県民の皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

そして２カ月の間、署名収集に奔走してくださった全県の受任者（署名収集協力者）の皆様に心からの謝意と敬意を表します。皆で共に成し遂げた達成を共に喜び合いましょう。

この後は、町長選のため中断していた丸森町での署名再開を経て、来年１月中旬より各市区町村選管において署名簿の審査が行われますが、請求に必要な法定数を上回ることは確実と考えています。そして２月中旬頃に村井宮城県知事へ署名簿を添えて「本請求」を行い、来年の３月定例県議会に私たちの「県民投票条例案」が付議される運びになると考えています。

この署名活動は当初は法定数３万９千筆に達するかが注目されておりましたが、『大事なことはみんなで決めよう』『子ども達の未来に関わる「原発」のことはみんなで決めよう』という訴えが、多くの県民の共感を呼び、県内全域で次々と署名収集協力者（受任者）が広がっていき、それに伴って署名数は尻上がりに伸びていきました。結果は法定数の約３倍の署名が集まりましたが、もしもっと署名期間があったならこの２～３倍の署名が集まっただろうという「手応え」を感じています。多くの県民に「待たれていた」署名であり、宮城県民に共通の「願い」がこもった署名であると考えています。

これから私たちは、運動の第２ステージとして、県民投票条例案の県議会での可決成立を求める活動に移ってまいります。それは、村井知事と県議会議員の皆様に、この署名に込められた 113,046 人の県民の「願い」を届け、共感していただけるようにお伝えする活動です。

そもそもこの署名は原発反対署名ではなく賛成署名でもなく、その趣旨は「賛成/反対を決める前に県民の意見を聞いてください」ということです。県民投票は決して議会を否定するものではなく、むしろ議会に対する県民の関心を高め、議会と県民との対話を活発にし、その関係性をより豊かにするものであると考えています。ひいては、宮城県における地方自治と民主主義の発展に寄与するものであると考えています。これらのことも知事と県議の皆様にご説明し、ぜひご理解を賜りたいと考えております。

私たちは 113,046 人の県民と共に、「原発」県民投票の実現へ向けた歩みを、今後も進めてまいります。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）

〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
TEL: 022-724-7627　fax: 022-724-7629
mail: kenmingakimeru@gmail.com　http://minnadekimeru.jp/

平成 30 年 12 月 12 日

宮城県議会議員 各位

条例制定請求代表者
多々良 哲

県民投票条例の制定を求める署名提出のご報告とお願い

拝啓　時下ますますご清祥の段お慶び申し上げます。

宮城県議会議員の皆様におかれましては、いつも県民の幸せのためにご尽力いただき、まことにありがとうございます。

さて本日、私たちは「女川原発の再稼働の是非を問う県民投票条例」制定を求める直接請求署名を、県内の各市区町村選挙管理委員会（丸森町を除く）へ一斉に提出いたしました。この署名は地方自治法第 74 条に定められた「住民直接請求」制度に基づき、10/2～12/2 の２カ月間で県内有権者の 50 分の１（宮城県では約３万９千筆）以上の署名を集め、「県民投票条例」の制定を県知事に請求しようと取り組んできたものです。

本日提出した署名数は１１３,０４６筆に達しました（市区町村ごとの署名数は別紙を参照ください）。わずか２カ月間で、宮城県内の実に５．８％の有権者の署名が寄せられたことになります。

この後は、町長選のため中断していた丸森町での署名再開を経て、来年１月中旬より各市区町村選管において署名簿の審査が行われますが、請求に必要な法定数を上回ることは確実と考えております。そして２月中旬頃に村井宮城県知事へ署名簿を添えて「本請求」を行い、来年の３月定例県議会に私どもの「県民投票条例案」が付議される運びになると考えております。

この署名活動は当初は法定数３万９千筆に達するかが注目されておりましたが、『大事なことはみんなで決めよう』『子ども達の未来に関わる「原発」のことはみんなで決めよう』という訴えが、多くの県民の共感を呼び、県内全域で次々と署名収集協力者（受任者）が広がっていき、それに伴って署名数は尻上がりに伸びていきました。結果は法定数の約３倍の署名が集まりましたが、もし更に署名期間があったならこの２～３倍の署名が集まっただろうという「手応え」を感じております。多くの県民に「待たれていた」署名であり、宮城県民に共通の「願い」がこもった署名であると考えております。

この署名は原発反対署名ではなく賛成署名でもなく、その趣旨は「賛成/反対を決める前に県民の意見を聞いてください」ということです。県民投票は決して議会を否定するものではなく、むしろ議会に対する県民の関心を高め、議会と県民との対話を活発にし、その関係性をより豊かにするものであると考えております。ひいては、宮城県における地方自治と民主主義の発展に寄与するものであると考えております。

私どもの「県民投票条例案」が県議会に上程されましたら、１１３,０４６筆の署名に込められた県民の願いを受け止めていただき、ぜひ充分に審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。そして、上記の条例案の趣旨をご理解いただき、ぜひその可決成立にお力添えいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

連絡先　女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
TEL: 022-724-7627　fax: 022-724-7629　http://minnadekimeru.jp/

女川原発再稼働の是非はみんなで決めよう！
県民投票条例を求める署名数は１１万３千人！
署名へのご協力ありがとうございました。

「女川原発の再稼働の是非を問う県民投票条例」制定を求める直接請求署名 113,046 筆を、12 月 12 日、県内の各市区町村の選挙管理委員会（丸森町を除く）へ一斉に提出しました。

私たちは 10/2～12/2 の２カ月間で宮城県の有権者の 1／50（約3万9千人）以上の署名を集めて、「県民投票条例」制定を知事に直接請求しようと取り組んできました。

12/12 に提出した署名数は 113,046 筆に達しました。わずか２カ月の間に県内の有権者の 5.8%の方が署名してくださいました。

署名してくださった皆様、そして署名を集めてくださった皆様に厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

皆様のご協力のお陰で、知事へ直接請求するのに十分な署名が集まりましたので、来年 2～3月の県議会に私たちの「県民投票条例案」を提案できる見通しです。

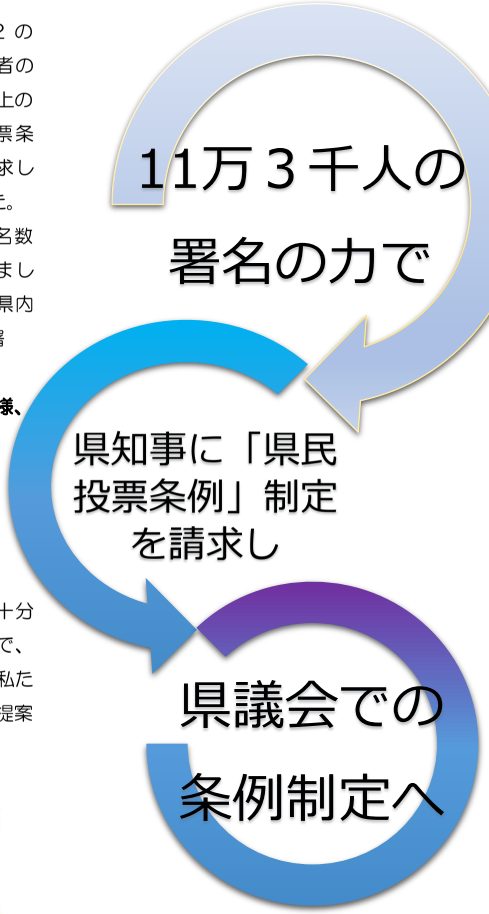

この署名には『大事なことは みんなで決めよう』『子ども達の未来に関わる「原発」のことはみんなで決めよう』という、宮城県民の共通の願いが込められていると考えています。

私たちは、この県民の願いを村井知事と県議会議員の皆様に届け、共感していただけるようお伝えしていきたいと思っています。そして私たちの「県民投票条例案」に賛成していただけるようお願いしたいと思っています。

県民の皆様。2～3 月の県議会にご注目ください。引き続き私たちの「県民投票条例案」を後押ししてくださいますよう、お願い申し上げます。

お問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
☎: 022-724-7627　fax: 022-724-7629　mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitter もやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

全県の受任者の皆様、署名運動に取り組んでくださった諸団体の皆様へ

おかげさまで１１万３千人の署名を提出することが出来ました

皆様の署名収集のご尽力に心より感謝申し上げます

皆様、マスコミ報道などを通しすでにご承知のことと思いますが、12 月 12 日に県内各市区町村の選挙管理委員会へ署名簿を一斉に提出いたしました（丸森町を除く）。

その総数は 113,046 筆にも上りました。わずか２カ月間で県内の 5.8%の有権者の署名が寄せられ、法定必要数（県内有権者数の 50 分の１、約３万９千人）の約３倍に達しました。

これはひとえに、県内各地で署名収集に奔走してくださった受任者の皆様の努力の賜物です。皆様が毎日コツコツと集めてくださった署名が積み上がった成果です。皆様に心からの敬意を表すとともに、深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。そして、皆で共に成し遂げた達成を皆で共に喜び合いましょう！

この間、一軒一軒玄関をノックし戸別訪問してくださった皆様、何度も何度も街頭署名に駆け付けてくださった皆様、宣伝カーから声をからしてくださった皆様、深夜にも及ぶ集計作業に取り組んだスタッフなど、草の根の力の結集は目を見張るものでした。また県内諸団体の皆様には、運動課題山積の中、この署名を最優先課題として位置づけて奮闘していただきました。

その結果、「女川原発再稼働の是非」を超え、「自分たちのことは自分たちで決める」「大事なことはみんなで決めよう」の訴えを多くの県民に届け、共感を得ることができました。民主主義の危機が言われる今日にあって、私たちの社会の行く手に貴重な歩みを刻んだと確信するものです。

この後は、町長選のため中断していた丸森町での署名活動を年内いっぱい行い、署名簿「本提出」の後、来年１月中旬より各市区町村選管にて署名簿の審査が行われます。そして２月中旬に村井宮城県知事へ、全県の署名簿を届けて「本請求」を行い、２～３月に開会される県議会に私たちの「県民投票条例案」が提案される見通しです。

これから私たちは、運動の第２ステージとして、「県民投票条例案の県議会での可決成立を求める」活動に移ってまいります。それは、村井知事と県議会議員の皆様に、この署名に込められた 11 万３千人の県民の「願い」を届け、共感していただけるようにお伝えする活動です。

その活動へ向けて、来年１月 27 日（日）午後１時半よりエルパーク仙台ギャラリーホールにて「実現しよう！県民投票－11 万３千の署名を力に－」集会を開催しますので、ご参加ください。

皆様。11 万３千人の県民と共に、「原発」県民投票の実現へ向けた歩みを、今後も共に進めてまいりましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

条例制定請求代表者
多々良 哲

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
TEL: 022-724-7627　fax: 022-724-7629
mail: kenmingakimeru@gmail.com　http://minnadekimeru.jp/

女川原発再稼働の是非を問う「県民投票条例」の制定を求める「住民直接請求」署名

１月１０日に県内の各市区町村選挙管理委員会へ一斉に、署名簿「本提出」手続きを行いました。

丸森町選挙管理委員会へは署名簿を提出しました。

これによって、総署名数は１１４，３０３筆となりました。

町長選挙のため中断していた丸森町での署名収集が昨年12月12日から再開され12月31日で満了しました。これによって県内全域で署名収集が終了いたしましたので、1月10日に「本提出」の手続きを行いました（具体的には、各市区町村選管へ「署名証明申請書」という書類を提出いたしました）。丸森町選管へは署名簿と同書類の提出を行いました（丸森町以外の市区町村の署名簿は昨年12月12日に「仮提出」してあります）。

これによって丸森町を含めた県内全域での提出署名数は、１１４，３０３筆となりました。法定必要数（38,840人）の約３倍、県内有権者の５．９%に当たる数です。

この後、各市区町村選管にて署名簿の審査・縦覧が行われ、2月7日に私たちのもとへ署名簿が返付される予定です。そうすれば出来るだけ早く（2月8日予定）、村井知事宛てに全県の署名簿を届けて「本請求」を行いたいと考えています。

そして、2月13日から開会する予定の定例県議会に、私たちの「県民投票条例案」を速やかに上程していただき、充分な時間を取って、納得のいくまで審議を尽くしていただきたいと考えております。

これから私たちは、「県民投票条例案の県議会での可決成立を求める」活動を行ってまいります。それは県議会議員の皆さんに、この署名に込められた県民の「願い」を届け、ご理解いただき、賛同していただけるように働きかける活動です。署名活動の中で寄せられた県民の気持ち、有権者の思いを、地元から生の声で県議会議員の皆さんに聞いていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目5-10 御譜代町ビル306号室
TEL: 022-724-7627　　fax: 022-724-7629
mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitterもやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

「原発」県民投票条例の制定を求める署名
１月10日本提出　市区町村別署名数

	1/10提出署名数	12/1名簿有権者数	%
仙台市青葉区	10,691	245,580	4.4%
仙台市宮城野区	6,860	158,889	4.3%
仙台市若林区	6,208	114,337	5.4%
仙台市太白区	10,654	191,963	5.6%
仙台市泉区	10,195	179,928	5.7%
石巻市	8,514	123,995	6.9%
塩竈市	4,973	47,003	10.6%
気仙沼市	5,909	55,813	10.6%
白石市	1,412	29,615	4.8%
名取市	2,325	63,710	3.6%
角田市	1,402	25,188	5.6%
多賀城市	3,416	51,760	6.6%
岩沼市	1,998	36,588	5.5%
登米市	4,955	68,431	7.2%
栗原市	4,056	59,560	6.8%
東松島市	2,501	33,712	7.4%
大崎市	8,763	110,614	7.9%
富谷市	1,455	41,383	3.5%
蔵王町	356	10,472	3.4%
七ヶ宿町	164	1,230	13.3%
大河原町	1,431	19,726	7.3%
村田町	366	9,628	3.8%
柴田町	1,077	32,228	3.3%
川崎町	345	7,752	4.5%
丸森町	1,257	11,983	10.5%
亘理町	830	28,601	2.9%
山元町	212	10,853	2.0%
松島町	885	12,542	7.1%
七ヶ浜町	910	16,139	5.6%
利府町	1,064	29,557	3.6%
大和町	616	23,104	2.7%
大郷町	385	6,986	5.5%
大衡村	65	4,787	1.4%
色麻町	445	5,810	7.7%
加美町	1,272	20,199	6.3%
涌谷町	2,003	14,213	14.1%
美里町	2,499	21,138	11.8%
女川町	1,238	5,659	21.9%
南三陸町	596	11,321	5.3%
合計	114,303	1,941,997	5.9%

各市区町村の「地域の会」の皆様、受任者の皆様へ

私たちの県民投票条例案の可決成立へ向けて、地元選出県議への働きかけを進めましょう。

県内各市区町村にて署名運動を推進してくださった「地域の会」の皆様、署名収集を中心的に担ってくださった受任者の皆様。

昨年 12 月 31 日に残っていた丸森町での署名期間が満了し、1 月 10 日に各市区町村選管への署名簿「本提出」手続きを完了しました。丸森町の署名数が上積みされ、提出署名数は全体で 114,303 筆となりました。

この後、各市区町村選管にて署名簿の審査・縦覧が行われ、2 月 7 日に私たちのもとへ署名簿が返付される予定です。そうすれば出来るだけ早く（2 月 8 日予定）、村井知事へ全県の署名簿を届けて「本請求」を行い、2 月 13 日から開会する県議会に私たちの「県民投票条例案」が速やかに提案され、充分な時間を取って審議される道筋を付けたいと考えています。

これから私たちは、運動の第２ステージとして、「県民投票条例案の県議会での可決成立を求める」活動に移ります。それは県議会議員の皆さんに、この署名に込められた県民の「願い」を届け、賛同していただけるように働きかける活動です。ここにおいて再び、各地域における活動が重要になってきます。地元の選挙民が直接訪問し、生の声を伝えることが、議員の心を動かす上で最も有効だからです。

■ 具体的には、各地域で次のような議員訪問活動を、1 月 10 日「本提出」から 2 月 12 日（議会開会前日）までに、各 1 回以上行うことを提起します。

① 県議会の選挙区ごとに受任者同士が連携を取りましょう。自分たちの選挙区から選出された県議の顔ぶれ、所属政党、経歴や政見などの情報を共有し、どのような働きかけをしていくか話し合いましょう。
（地域によっては、決める会の方からも呼びかけて「相談会」を設け、選挙区内の受任者が連携を取るためのお手伝いをしたいと考えております。）

② 出来るだけその県議さんの支援者や地元有力者などのコネクションをたどって面談を申入れ、県議さんのアポを取りましょう。面談に行くのは何人くらいがよいか、どのようなメンバーで行くのがよいか等を判断しましょう。

③ 面談に際しては、まず県民投票条例案の趣旨をご説明しましょう。特に、女川原発再稼働反対のための条例案ではないこと。賛成/反対を決める前に県民の意見を聞いてほしいという、民主主義を求める条例案であることをお伝えしましょう。

④ 次に、私たちが取り組んだ署名運動の経過などをご説明しましょう。特に、選挙区内での署名数（有権者比）、地元での署名活動の中での様々なエピソード、そこに示された地元住民の気持ちなどをリアルにお伝えしましょう。

⑤ そして、今度は県議さん側の考え、意見を丁寧に伺いましょう。初回はこの「聞き取り」が大切です。むやみに反論したり説得したりするのではなく、まずは考えを拝聴し、一旦は受容し、引き続き対話を継続する関係性を作ることを重視しましょう。

⑥ しかし一方で、県議さんが述べた発言内容はしっかりと記録しましょう。記録係を決めて克明なメモを（もし許されるなら録音を）取りましょう。

■ 「条例案に賛成」との意見表明をされなかった県議さんには、出来るだけ 2 回目の訪問を行うのが望ましいと考えます。1 回目でその県議さんの考え方の傾向をつかみ、2 回目でそれに対応した資料などを持参して、さらにくわしいご説明が出来れば尚更よいと考えます。

■ そしてこれら議員訪問活動の報告を、決める会事務局へ寄せてください。特に県議さんが行った発言の内容は出来るだけ詳しくご報告いただけると助かります。
みんなで決める会では、皆様の地元での訪問活動と連動して、県議会の各会派へのレクなど、いわゆるロビー活動を行っていきます。双方で得られた情報を共有し、県議への働きかけが出来るだけ有効なものとなるように、連携していきたいと考えています。よろしくお願いします。

■ これらの活動へ向けて、１月 27 日（日）午後１時半よりエルパーク仙台ギャラリーホールにて、学習討論集会「実現しよう！県民投票－11 万３千の署名を力に－」を開催しますので、ぜひご参加ください。
武田真一郎氏を講師に招き、住民投票に対する否定的意見＝「原発は国策だ。一地域の住民の意見で決められることではない。」「住民投票は議会軽視だ（中抜きだ）。選挙の洗礼を受け負託を受けた議員が決めるのが筋だ。」などの論理に対して、どう”切り返し”ていくか等々、共に学び、話し合いましょう。

受任者の皆様。11 万４千人の県民の「願い」がこもった署名を力として、「県民投票条例案の県議会での可決成立を求める」活動を、力を合わせて進めてまいりましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）

〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
TEL: 022-724-7627　　fax: 022-724-7629
mail: kenmingakimeru@gmail.com
http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitter もやっています。「みんなで決める会」で検索を。）

みんなで決める会 1・27 学習討論集会

実現しよう！県民投票

－11 万３千の署名を力に－

2018 年 12 月 12 日に県内各市区町村選挙管理委員会への署名簿の提出を完了しました(丸森町を除く)。

その **総数は、11 万 3,046 筆**。限られた２ヶ月間に、県内有権者の 5.8%にあたる署名が寄せられ、**法定必要数（県内有権者の 50 分の 1、約 3 万 9 千人）の約 3 倍**に達しました。「女川原発再稼働の是非」について、**「大事なことはみんなで決めよう」「自分たちのことは自分たちで決める」**という訴えが、多くの県民に届き、共感を得ました。

民主主義の危機が言われる今日にあって、私たちが生きていく社会の行く手に、貴重な歩みを刻むことができました。

「県民投票条例案」は、2019 年２～３月に開会される県議会に付議されるものと思われます。これから私たちは、運動の第２ステージ、「県民投票条例案の県議会での可決成立を求める」活動に移ります。

村井知事と県議会議員の皆さんにこの 11 万３千人の署名に込められた県民の「願い」をしっかり受け止めていただき、条例として結実させる活動で、県内各地でのとりくみがますます重要になってきます。

講師の武田真一郎氏は、沖縄など全国各地の「県民投票」運動を理論的に支えてこられた先生で、私たちの今後のとりくみに大きな力を与えていただける方と確信します。先生のお話を、たくさんの方に聞いて頂きたいと思います。

また、宮城でのこれからのとりくみについても意見交換し、今後の活動をみんなで確認したい、と考えております。

受任者としてご奮闘いただいた方やお近くのみなさんにもお知らせいただき、お誘い合わせてご参加ください。

力を合わせ、「原発」県民投票の実現に向けて元気に進めていきましょう！

2019 年 1 月 27 日（日）13:30～15:30

会場：エルパーク仙台・ギャラリーホール（三越定禅寺通り館6階）

〒980-8555　仙台市青葉区一番町 4-11-1

<プログラム>

① 開会挨拶　　篠原 弘典
② 講演　　講師：武田真一郎氏
③ 経過報告と行動提起　多々良 哲
④ 質疑応答・討論
⑤ 閉会挨拶　　本田 永久子

<講師プロフィール>

武田真一郎（たけだしんいちろう）氏

1959 年東京生まれ。成蹊大学大学院法学政治学研究科博士後期課程修了（法学博士）。徳島大学総合科学部助教授、愛知大学法学部助教授を経て、成蹊大学法科大学院教授。専門は行政法

（以上、書籍『吉野川住民投票 市民参加のレシピ』より）

先生は、沖縄の辺野古新基地「県民投票」のブレーン的存在です。

主　催：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）

連絡先：☎:022-724-7627　fax:022-724-7629　メール：kenmingakimeru@gmail.com

HP　：http://minnadekimeru.jp/　　Twitter：みんなで決める会(@minnade_kimeru)

Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

今後の予定と行動提起

1月 日	曜	日程	2月 日	曜	日程	3月 日	曜	日程
1	火		1	金	議会運営委員会（第1回）	1	金	
2	水		2	土		2	土	
3	木		3	日		3	日	
4	金		4	月		4	月	
5	土		5	火		5	火	
6	日		6	水	署名簿縦覧終了	6	水	
7	月		7	木	有効署名数の告示 署名簿返付	7	木	
8	火		8	金	本請求（署名簿提出）	8	金	
9	水		9	土		9	土	
10	木	署名簿本提出期限 （丸森町も含め本提出）	10	日		10	日	
11	金	署名簿審査開始(20日間)	11	月		11	月	
12	土		12	火	議会運営委員会（第2回）（予定）	12	火	常任委員会（予定）
13	日		13	水	2月定例県議会開会（予定）	13	水	常任委員会（予定）
14	月		14	木	常任委員会／本会議（予定）	14	木	本会議・採決（予定）
15	火		15	金		15	金	
16	水		16	土		16	土	
17	木		17	日		17	日	
18	金		18	月		18	月	
19	土		19	火		19	火	
20	日		20	水		20	水	
21	月		21	木	本会議・代表質問（予定）	21	木	
22	火		22	金	本会議・一般質問（予定）	22	金	
23	水		23	土		23	土	
24	木		24	日		24	日	
25	金		25	月		25	月	
26	土		26	火	本会議・一般質問（予定）	26	火	
27	日		27	水	本会議・一般質問（予定）	27	水	
28	月		28	木	本会議・一般質問（予定）	28	木	
29	火					29	金	
30	水	署名簿審査期限					土	
31	木	署名簿縦覧開始(7日間)					日	

◎それぞれの地域から地元選出県議への働きかけを進めましょう。

◎とくに、私たちの条例案が「女川原発再稼働反対」条例ではなく、「賛成反対を決める前に県民の意見を聞いてほしい」という「当たり前の民主主義」を求める条例案であることを伝えましょう。

◎そして、署名集めの中で寄せられた地元有権者の思い、「願い」を届けましょう。

◎県議さんの側がどんな考えをお持ちなのか、お話を伺いましょう。

◎2月7日、選管から署名簿の返付を受け、仙台市内の集積場所へ持ち込んでください。
◎予め選管と返付の時刻を打ち合わせておいてください。
◎署名簿「受領書」を持参し、選管へ置いてきてください。

◎2月8日午前11時～　県庁に全県の署名簿を持ち込んで、「本請求」を行います。
おおぜいの受任者の参加を！

◎採決の日程は、3月14日か15日あたりになると思われます。
おおぜいの県民の傍聴を！

◎2月21日、知事が意見書を付けて「県民投票条例案」を県議会へ提案します。代表質問でも取り上げられることが予想されます。おおぜいの県民の傍聴を！

◎その後の主な審議が、常任委員会で行われるか？（その場合どの委員会か？）、本会議で行われるか？（集中審議か？会期延長は？）、請求代表者の意見陳述は何時どこで行うか？等は、議会運営委員会で決められます。
審議の日程が決まったら、おおぜいの県民の傍聴を！

◎審査を経た「有効署名数」を確認し、決める会へ一報いただきたくお願いします。

◎「異議申し立て」について。。。

女川原発再稼働の是非を問う「県民投票条例」の制定を求める「住民直接請求」署名

全県の有効署名数は１１１，７４３人となりました。

２月８日、この１１１，７４３人の署名簿をもって、村井知事へ条例制定の直接請求を行ないました。

２月７日、各市区町村選挙管理委員会より、審査・縦覧を経て確定した有効署名数が告示されました。その全県の総合計は 111,743 人となりました。これは条例制定の直接請求に必要な法定数（有権者の 50 分の 1）の 3 倍近く、県内有権者の 5.8%に当たる数字です（市区町村別の署名数はウラ面をご覧ください）。

本日（2 月 8 日）、この 111,743 人の条例制定請求者署名簿をもって、村井知事に対して、条例制定請求書の提出（＝条例制定の直接請求）を行ないました。これは、村井知事が 1 月 15 日の記者会見で、「2 月 8 日に直接請求が出されれば、議会の代表質問に間に合うように議案を提出したい」と述べられたことに応えたものです。村井知事が「県民の関心が高い問題なので議員が質問できる機会を設けたほうが良い」と述べてくださったことに謝意と敬意を表します。

そして 2 月定例県議会において、県民投票条例案に充分な時間を取り、県民の納得のいく審議を尽くしていただきますようお願いします。そのために、知事と全議員が出席する場で請求代表者が意見を述べる機会が与えられること、本条例案に絞った集中審議を知事と全議員の出席のもと行なう場が設けられることを望みます。

本日提出した 11 万超の署名には、女川原発再稼働について、「賛成/反対を決める前に県民の意見を聞いてほしい」、「自分たちの意見を表明する機会を作ってほしい」という多くの県民の願いが、当たり前の民主主義を求める思いが籠められています。知事と県議の皆様には、どうかその県民の「願い」「思い」を受け止めて、お一人おひとりの良心と見識に基づいて審議と採決に臨んでくださるようお願いします。

また、県民投票（直接民主制）は決して議会（間接民主制）を否定するものではありません。むしろ議会に対する県民の関心を高め、議会と県民の対話を促進し、議会を活性化することに寄与します。県民投票（直接民主制）は議会（間接民主制）を補って、地方自治をより豊かにするものであると考えております。そのことも知事と県議の皆様にぜひご理解いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
Tel：022-724-7627　fax: 022-724-7629　mail: kenmingakimeru@gmail.com

「原発」県民投票条例の制定を求める署名
2月8日本請求　市区町村別署名数

	2/8提出署名数	%	2/8有効署名数	%	12/1名簿有権者数
仙台市青葉区	11,368	4.6%	**10,556**	**4.3%**	245,580
仙台市宮城野区	7,296	4.6%	**6,879**	**4.3%**	158,889
仙台市若林区	6,432	5.6%	**6,055**	**5.3%**	114,337
仙台市太白区	11,001	5.7%	**10,438**	**5.4%**	191,963
仙台市泉区	11,362	6.3%	**10,718**	**6.0%**	179,928
石巻市	8,790	7.1%	**7,940**	**6.4%**	123,995
塩竈市	5,094	10.8%	**4,825**	**10.3%**	47,003
気仙沼市	5,954	10.7%	**5,660**	**10.1%**	55,813
白石市	1,453	4.9%	**1,412**	**4.8%**	29,615
名取市	2,386	3.7%	**2,289**	**3.6%**	63,710
角田市	1,447	5.7%	**1,402**	**5.6%**	25,188
多賀城市	3,576	6.9%	**3,313**	**6.4%**	51,760
岩沼市	2,397	6.6%	**2,274**	**6.2%**	36,588
登米市	4,978	7.3%	**4,766**	**7.0%**	68,431
栗原市	4,092	6.9%	**3,805**	**6.4%**	59,560
東松島市	2,570	7.6%	**2,487**	**7.4%**	33,712
大崎市	8,575	7.8%	**7,843**	**7.1%**	110,614
富谷市	1,569	3.8%	**1,512**	**3.7%**	41,383
蔵王町	384	3.7%	**378**	**3.6%**	10,472
七ヶ宿町	163	13.3%	**155**	**12.6%**	1,230
大河原町	1,447	7.3%	**1,377**	**7.0%**	19,726
村田町	391	4.1%	**379**	**3.9%**	9,628
柴田町	1,170	3.6%	**1,076**	**3.3%**	32,228
川崎町	365	4.7%	**347**	**4.5%**	7,752
丸森町	1,257	10.5%	**1,189**	**9.9%**	11,983
亘理町	870	3.0%	**844**	**3.0%**	28,601
山元町	250	2.3%	**243**	**2.2%**	10,853
松島町	853	6.8%	**816**	**6.5%**	12,542
七ヶ浜町	913	5.7%	**890**	**5.5%**	16,139
利府町	1,113	3.8%	**1,075**	**3.6%**	29,557
大和町	646	2.8%	**609**	**2.6%**	23,104
大郷町	395	5.7%	**374**	**5.4%**	6,986
大衡村	70	1.5%	**65**	**1.4%**	4,787
色麻町	456	7.8%	**429**	**7.4%**	5,810
加美町	1,440	7.1%	**1,341**	**6.6%**	20,199
涌谷町	1,849	13.0%	**1,759**	**12.4%**	14,213
美里町	2,548	12.1%	**2,415**	**11.4%**	21,138
女川町	1,244	22.0%	**1,191**	**21.0%**	5,659
南三陸町	632	5.6%	**617**	**5.5%**	11,321
合計	118,796	6.1%	**111,743**	**5.8%**	1,941,997

別紙

「東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例案」に対する意見

直接請求に係る条例案（以下「条例案」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所２号機の稼働の是非に関し、県民の意思を明らかにするため、県民による投票を行い、有効投票総数の過半数の結果が投票資格者総数の４分の１に達したときは、知事及び県議会はその結果を尊重して、県民の意思が正しく反映されるよう努めることを定めるものである。

この度、東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例の制定が、１１万人を上回る県民の署名により請求されたところであり、その意義を大変重く受けとめるものである。

その上で、条例案を慎重に検討した結果、以下の課題があるものと考える。

1　原子力発電所の稼働の是非を県民投票で判断することについて

エネルギーは人間のあらゆる活動を支える基盤であり、国民生活、産業活動を維持するための礎となっているが、島国である我が国は、資源が少なくほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に頼っており、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することは難しいという根本的な脆弱性を有しているとされている。

そのような中、国策として原子力政策が進められてきた経緯があり、第５次エネルギー基本計画では、電力供給において、原子力は準国産エネルギーとして優れた安定供給性を有することが述べられており、安全性の確保を大前提に長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源とされている。

原子力発電所の稼働の是非については、このようなエネルギー安全保障、経済に与える影響のほか、地球温暖化対策、外交問題なども複雑に絡みあった国家の将来に多大なる影響を与える問題であることから、これからも国が責任をもって判断すべきである。

国は、現在停止している原子力発電所について再稼働を進める際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしており、先行事例においては、再稼働の方針を示した後に立地県に対し同意を求めている。この同意については、住民の多様な意見を反映して判断すべきものである。女川原子力発電所２号機の再稼働に関する本県の判断にあたっては、国策としてのエネルギーの在り方、県としての地球温暖化対策の取組の考え方、原子力発電所の安全性に関する県としての確認結果、そして原子力発電所設置の経緯や地域に果たす役割などについて、地域住民の意見を踏まえて、多様な観点からの議論が必要であることから、県議会における議論が有益であると考える。そして、その上で県議会や立地市町をはじめとする県内の市町村長の意見をしっかりと伺い、知事が判断することが、多様な意見を踏まえた妥当な判断に繋がるものと考える。

条例案第１２条においては、投票の方式として、投票用紙の賛成欄又は反対欄に「○」の記号を記載して自らの意思を表明することとしているが、女川原子力発電所２号機の稼働の是非については、エネルギー問題に対する考え方による賛否や地域経済への影響に対する考え方による賛否、地球温暖化に対する考え方による賛否のほか、条件付き賛否等の様々な意

見があるものと思われる。したがって、単に「賛成」又は「反対」の選択肢では、県民の多様な意思が正しく反映できないと思料される。

また、条例案第２２条において、賛成又は反対の数で示された投票結果のみをもって、「知事および県議会は投票結果を尊重し」、「稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない」とすることは、国の再稼働の方針に対する同意に関する判断について、県議会において行われるべき多様な観点からの議論に大きな制約を与えかねないものと思料される。

2　執行上の課題

県民投票を執行するにあたり、当該条例案には、以下のとおり法的な課題が見受けられる。

まず、条例案第３条第２項において、地方自治法（以下「法」という。）第１８０条の２の規定に基づき、知事は、県民投票の管理及び執行に関する事務を県選挙管理委員会並びに県内市町村及び市区町村選挙管理委員会に委任するものとされている。しかしながら、知事の権限に属する事務の一部を市町村及び市区町村選挙管理委員会が処理するためには、法第２５２条の１７の２に規定する手続きにより、市町村長が知事より事務の移譲を受け、その上で、当該市町村長から市区町村選挙管理委員会へ法第１８０条の２の規定により委任の手続きを行うことが必要になることから、根拠条文等に誤りがある。

次に、条例案第１９条第２項では、公務員が行う県民投票運動や意見の表明等について、公務員の政治的行為を制限した地方公務員法等の規定の適用を除外しているが、このことは、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとする法第１４条第１項の規定に抵触する可能性がある。

また、投票資格者名簿の調製や投開票事務については、県だけで担うことは困難であり、県内市町村及び市区町村選挙管理委員会の協力が不可欠であるが、市町村及び市区町村選挙管理委員会が円滑な事務執行を行うにあたり、当該条例案には、以下の運用上の課題がある。

まず、条例案第６条第１項に規定する投票資格者について、引き続き３月以上宮城県内の市町村に住所を有する者とし、さらに括弧書きで、宮城県内で当該住民票の異動があった場合も含むとされている。この括弧書きが「通算して３月以上宮城県内に在住する者を含む」という趣旨であれば、公職選挙法の規定と異なる扱いとなるため、投票資格者を特定するにあたり、選挙人名簿と異なるシステムの構築が必要となる可能性が高く、さらに、異動前の県内市町村における在住期間の確認を要するなどこれまで行ったことのない事務作業が生じ、市町村及び市区町村選挙管理委員会の負担が増すことが懸念される。

次に、条例案第１６条第３項では、県民投票公報を投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の７日前までに配布しなければならないとされているが、条例案第５条に規定する告示の日と同日となっており、配布するための十分な期間が設けられていない。

上記のほか、条例案第１０条第１項では、期日前投票や不在者投票の開始の時期が明確ではない点、条例案第２３条第２項では、規則の制定時期が条例施行の日から２０日以内とされ制定のための十分な期間が設けられていない点が挙げられる。

＜村井知事意見に対するコメント＞

多々良

■「我が国が自律的に資源を確保することは難しいという根本的な脆弱性を有している」「原子力は純国産エネルギー…長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」に対して。

◎世界的な趨勢（欧米等）を見れば、原子力はすでに経済的にも引き合わない「過去の技術」となっており、再生可能エネルギーへの大規模なエネルギーシフトが急速に進行している。世界の発電設備容量は、すでに「風力＞原子力」「太陽光＞原子力」となっている。

◎我が国の再生可能エネルギーのポテンシャルは非常に高く、風力発電によって「日本列島を４つ賄える」という環境省の調査もある。エネルギーシフトを進める方向へ政策転換さえ行なえば、我が国は「エネルギー資源大国」になり得るのである。

◎先進諸外国においては、すでに「ベースロード電源」という概念自体が古いものとなりつつある。ICT（情報通信技術）の発展等によって、多様な電源を組み合わせて全体をコントロールすることにより地域の電力供給を賄うことが行われている。最もコストが安い風力や太陽光などの再生可能エネルギーが活用されている。

■「国策として原子力が進められてきた」「原子力発電所の稼働の是非については…国が責任をもって判断すべき」に対して。

◎原子力政策が「国策」であればこそ高いレベルの「地元同意」が欠かせない、と言えるのではないか。地元住民の反感によって包囲された施設が長期間にわたって安定的に存立することは難しい。だからこそ、電力も国も（法的根拠がないにも関わらず）地元同意を求めてくるのである。

◎私たちは８年前の福島原発事故によって「原発は事故を起こす」ことを身に染みて知った。現在の国の新規制基準は「事故は起こる」ことが前提となっている。女川原発が事故を起こせば、避難するのは私たち県民（私たちの子どもや孫）であり、逃げ遅れて被曝するのも私たち県民（私たちの子どもや孫）である。県民全員が女川原発事故の被害者となり得る「地元民」である。であれば、女川原発再稼働を認めるのか否か（「国策」のために宮城県民としてリスクを引き受けるのか否か）判断するのに、県民の意見を聞くことは当然のことである。

◎すでに我が国においても、各地の自治体で「エネルギーの地産地消」「再生可能エネルギーによる地域起こし」の取り組みが行われている。エネルギー需給政策は決して「国策」として国によってのみ決められることではなく、地方自治体による地域経済振興策として進めることが出来る。宮城県においても、再生可能エネルギー事業を基軸とした地域循環型経済を施策として推し進めよう。

■「多様な観点からの議論が必要であることから、県議会における議論が有益である」「その上で県議会や立地市町をはじめとする県内の市町村長の意見をしっかり伺い、知事が判断することが、多様な意見を踏まえた妥当な判断に繋がる」に対して。

◎女川原発２号機再稼働の是非を判断するに当たって、「県議会における議論が有益である」ことは疑いがなく、まったく異論はない。議会は県民の多様な意見を聞き取って大いに議論を交わし、議会の議論によってもたらされた情報や知見が県民に伝わって県民の理解が深まる。そのような双方向の、議会と県民の対話によって、議会の議論が深まり、県民の理解も深まることが重要と考える。

◎その上で「県議会や立地自治体などの市町村長の意見を聞き、知事が判断することが妥当な判断に繋がる」としていることには異論がある。多くの県民は「知事の判断に任せておけば安心だ。大丈夫だ」とは思っていない。それを示しているのが、２カ月という短期間で 11 万超もの署名が集まった事実である。多くの県民は「知事にお任せするのではなく、県民も意見を表明したい」「知事が一人で判断するのではなく、県民の意向を確認してほしい。」と考えている。原発賛成の人も「一人ひとりの判断を示すことは必要だ」と署名をしてくれた。知事は 11 万人超の署名を「重く受けとめる」べきである。

■「単に「賛成」又は「反対」の選択肢では、県民の多様な意見が正しく反映できない」に対して。

◎東北電力からの事前了解の申し入れに対して、知事は最終的に女川原発再稼働を「認める」「認めない」の二択で回答する（知事の回答に「どちらでもない」とか「わからない」とかはあり得ない）。である以上、当然、県民投票の選択肢も「賛成」「反対」の二択であるべきである。何故ならば、県民投票は一般的な「アンケート調査」ではなく、「知事が行う政治的意思決定に県民の意向を反映させる」ために行うものだからである。

◎県民投票が実施されることになれば、県や議会から県民に対して多くの情報提供がされる。賛成・反対両派による投票運動キャンペーンによって、さらに多くの情報がもたらされる。そのことが県民の「政治参加意識」を高め、情報を積極的に入手し読み解き判断する能力＝「政治リテラシー」を高める。県民は「賛成」「反対」の二択の判断をする力を持っている、という信頼に立つべきである。

■「県議会において行われるべき多様な観点からの議論に大きな制約を与えかねない」に対して。

◎「議会での議論」と県民投票を対立的に捉える必要はまったくない。（県民投票が実施されるとしても）議会は「多様な観点からの議論」を大いに行えばよいのであり、その情報は県民にもたらされるべきである。県民投票を実施することによって、むしろ県民の議会に対する関心を高め、議会と県民の対話を促進し、議会を活性化することに寄与する。「県民の代表による合議体」である議会本来の役割を高めることに寄与する。県民投票（直接民主制）は議会（間接民主制）を補って、地方自治と民主主義をより豊かにするものであると考える。

◎付け加えて言えば、条例による住民投票は、その結果に法的拘束力がある「拘束型」ではなく、住民の意向を問う「諮問型」であり、首長と議会は投票結果とは異なる意思決定を行うことが可能である。地方自治体は代議制デモクラシーを基本としており、原則として首長と議会に最終的な意思決定権がある。本条例案はこのことを認めているのである。

■「2 執行上の課題」について

◎知事が「2 執行上の課題」で指摘している諸点は、県民投票を実施する上での「法的な課題」であり「運用上の課題」であると捉える。本条例案は住民直接請求によるものであり、法律の専門家ではない住民が作成したものである以上、法的な課題や不備があり得ることを認めるものである。議会が「県民投票を実施する」という基本的立場に立った上で、そのために「法的な課題」「運用上の課題」を解決すべく、県民投票条例案の修正案を積極的に提案していただきたい。議会での前向きな議論によって「2 執行上の課題」で指摘された諸点を解決し、県民投票の実施へ導いていただきたい。

＜県議会議員への「お便り大作戦」の呼びかけ＞　　2019/02/21

県民投票の実現を願う私たちの気持ちを、葉書、手紙、FAX で、県議会議員へ伝えましょう！

女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求めて、署名活動に取り組んでくださった受任者の皆様。署名してくださった県民の皆様。

最終的な有効署名は 111,743 人となり、去る 2 月 8 日、村井知事宛てに、山のような署名簿と条例制定請求書を提出しました。これを受けて村井知事は 2 月 21 日、定例県議会に県民投票条例案を提案し、各会派の代表質問・一般質問や、3 月 14 日（予定）の連合審査会で、条例案を巡る論戦が交わされた後、3 月中旬の本会議で採決される見通しです。

私たちはこれまで、それぞれの地域から地元選出県議へ面会を申し入れ、署名に込められた県民の願いを届ける活動を行ってきました。そんな中、2 月 16 日の河北新報一面トップに「住民投票 宮城県議 58 人調査　25 人態度示さず」の記事が、三面には「住民投票条例案に関する県議アンケート結果」一覧表が掲載されました。25 人の県議の態度表明を慎重にさせているのは、11 万人の署名の力、県民世論、民意の力です。

皆さん。条例案の審議が始まり議決が迫る中、さらにもう一押し、県議への働きかけを強めましょう。おおぜいの県民が、葉書、手紙、FAX 等を、県議へ送る運動を呼びかけます。

① 河北新報「県議アンケート結果」（別紙参照）の、■△×ー印の県議へ集中して、葉書、手紙、FAX 等で、条例案と署名に込めた私たちの「願い」「思い」を伝えましょう。特に、あなたがお住まいの選挙区の県議には、優先的に送ってください。

② 例えば、次のような短い葉書でもよいと思います（葉書は目に付きやすく有効です）。
「県民投票条例の制定に力をお貸しください。」「県民投票をぜひ実現してください。」
「女川原発再稼働の是非を決める前に、県民の意見を聞く機会を作ってください。」
「多くの県民は、女川原発再稼働に強い関心を持ち、意見を表明したいと思っています。」
「11 万人の県民の願いをしっかりと受けとめてください。」等々

③ もちろん、あなたの言葉でもっと長い手紙を書けば、なお更よいと思います。署名活動の中で感じたこと、寄せられた声などを伝えましょう。県議の心を動かすのは、有権者の生の声です。

④ 県議の住所・FAX 番号は別紙の表をご覧ください。3 月 14 日の連合審査会の前に県議の手元に届くように、みんなで、葉書、手紙、FAX を送りましょう！　県民投票実現のために、最後までカを合わせましょう！

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）
〒980-0804　仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
TEL: 022-724-7627　　fax: 022-724-7629
mail: kenmingakimeru@gmail.com　　http://minnadekimeru.jp/

みんなで決めよう！
女川原発再稼働 YES or NO
みんなで決める会ニュース　第６号　2019.3.1 発行

発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町２丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室
連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）
メール：kenmingakimeru@gmail.com
HP：http://minnadekimeru.jp/
Twitter：みんなで決める会（@minnade_kimeru）
Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

３月１４日 10：40 から、多々良代表が議会（連合審査会）で意見陳述します
３月１５日には本会議で審議されます！
いよいよ大詰め　ぜひ傍聴をお願いします！！

２月２１日、「女川原発２号機の再稼働の是非に係る県民投票条例案」が、村井知事から県議会２月定例会に提出されました。それを見つめる県民で傍聴席は満席となり、傍聴席に入り切らない県民が１階ロビーのモニター前や５F ロビーで視聴し、合計で 260 人にものぼりました！こんな光景は宮城県議会始まって以来です。

質疑応答の中で村井知事は、「11 万筆の署名の意義を大変重く受け止める」としながらも、「原子力政策は国策」「議会での議論を制約しかねない」「二択では県民の多様な意見を反映できない」等々、県民投票実施に消極的な意見を述べながら、「議会の議論に影響を与えるから」と条例案への賛否を明確にしませんでした。しかし、宮城県は東北電力と安全協定を結んでおり、国と違う立場で県民の安全・生活・命を守る観点から再稼働の是非を決めることができるはずで、そこに県民の意向を反映させる願ってもない機会が、この県民投票なのではないでしょうか？　代表質問では、藤原のりすけ議員（みやぎ県民の声）、角野達也議員（日本共産党）からの再質問に対して、「賛否の意見を言わないのが私の意見。それに対していいとか悪いとか言うのはやめていただきたい」と知事が感情的になる一幕もありました。

２月２２日からの一般質問でも、多くの議員がこの「県民投票条例」をとりあげていただきましたが、いよいよこの条例案を審議する「連合審査会（総務企画委員会と環境生活農林水産委員会の連合審査）」が、３月１４日に議会庁舎５階大会議室で開催され、１０時４０分から「決める会」の多々良代表が意見陳述をすることが決定しました。また、この連合審査では、参考人として、武田真一郎氏（成蹊大学法科大学院教授）、河村和徳氏（東北大准教授）、多々良代表の３人が意見陳述・質疑応答し、議論ののちに採決される予定になっています。また、翌１５日（２月県議会定例会最終予定日）には、本会議での採決が予定されています。

昨年４月のキックオフ集会から１年、いよいよ条例制定のクライマックスです。連合審査や本議会で、私たちの条例案に議員一人一人がどう向き合い、どのように議論されるのか。ぜひみなさんの目で確かめ、歴史の証言者になって頂きたいと思います。宮城の民主主義の歴史が塗り替わる瞬間にあなたも立ち会ってみませんか？

議第百五号議案　東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に係る県民投票条例案の議案・修正案対照表

修正案	議第百五号議案
（目的） 第一条　この条例は、県民の生命・暮らし、子ども達の未来に重大な影響を与える東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非について、県民一人ひとりが当事者として考え、その意思を示すための公正かつ民主的な手続を確保することにより、中長期的エネルギー政策とそれを基軸とする地域経済・地域社会のあり方に係る住民自治を推進し、もって県政の民主的かつ健全な発展を図ることを目的とする。	（目的） 第一条　この条例は、宮城県民の生命・暮らし、子ども達の未来に重大な影響を与える東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非について、県民一人ひとりが当事者として考え、その意思を示すための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、中長期的エネルギー政策とそれを基軸とする地域経済・地域社会のあり方に係る住民自治を推進し、もって県政の民主的かつ健全な発展を図ることを目的とする。
（県民投票） 第二条　東北電力女川原子力発電所二号機の稼動の是非（以下「投票案件」という。）に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。 2　県民投票は、県民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、県民の意思表明の自由を保障するとともに、県民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。	（県民投票） 第二条　東北電力女川原子力発電所二号機の稼動の是非（以下「投票案件」という。）に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。 2　県民投票は、県民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈および運用は、県民の意思表明の自由を保障するとともに、県民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。
（県民投票の執行） 第三条　（略） 2　知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百八十条の二の規定に基づき、協議により、その権限に属する県民投票の管理及び執行に関する事務を県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。 3　知事は、法第二百五十二条の十七の二の規定に基づき、協議により、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定める事務を市町村に処理させることができる。	（県民投票の執行） 第三条　（略） 2　知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づき、協議により、その権限に属する県民投票の管理および執行に関する事務を宮城県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）ならびに宮城県内の市町村および各市区町村の選挙管理委員会に委任するものとする。
（県民投票の期日） 第四条　県民投票の期日（以下「投票期日」という。）は、国が東北電力女川原子力発電所二号機に対して核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の八第一項に基づく原子炉設置変更許可を出してから、知事が原子炉設置変更への事前了解の申し入れに対して東北電力に回答するまでの期間において、知事が定める。 2　知事は、前項の規定により投票期日を定めたときは、選挙管理委員会に対して、速やかに通知しなければならない。	（県民投票の期日） 第四条　県民投票の期日（以下「投票期日」という。）は、国が東北電力女川原子力発電所二号機に対して原子炉設置変更許可を出してから、知事が原子炉設置変更への事前了解の申し入れに対して東北電力に回答するまでの期間において、知事が定める。 2　知事は、前項の規定により投票日を定めた時は、選挙管理委員会に対して、速やかに通知しなければならない。

（県民投票の告示）

第五条　選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票期日の七日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第六条　県民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票期日において年齢満十八歳以上の日本国籍を有する者で、次条に規定する投票資格者名簿を調製する時点において、その者に係る県内の市町村の住民票が作成された日（他の都道府県から県内の市町村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三月以上、当該市町村の住民基本台帳に記録されているものとする。

（第一号を削る）

2　次の各号に掲げる者は、県民投票の投票権を有しない。

一　禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

二　（略）

（投票資格者名簿）

第七条　県民投票を行うに当たって、県は、規則で定めるところにより

投票資格者名簿を調製し、県民投票を実施できるようにしなければならない。

2～3　（略）

（一人一票・秘密投票）

第八条　（略）

（投票期日・自書投票の原則）

第九条　投票資格者は自ら、投票期日に、規則で定める県民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

（期日前投票・不在者投票）

（県民投票の公示）

第五条　選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票日の七日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第六条　県民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において宮城県内の市町村に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者

であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録された者とする。

一　年齢満十八歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る宮城県内の市町村の住民票が作成された日（他の都道府県から県内の市町村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届け出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三月以上、当該市町村の住民基本台帳に記載されているもの（宮城県内で当該住民票の異動があった場合も含む。）

2　次の各号に掲げる者は、県民投票の投票権を有しない。

一　禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

二　（略）

（投票資格者名簿）

第七条　県民投票を行うに当たって、県は市町村に対して県民投票の実施に関わる事務の取扱の委任に関わる協議を申し入れ、市町村の選挙管理委員会が前条の規定に関して投票資格者名簿を調製し、県民投票を実施できるようにしなければならない。

2～3　（略）

（一人一票・秘密投票）

第八条　（略）

（投票期日・自書投票の原則）

第九条　投票資格者は自ら、投票期日に、規則で定める県民投票を行う場所（以下、投票所という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

（期日前投票・不在者投票）

第十条　前条の規定にかかわらず、投票期日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、第五条に定める県民投票の投票期日の告示があった日の翌日から投票期日の前日までの間、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2　（略）

（投票用紙の交付及び様式）

第十一条　投票用紙は、投票期日に、投票所において投票人に交付しなければならない。

2～3　（略）

（投票の方式）

第十二条　（略）

（代理投票・点字投票）

第十三条　第九条第一項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

2　（略）

第十四条及び第十五条　（略）

（県民投票の事務）

第十六条　（略）

2　（略）

3　県民投票公報は、投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の二日前までに、配布しなければならない。

（県民投票広報協議会）

第十七条　県議会に、県民投票広報協議会を置く。

2　県民投票広報協議会の員数は十五名とする。委員は、県議会会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任する。

3　（略）

（県民投票広報協議会の議事運営）

第十八条　（略）

（県民投票運動及びその規制）

第十九条　何人も、県民投票に関する投票運動（投票案件に対し賛成又は反対の投票を、するよう、若しくはしないよう勧誘する行為をいう。）、その他意見の表明を、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等、県民の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するものであってはならない。

（第2項を削る）

第十条　前条の規定に関わらず、投票期日に自ら投票所に行くことが出来ない投票資格者は、第五条に定める県民投票の告示後、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。

2　（略）

（投票用紙の交付及び様式）

第十一条　投票用紙は、投票期日、投票所において投票人に交付しなければならない。

2～3　（略）

（投票の方式）

第十二条　（略）

（代理投票・点字投票）

第十三条　身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

2　（略）

第十四条及び第十五条　（略）

（県民投票の事務）

第十六条　（略）

2　（略）

3　県民投票公報は、投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の七日前までに、配布しなければならない。

（県民投票広報協議会）

第十七条　宮城県議会に、県民投票広報協議会を置く。

2　県民投票広報協議会の員数は十五名とする。委員は、宮城県議会会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任する。

3　（略）

（県民投票広報協議会の議事運営）

第十八条　（略）

（県民投票運動及びその規制）

第十九条　何人も、県民投票に関する投票運動（投票案件に対し賛成または反対の投票を　するよう、またはしないよう勧誘する行為。以下「県民投票運動」という。）、その他意見の表明を、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等、県民の自由な意思を拘束し、または不当に干渉するものであってはならない。

2　公務員が行う県民投票運動および投票案件に係る意見の表明並びにこれらに必要な行為については、地方

（投票及び開票）

第二十条　前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他県民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）及び公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の規定の例による。

（投票結果の告示等）

第二十一条　選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を知事及び県議会議長に報告しなければならない。

（投票結果の尊重）

第二十二条　県民投票において、有効投票総数の過半数の結果が、投票資格者総数の四分の一以上に達したときは、知事及び県議会は投票結果を尊重し、東北電力、国及び関係機関と協議して、東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない。

（規則への委任）

第二十三条　この条例に定めるもののほか、県民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（第2項を削る）

附　則　（略）

公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十六条第一項から第三項までの規定、その他公務員の政治的行為を制限する法律上の規定は、適用しない。

（投票及び開票）

第二十条　前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他県民投票の投票および開票に関し必要な規定は、規定で定めるほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）および公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の規程の例による。

（投票結果の告示等）

第二十一条　選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公示するとともに、当該告示の内容を知事および県議会議長に報告しなければならない。

（投票結果の尊重）

第二十二条　県民投票において、有効投票総数の過半数の結果が、投票資格者総数の四分の一以上に達したときは、知事および県議会は投票結果を尊重し、東北電力、国および関係機関と協議して、東北電力女川原子力発電所二号機の稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない。

（規則への委任状）

第二十三条　この条例に定めるもののほか、県民投票の施行に関し必要　事項は、規則で定める。

2　前項の規則は、本条例施行の日から、二十日以内に制定しなければならない。

附　則　（略）

東北電力女川原子力発電所２号機の再稼働の是非に係る県民投票条例案
請求代表者の意見（要旨）　2019/03/14

多々良 哲

私たちはこの条例案を直接請求するために、昨年 10/2～12/2 の２カ月間、署名活動に取り組みました。たった２カ月間で、誰もの予想を上回る 11 万 1743 人の有効署名が集まりました。これは条例制定の直接請求に必要な法定数の約３倍、県内有権者の 5.8%にあたる数です。
この署名は、これまでになく県民に広がり、浸透し、共感を呼びました。街頭署名においては、多くの方が署名板へ駆け寄って来てくださり、積極的に「署名したい」という意思を示してくれました。戸別訪問でこの署名の趣旨を説明すると、「これは当たり前の署名だね」「私たちの意見を聞いてもらうのは当然だよね」という反応が非常に多く、「自分は原発に賛成だが、一人ひとりの意見で決めるのはもっともな話だ」と言って署名してくださる方もいました。
署名期間を通じて、私たちが実感したことは、「大事なことはみんなで決めよう。子ども達の未来に関わる原発のことはみんなで決めよう。私たちが暮らす宮城のことは私たちが決めよう。」このシンプルな訴えが、非常に広範な人々に受け入れられるということです。多くの県民の共感を呼ぶということです。

ある受任者（署名協力者）は「これは県民に待たれていた署名だ！」と言いました。
県民は一人ひとり「原発」の問題について、ちゃんと考えている。自分の「思い」を持っていて、それを聞いてほしいと願っている。意思表示する機会を求めているのです。
何故でしょうか？ それは、とりもなおさず、宮城県民が 3.11 を体験したからです。8 年前のちょうど今頃、宮城県民は誰もが被災者でした。食べ物を求め、水を求め、大人も子どもも長蛇の列を作っているところに、福島第一原発から飛来した放射能が降り注ぎました。宮城県民だれもが東日本大震災の被災者であると同時に、福島原発事故の被害者となったのです。
その共通体験を持っている宮城県民が、そして隣県福島で原発が爆発し、着の身着のままで避難する人々、そしてそのまま永遠に故郷を失った人々を知っている宮城県民が、今度は自分たちの県にある原発の再稼働を目前にして、「自分たちの意思を表明する機会を設けてほしい」「自分たちの意見を聞いてから決めてほしい」と願うのは、あまりにも当然のことではないでしょうか。

原発再稼働問題はエネルギー政策であり、エネルギー政策は国策だと言われます。しかし同時に、それはすぐれて「人権問題」でもあるのです。原発がひとたび過酷事故を起こせば、その被害の範囲は空間的にも時間的にも他の事故と比較になりません。何十年何百年も人が住めない土地が生まれる。文字どおり故郷を失う。あるいは何十年も経ってから健康影響が発生する。それは世代を超えるかも知れない。そんな時空を超えた巨大災害をもたらす施設は原発以外にないのです。
原発の問題は、私たちの生命と暮らし、子ども達の未来に関わる重大な問題です。一人ひとりが当事者です。そのことを私たちは 8 年前に身をもって知りました。
その上で「原発は必要なエネルギーだ。国策だ」というのであれば、宮城県民は、故郷を失うリスク、子ども達の健康を損なうリスクを引き受けて、やむなく（あるいは喜んで?）「国策」に協力するのか否か、が問われなければなりません。県民だれもが当事者となる重大問題について、県民の意思表示の機会を設けることは、当然のことであると考えます。

村井知事の意見書に「知事が判断することが、妥当な判断に繋がるものと考える」とあるのですが、残念ながら、このように考えている県民はごく僅かです。多くの県民は「知事の判断に任せておけば安心だ。大丈夫だ」とは思っていません。多くの県民は「原発のことは知事にお任せできない、県民も意見を表明したい」「知事が一人で判断するのではなく、県民の意向を確認してほしい」と考えています。だからこそ、2 カ月という短期間で 11 万人もの署名が集まったのです。
私たちは、地方自治法の定めに従って 2 カ月で署名を止めましたが、もしもう 1 カ月続けていればもう 10 万、さらにもう 1 カ月続けていればもう 20 万集まっただろうという手応えを持っています。署名数は尻上がりに伸びていたのです。
ここにおいて県民の意見と知事の意見は明確に食い違っていると申し上げておきたいと思います。

また村井知事は、女川原発 2 号機再稼働の是非を判断するに当たって「県議会における議論が有益である」と述べておられますが、このことには疑いがありません。
県議会は県民の多様な意見を聞き取って大いに議論を交わし、県議会の議論によってもたらされた情報や知見が県民に伝わって県民の理解が深まる。そのような双方向の、議会と県民の対話によって、議会の議論が深まり、県民の理解も深まるプロセスがとても重要であると考えます。
そのような議会と県民との「協働」を進めれば、「議会での議論」と県民投票とを対立的に捉える必要はまったくありません。県民投票を実施することは、むしろ議会に対する県民の関心を高め、議会と県民の対話を促進し、議会を活性化することに寄与します。県民投票（直接民主制）は議会（間接民主制）を補って、地方自治をより豊かにする「触媒」となると考えます。

県民投票の「選択肢」（二択か、三択か...）問題について申し上げます。
女川原発 2 号機再稼働に国の「合格」が出れば、東北電力からの事前了解の申し入れに対して、知事は女川原発 2 号機再稼働を「了解する」「了解しない」の二択で回答します（知事の回答に「どちらでもない」とか「わからない」とかはあり得ません）。
であるならば、当然、県民投票の選択肢も「賛成」「反対」の二択であるべきと考えます。
何故ならば、県民投票は一般的な「アンケート調査」ではなく、「知事が行う政治的意思決定に県民の意向を反映させる」ために行うものだからです。宮城県に突き付けられた目前の大問題＝「女川原発 2 号機再稼働の是非」について問うものだからです。
そのように明確に問題設定され、議会や県民の間で議論が交わされ、様々な情報が県民に提供されるプロセスがあれば、県民は「賛成」「反対」の二択の判断をする力を充分に持っている、という信頼に立つべきであると考えます。

宮城県議会議員の皆さん。女川原発再稼働問題について、議員と県民で、ともに考えましょう。
議員と県民との対話を深め、ともに熟議を尽くして、子どもたち孫たち、そして未来の宮城県民に対する責任を果たしましょう。この時代の私たちはみんなでここまで考え抜いて答えを導いたと、未来に向かって、胸を張れるような「協働」を進めましょう。
そのためのプロセスとして、「県民投票」はとても有効であると考えます。
宮城県議会におかれましては、県民投票条例案を可決していただき、県民投票を実現していただきますよう、11 万県民の願いを込めて、心よりお願い申し上げます。

宮城県県民投票条例について

2019年3月14日　成蹊大学法科大学院　武田真一郎

1　県民投票（住民投票）とは何か

間接民主制の代表を選ぶ選挙の投票ではなく、直接民主的な投票。表決、発案、罷免の三種類がある。住民が賛否両論に耳を傾けてより説得的な意見に1票を投じることにより、政治や行政に民意を反映させる制度といえる。

2　反対運動ではなく、中立的な制度

住民は賛否両論を比較しなければ、正しく判断できない。そのためには賛否両論を公平に扱うことが不可欠である。賛成派（原発再稼働推進派）にとっては、反対派を説得する絶好のチャンスといえる。市民と旧建設省が同じテーブルで議論した徳島方式が理想的。

3　なぜ県民投票（住民投票）が求められるのか

現代社会は間接民主制（代表民主制）を基本としている。しかし、代表（議員、首長）と住民の意思の間にギャップが生じることがある（間接民主制の機能不全。キーワードは環境と財政）。そこでギャップを埋めるために直接民主制としての住民投票が求められている。ただし、宮城県ではまだギャップは生じていない。東日本大震災と隣県での原発事故を目の当たりにして、県民の意見を聞いて欲しいという要求が高まったと考えられる。

4　住民投票はどのような機能を果たしているか

新潟県巻町の原発の賛否を問う投票（1996年）以来、市町村合併以外の地域の重要争点について43件の投票が行われ、大半の事例では投票結果が尊重されている。議会や行政が住民代表として民意を反映することにより、間接民主制を活性化させる機能を果たしている。すべての事例で住民は地域の問題を真剣に考え、責任ある1票を投じている。その地域のことをもっとも正しく考えることができるのは、その地域の住民だからである。国策については住民の意見に基づかなくてよいとする根拠はないので、原発の賛否のような国のエネルギー政策に関する事例でも住民の意見を聞く必要がある。

5　条例案について

3条2項：地方自治法252条の17の2により、投票資格者名簿の調製、投開票事務の実施などを市町村の事務とする方法もある。条例制定時に市町村長と協議を要するが、同意までは必要でない。県の条例が制定されるとその事務は市町村の事務となる。

12条：選択肢を賛成と反対の二択にしたことは適切である。住民投票は世論調査やアンケートではなく、政策決定である。再稼働にはする（賛成）かしない（反対）かしかあり得ない。三択以上にすると民意があいまいになり、政策決定が困難になる。

22条：知事に結果の尊重義務が生じる要件を投票率ではなく、投票資格者総数の4分の1以上として得票率要件としたことは適切である。条例に基づく県民投票の結果に法的拘束力を持たせることは困難なので、尊重義務が生じるとしたことも現状では妥当である。

尊重義務の内容については知事の裁量に委ねられている。反対多数となった場合に直ちに再稼働に同意しない義務が生じるとはいえないが、同意する場合は高度な説明責任を果たす義務が生じると解される。

6　間接民主制の重要性について

人類の歴史の中で選挙に勝る民主主義の制度は発明されていない。住民投票を通して明らかになるのは、間接民主制の重要性である。投票結果を尊重し、実現するのは議会や知事などの住民の代表であるし、そもそも住民が住民投票ですべてを決定することはできない。議員と知事が県民の代表であるとすれば、県民投票で示される民意は政策決定をする上で重要な判断材料となる。実際上も、県民の意思を聞くことに何の損失もないが、聞かないことには政治不信を高めるという重大な損失が生じるおそれがある。

結論：議員と知事は県民の代表として県民の信託を受けて選出されている。11万1743人の署名に託された県民の思いに寄り添い、県民の信託に応える判断をしていただきたい。

資料　　日本の住民投票（合併以外の重要争点に関するもの）　2018．12 月現在

○は有効投票（または投票総数）のうち賛成の割合、×は反対の割合　＊は投票の効果
出典：国民投票/住民投票情報室の HP および各種新聞報道による。

1．新潟県巻町（96.8.4）「原子力発電所建設」　町長提案
　投票率 88.3 %　○ 38.8 %　× 61.2 %　　＊○計画中止
2．沖縄県（96.9.8）「米軍基地縮小と日米地位協定見直し」　直接請求
　投票率 59.5 %　○ 91.3 %　× 8.7 %　　＊△縮小の議論始まる
3．岐阜県御嵩町（97.6.22）「産廃処理施設建設」　直接請求
　投票率 87.5 %　○ 19.1 %　× 80.9 %　＊○計画中止
4．宮崎県小林市（97.11.16）「産廃処理施設建設」　直接請求
　投票率 75.9 %　○ 40.6 %　× 59.4 %　＊×施設完成・操業中
5．沖縄県名護市（97.12.21）「海上ヘリポート基地建設」　直接請求
　投票率 82.5 %　○（条件付き賛成を含む）46.2 %　×（条件付き反対を含む）53.8 %
　＊△当初案は中断したが、代替施設建設計画が存続
6．岡山県吉永町（98.2.8）「産廃処理施設建設」　直接請求
　投票率 91.7 %　○ 1.8 %　× 98.2 %　＊○計画中止
7．宮城県白石市（98.6.14）「産廃処理施設建設」　市長提案
　投票率 71.0 %　○ 5.6 %　× 94.4 %　　＊○計画中止
8．千葉県海上町（98.8.30）「産廃処理施設建設」　町長提案
　投票率 87.3 %　○ 1.7 %　× 98.3 %　＊○県の許可を裁判で取消
9．長崎県小長井町（99.7.4）「採石場の新設、拡張」　町長提案
　投票率 67.8 %　新設：○ 50.4 %　× 45.0 %　拡張：○ 51.9 %　× 43.3 %
　＊○採石場を新設・拡張
10．徳島県徳島市（2000.1.23）「吉野川河口堰建設」　議員提案
　投票率 55.0 %　○ 8.4 %　× 91.6 %　　＊○白紙・凍結を経て国交大臣が中止表明
11．新潟県刈羽村（2001.4.18）「刈羽原発のプルサーマル計画」　直接請求
　投票率 88.1 %　○ 42.5 %　× 53.4 %　＊○計画は中断
12．三重県海山町（2001.11.18）「原発誘致」　議員提案
　投票率 88.6 %　○ 32.4 %　× 67.3 %　＊○町長が誘致断念
13．高知県日高村（2003.10.26）「産業廃棄物処理施設建設」　直接請求（再議後再可決）
　投票率 79.8 %　○ 60.3 %　× 39.7 %　＊○施設建設
14．千葉県袖ヶ浦市（2005.10.23）「土地区画整理事業」　直接請求
　投票率 58.0 %　○ 35.0 %　× 63.5 %　＊○事業中止
15．山口県岩国市（2006.3.12）「米軍艦載機岩国への移駐」　常設型条例・市長発議
　投票率 58.7 %　○ 10.8 %　× 87.4 %　　＊△国に中止を要請したが移駐進捗
16．千葉県四街道市（2007.12.9）「地域交流センター建設」　直接請求
　投票率 47.6 %　○ 23.9 %　× 76.1 %　＊○建設中止
17．沖縄県伊是名村（2008.4.27）「牧場誘致」　村長提案
　投票率 71.4 %　○ 48.6 %（461 票）　× 48.6 %（460 票）　＊○誘致中止
18．長野県佐久市（2010.11.14）「総合文化会館建設」　市長提案
　投票率 54.9 %　○ 28.8 %　× 70.7 %　＊○建設中止
19．鳥取県鳥取市（2012.5.20）「市庁舎新築」　議員提案
　投票率 50.8 %　○（新築）39.4 %　×（耐震改築）60.6 %
　＊△市長は改築を表明後、新築に方針転換

20．山口県山陽小野田市（2013.4.27）「議員定数削減」　常設型条例・住民発議
　投票率 45.5 %　　＊不成立・不開票
21．東京都小平市（2013.5.26）「都市計画道路計画の見直し」　直接請求・市長提案で修正　投票率 35.2 %　＊不成立・不開票
22．熊本県和水町（2013.11.1）「学校建設費増額」　町長提案
　投票率 28.9 %　＊不成立・不開票
23．埼玉県北本市（2013.12.15）「JR 高崎線の新駅建設」　市長提案
　投票率 42.5 %　○ 23.8 %　× 76.2 %　＊○計画は白紙撤回
24．三重県伊賀市（2014.8.1）「市庁舎移転」　市長提案
　投票率 42.5 %　＊不成立・不開票
25．埼玉県所沢市（2015.2.15）「市立小中学校にエアコン設置」　直接請求
　投票率 31.5 %　○ 65.4 %　× 34.5 %　＊○エアコン設置（得票率 1/3 で尊重義務）
26．沖縄県与那国町（2015.2.22）「陸上自衛隊配備」　議員提案
　投票率 85.7 %　○ 65.4 %　× 41.3 %　＊○予定どおり配備
27．滋賀県高島市（2015.4.12）「市庁舎の新築」　市長提案
　投票率 67.9 %　○（新築）31.9 %　×（改修）68.1 %　＊○議会で紛糾後改修へ
28．長崎県壱岐市（2015.4.26）「市庁舎新築」　議員提案
　投票率　63.7 %　○ 32.3 %　× 67.7 %　＊○新築断念
29．大阪府大阪市（2015.5.17）「大阪都構想の賛否」　市長提案（法律に基づく）
　投票率 66.8 %　○ 49.6 %　× 50.4 %　　＊○都構想は中止
30．愛知県新城市（2015.5.31）「大型市庁舎新築」　市長提案
　投票率 56.2 %　○ 32.3 %　× 67.7 %　＊△当初案を若干縮小（選択肢が不適切）
31．茨城県つくば市（2015.8.2）「総合運動公園建設」　直接請求
　投票率 47.3 %　○ 32.3 %　× 67.7 %　＊○計画白紙撤回
32．愛知県小牧市（2015.10.4）「新図書館（ツタヤ図書館）建設」　議員提案
　投票率 50.4 %　○ 43.5 %　× 56.4 %　　＊○設計契約を解消
33．大阪府和泉市（2015.11.22）「市庁舎建替か移転か」　議員提案
　投票率 48.8 %　建替 47.8 %　移転 52.2 %　＊○移転計画中（得票率 2/3 要件あり）
34．沖縄県竹富町（2015.11.29）「町役場の位置」　議員提案
　投票率 80.3 %　石垣市内 43.9 %　西表島 56.1 %　＊○西表島に移転
35．沖縄県石垣市（2016.2.7）「新市庁舎の建設地」　議員提案
　投票率 39.1 %　現在地 18.2 %　旧石垣空港跡地 81.8 %　＊○空港跡地移転で検討中
36．山梨県南アルプス市（2016.3.20）「市庁舎新築」　議員提案
　投票率 49.9 %　○（新築移転）43.9 %　×（現庁舎増築）56.1 %　＊○現庁舎増築
37．愛知県高浜市（2016.11.20）「公民館取壊し」　常設型条例・住民発議
　投票率 36.7 %　＊不成立・不開票
38．熊本県和水町（2016.10.2）「中学校校舎新築」　議員提案
　投票率 57.8 %　○（新築）49.1 %　×（耐震改修）52.0 %　＊○耐震改修へ
39．石川県輪島市（2017.2.19）「産廃処理施設建設」　直接請求
　投票率 42.02 %　＊不成立・不開票
40．茨城県神栖市（2017.10.1）「防災アリーナ計画見直し」　直接請求
投票率　33.4 %　○ 54.6 %　× 45.4 %　＊×見直しせず
41．滋賀県野洲市（2017.11.26）「市民病院建設計画」　議員提案　投票率 48.5 %
　＊不成立・不開票
42．兵庫県篠山市（2018.11.18）「市名変更」　投票率 69.8 %　○ 56.5 %　× 43.5 %
　常設型条例・住民発議　＊○丹波篠山市に市名変更へ

「民意を形にし、力に変える」運動を
さらに進めましょう！

3 月 15 日、宮城県議会本会議にて、県民投票条例案が自民・公明の反対多数で否決されました。まことに残念です。とても悔しい思いです。

議会と知事は、11 万県民の願いを受け入れず、県民が意思表示する機会を奪った、その責任は非常に重たいと自覚していただきたい。この先まもなく、女川原発 2 号機再稼働に同意するのか否か、知事と議会に問われるときが来る。そのときに、どうやって県民の民意を聞き取り、どういう答えを出すつもりなのか？　県民投票を拒んだ議員と知事は、この重大問題に自分たちが全面的に責任を負うと言ったことを意味する。その自覚が、覚悟が本当に彼らにあるのか、甚だ疑問だと言わざるを得ない。私たちは今後も厳しく問うていきます。

この県民投票運動は、多くの県民の共感を呼び、広範な県民が参画する運動となりました。女川原発 2 号機再稼働問題が、多くの県民の関心事となり、問題意識を持つこととなりました。このことの意義は非常に大きい。立場表明や議論を避け、情報を与えず、ギリギリまで県民がこの問題に気付かないように、関心が向かないようにしようという思惑は崩れ去りました。

私たちは、今回の運動で、県民世論が私たちの側にあることを実感し、「民意は我にあり」を再確認しました。11 万県民の署名によって、私たちが目指した「民意を形にし、力に変える」ことに、大きな手応えを得ることが出来ました。私たちは、今回の運動を土台にして、「民意を力とし、原発のことを決める」運動を、さらに広く大きく進めていきます。

一年余りに渡った県民投票運動にひと区切りがつきました。ともに運動に取り組んでくださった県民の皆さん、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。思いをひとつにして、ともに頑張った県内各地の皆さんとの繋がりができたことが、何よりの財産です。これからも、ともに頑張っていきましょう！

2019 年 3 月 16 日

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

（略称：みんなで決める会）

県民投票条例案に賛成してくださった県議の皆様へ

昨秋取り組まれた署名運動において、そして県議会 2 月定例会におきまして、「原発」県民投票条例案を支持してくださり、その成立にご尽力くださった県議会議員の皆様、まことにありがとうございました。

最後の採決は数の力に押し切られた形となりましたが、論戦の中身においては、条例案に賛成する立場の皆様の質問や討論が圧倒的に勝っていました。私たちは何度も、心からの拍手喝さいを送りました（傍聴席では心の中で。ときに溢れ出てしまうこともありましたが...）。

皆様の鋭い質問や討論が、村井知事や自公議員の「なんとしても県民投票を阻止する」かたくなな姿勢をあぶりだし、そのためにあれこれ反対理由を持ち出しているに過ぎないことを暴きました。論戦の中で、民主主義を守り、宮城の地方自治を守り、そして県民の生命や暮らしを守ろうとしている議員がどちら側なのか、県民にとって鮮明になったと思います。

11 万県民の願いに背を向けて、県民が意思表示する機会を奪った村井知事と自公議員の責任は極めて重大です。もう間もなく、女川原発 2 号機再稼働に国の「合格」が出され、宮城県に「地元同意」が問われるときが来ます。知事と自公議員が「賛成・反対の二択では県民の多様な意見を反映できない」ことを条例案への反対理由とした以上、そのとき彼らは「県民の多様な意見」を聞き取って判断に反映させる（その明確なプロセスを県民に示す）責任を負ったはずです。知事が立地自治体首長や議会の同意のみを取り付けて、それをもって「県民の同意だ」とするやり方は、もはや許されません。私たちは引き続き、この点を厳しく問うていく考えです。

今回の県民投票運動は、これまでになく多くの県民の共感を呼び、広範な県民が参画する運動となりました。福島原発事故を体験した宮城県民は、「原発」の問題について自分の「思い」を持っており、意思表示する機会を求めていることが、改めて示されました。

そして、今回の署名運動や県議会での論戦によって、「原発」の問題が、いっそう多くの県民の関心事となり、「わがこと」として考え、話し合うきっかけになりました。女川原発 2 号機再稼働を認めるか否か、私たちの宮城県に問われる局面がまもなくやって来ることが、県民に知れ渡るところとなりました。このことの意義はとても大きいと考えております。

私たちは、今回の運動を土台にして、「原発のことは民意で決める」運動を、さらに広く大きく進めていきたいと考えております。そのために、**4 月 14 日（日）午後 1 時半より、仙台弁護士会館において「報告集会」を開催します。今回の運動の「まとめ」を皆で共有し、今後の運動の展望について意見交換したいと考えております。ぜひ県議の皆様にもご参加いただきたく、ご案内申し上げます（詳しくは別紙の集会チラシをご覧ください）。**

今回の 2 月定例会において、4 会派の議員の皆様が一致協力して条例案成立のために尽力してくださっている姿は、私たちにとってまことに心強いものでした。今後もいっそうの、議会内外の運動の連携を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2019 年 4 月

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）

代表　多々良 哲

原発再稼働の是非は県民投票で！

11 万県民の署名が問いかけたもの

みんなで決める会「原発」県民投票運動　報告集会

私たちは、女川原発再稼働の是非を問う県民投票実現を求めて、「県民投票条例の制定」を求める直接請求署名運動にとりくみ、受任者のみなさんの奮闘によって、２ヵ月間で 11 万 1,743 人の有効署名が集められました。

条例案を審議する県議会はかつてないほど注目され、連日、傍聴席が県民で埋め尽くされました。

何故、こんなにも多くの県民の共感を呼び、多くの県民が参画する運動に発展したのでしょう？

この運動のまとめをみんなで確認し、それでも条例案が否決された現実を考え、これからの運動をどのように進めていけばよいのか？　ごいっしょに考え、意見交換しましょう。

9･23 キックオフ集会

11･3　街頭署名

3･15 県議会傍聴

＊＊＊プログラム＊＊＊

- ◆映像でふりかえる一年
- ◆県民投票運動のまとめ
- ◆県議会議員から
- ◆県内各地域から
- ◆会場のみなさんから

2019 年 4 月 14 日（日）

午後 1 時 30 分～3 時 30 分

仙台弁護士会館４F

仙台市青葉区一番町２丁目９-１８

主　催：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）

☎：022-724-7627　fax: 022-724-7629　メール：kenmingakimeru@gmail.com

HP　：http://minnadekimeru.jp/　Twitter：みんなで決める会（@minnade_kimeru）

Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

県議会が県民投票条例案を否決!…しかし、

知事と議会に女川原発再稼働の判断を任せることは出来ません!

仙台の繁華街で街頭署名活動

宮城県議会本会議場の傍聴席を埋めつくす県民 02・21・11・26

知事と反対議員の責任は重たい！

私たちは、女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求めて署名運動にとりくみ、２ヵ月間で 11 万 1,743 人もの有効署名が集められました。この条例案を審議する宮城県議会はかつてないほど注目され、連日、傍聴席が県民で埋め尽くされました。しかし３月 15 日の県議会で、条例案は自民・公明の反対多数で否決されました。まことに残念です。とても悔しい思いです。

11 万県民の願いに背を向け、県民が意思表示する機会を奪った、知事と県会議員の責任は極めて重大です。もう間もなく、女川原発 2 号機再稼働に国の「合格」が出され、宮城県に再稼働への「地元同意」が問われるときが来ます。そのときに、県民投票に反対した知事と議員は、どうやって県民の民意を聞き取り、どういう答えを出すつもりなのでしょうか？　県民投票を拒んだからには、知事が議会や立地自治体首長の同意を取り付けて、それが「県民の同意だ」とするやり方は、もはや許されません。「女川原発再稼働の是非」の判断を、知事や議会だけに任せることは出来ません。

「原発のことは民意で決める」運動をさらに進めましょう！

この県民投票署名は、多くの県民の共感を呼び、広範な県民が参画する運動となりました。県民は一人ひとり「原発」の問題について自分の「思い」を持っており、意思表示する機会を求めていることがわかりました。そして今回の署名によって、「原発」の問題が、さらに多くの県民の関心事となり、「わがこと」として考えるきっかけになりました。このことの意義はとても大きいと考えます。

私たちは、今回の運動で、「民意を形にし、力に変える」ことの大きな可能性を掴みました。私たちは、これを土台にして、「原発のことは民意で決める」運動を、これからも、さらに広く大きく進めていきます。あなたもぜひ加わってください。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）

☎: 022-724-7627　fax: 022-724-7629　メール：kenmingakimeru@gmail.com

HP：http://minnadekimeru.jp/　（Facebook、Twitter もやっています）

2019/04/14

みんなで決める会 県民投票運動 報告集会
活動報告 レジュメ

多々良 哲

私たちが取り組んだ「女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例」の制定を求める直接請求署名運動は、昨秋 2 ヵ月間で 11 万 1743 人もの有効署名を集めました。条例案が上程された宮城県議会 2 月定例会はかつてないほど注目を集め、連日、傍聴席が県民で埋め尽くされ、県内ニュースのトップで報道されました。しかし 3 月 15 日の県議会で、自民・公明の反対多数によって県民投票条例案は否決されました。まことに残念。とても悔しい思いです。

① 県民が意思表示する機会を奪った村井知事と自公議員の責任は重たい。
まもなく女川原発 2 号機再稼働に国の「合格」が出され、宮城県に「地元同意」が問われるときが来る。知事と自公議員が「賛成・反対の二択では県民の多様な意見を反映できない」ことを条例案への反対理由とした以上、そのとき彼らは「県民の多様な意見」を聞き取って判断に反映させる（その明確なプロセスを県民に示す）責任を負った。知事が立地自治体首長や議会の同意のみを取り付けて、それをもって「県民の同意だ」とするやり方は、もはや許されない。

② もうひとつの反対理由は「立地自治体と県全体の結果が食い違うと分断と混乱を招く」。
ここから透けて見えるのは、県民投票を実施すれば「再稼働反対」が勝つことを彼らはよく知っていたということ、それこそが本当の反対理由だということ。

③ その他の反対理由に対しても、すべて議会での質疑、討論、意見陳述の中で反論し、論戦の中身においては、条例案に賛成する側が圧倒的に勝っていた。
「原発政策は国策だ」⇒「原発」は県民の生命や暮らしにかかわる問題＝人権問題だ。
「議会の議論を制約する」⇒県民投票（運動）はむしろ議会を活性化する「触媒」となる。
「民間の経済活動を制限する」⇒それでは立地自治体に「同意」以外の選択肢はないのか。
「ポピュリズムだ」⇒様々な情報と議論があれば、県民は二択で判断する力を持っている。

④ 今回は県民投票条例制定に至らなかったが、この運動を通じて得たものは大きい。
なによりも、この県民投票運動が、これまでになく多くの県民の共感を呼び、広範な県民が参画する運動となったこと。
多くの県民は、「原発」の問題について自分の「思い」を持っており、意思表示する機会を求めていることが、改めて示された。8 年前の福島原発事故の共通体験を持っている宮城県民が、自分たちの県にある原発の再稼働を目前にして、「私たちの意見を聞いてから決めてほしい」と願うのは、あまりにも当然のこと。11 万の署名によって、この民意が明確に示された。

⑤ 今回の署名運動、そして県議会での論戦によって、「原発」の問題が、いっそう多くの県民の関心事となり、「わがこと」として考え、話し合うきっかけになった。原発問題への当事者意識、主権者意識が高まり、「みんなで考え、みんなで決めよう」という政治参加意識が高まった（＝「宮城の民主主義を育てる運動」が一定程度できた）。

⑥ 女川原発 2 号機再稼働に同意するかの否か、まもなく私たちの宮城県に問われることが、県民に知れ渡るところとなり、この問題から出来るだけ県民の関心をそらそうとする思惑は砕かれた。「村井知事 vs 県民世論」の構図、「議会と民意のねじれ」が露わになった。

⑦ 議会への県民の関心を高め、県民と議会の対話を促進し、議会を活性化する触媒となった。
議会の内と外の運動の連携を作り、言わば「市民と野党の共闘」による運動となった。
自公議員へのアプローチ、対話を初めて試みて、いくつかの成果と教訓を得た。

⑧ 最後に… 何故こんなに広まったのか？ 次の運動へ繋げるためにもう一度考えてみよう。
『大事なことはみんなで決めよう。子ども達の未来に関わる「原発」のことはみんなで決めよう。私たちが暮らす宮城のことは私たちが決めよう。』というシンプルな呼びかけが、広範な人々に受け入れられた。当たり前の「自己決定権」、当たり前の民主主義の実現を訴えれば、多くの人々の共感を呼ぶということ。
武田真一郎氏の逆説－「反対運動ではなかったが故に、逆に市民の広範な反対の意思が集まった」（徳島の吉野川河口堰住民投票運動）ということが、宮城でも起こった…。

⑨ 法に基づき、行政手続きの中で行った署名であった。様々な制約を乗り越えて集められたが故に、逆にそのことが署名運動を盛り上げた（側面もある）。そして、法に基づき、行政や議会が無視することが出来ない（主権者である県民の主権が直接、議会に行使される）署名であったこと。

私たちは、今回の運動で、県民世論が私たちの側にあることを実感し、「民意は我にあり」を再確認しました。11 万県民の署名によって、私たちが目指した「民意を形にし、力に変える」ことの、大きな可能性をつかむことが出来ました。私たちは、今回の運動を土台にして、「民意を力とし、原発のことを決める」運動を、さらに広く大きく進めていきましょう。

一年余りに渡った県民投票運動にひと区切りがつきました。ともに運動に取り組んでくださった皆さん、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。思いをひとつにして、ともに頑張った県内各地の、県民同士の繋がりができたことが、何よりの財産です。これからも、ともに頑張っていきましょう！

●署名スポット一覧　（「ここにいけば署名ができる」としてご協力いただきました）

署名できる方の市区町村	店　名
仙台市青葉区	「みんなで決める会」事務所
	book cafe 火星の庭
	おひさまや
	西仙台教会
	仙台民主商工会
	仙台錦町診療所・受付
	宮城民医連事務局・受付
	北四カフェ「グラニーズ」
	NPO法人 萌友
	珈巣多夢(カスタム)柏木店
	佐藤商店
仙台市宮城野区	ひまわり手芸店
	三協タックラベル株式会社 シルクスクリーン事業部
	宮城野の里・事務室
	田子のまち・事務室
	麦の会 コッペ
	生活協同組合あいコープみやぎ
仙台市若林区	右岸の羊座
	手打そば　今仁
	若林クリニック
	NPO法人 萌友
	小田原五丁目ホームラン食堂
仙台市太白区	藁の家
	エコロジーショップ energy
	花兄園　直売所
仙台市泉区	日本キリスト教団東北教区センター エマオ
	泉病院・友の会
	ひまわり手芸店
	山田鍼灸治療院
	自然食品 たんぽぽ
	ゼロ村市場

署名できる方の市区町村	店　名
石巻市	石巻民主商工会
塩釜市	坂総合病院・受付
	坂総合病院付属北部診療所・受付
	塩釜民主商工会
多賀城市	坂総合ｸﾘﾆｯｸ・受付
	“ほっと一息”和～ちゃんち
松島町	松島医療生協本部・かこまち会館
利府町	三協タックラベル株式会社 シルクスクリーン事業部
気仙沼市	気仙沼本吉民主商工会
	Sea Candle Coffee
南三陸町	ちょこっと
栗原市	くりこまｸﾘﾆｯｸ・友の会
	佐藤ハリ・キュウ院
	千田粉店
大崎市	古川民主商工会
	古川民主病院・友の会
色麻町	ライスフィールド
加美町	中新田民主医院・受付
涌谷町	遠田民主商工会
大河原町	みんなの放射線測定室「てとてと」
岩沼市	岩秀
柴田町	仙南民主商工会
	しばた協同クリニック・受付横
	cafe andante
角田市	エミシエ房

【2019年3月9日　街頭シール投票】

★宣伝カーの原稿

みなさん。
女川原発の再稼働に、賛成か、反対か、私たちの思いを示す県民投票を実現しましょう。
「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会」の宣伝カーです。
１２月２日まで、県民投票の実現をめざす署名運動を行なっています。
女川原発の再稼働に賛成の人も、反対の人も、県民投票の実現にぜひご協力ください。

みなさん。
原子力規制委員会が、来年の春頃に、女川原発２号機に「合格」を出す見込みです。
原発の再稼働は、地元の自治体、とくに宮城県が認めるかどうかで決まります。
私たちは、再稼働を認めるか、認めないかを、県民投票で決めることを求めています。
１２月２日まで、県民投票の実現をめざす署名運動を行なっています。
女川原発の再稼働に賛成の人も、反対の人も、県民投票の実現にぜひご協力ください。

みなさん。
女川原発の再稼働に、賛成か、反対か、私たちの思いを示す県民投票を実現しましょう。
「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会」でございます。
１２月２日まで、県民投票の実現をめざす署名運動を行なっています。
女川原発の再稼働に賛成の人も、反対の人も、県民投票の実現にぜひご協力ください。

みなさん。
この直接請求の署名は、県内の有権者の２％にあたる４万を超えれば、村井知事が県民投票条例案を県議会に提出しなければなりません。
みなさんの、おひとり、おひとりの署名が、県民投票を実現する力になります。ぜひ署名にご協力ください。

みなさん。
女川原発の再稼働に、賛成か、反対か、私たちの思いを示す県民投票を実現しましょう。
「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会」の宣伝カーです。
１２月２日まで、県民投票の実現をめざす署名運動を行なっています。
女川原発の再稼働に賛成の人も、反対の人も、県民投票の実現にぜひご協力ください。

みなさん。
私たちは、一軒、一軒、訪問して署名をお願いしています。
県内各地の街頭や商店の前でも、署名をお願いしています。
ご連絡をいただければ、みなさまに署名用紙をお届けします。
「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会」でございます。
女川原発の再稼働に、賛成か、反対か、私たちの思いを示す県民投票を実現しましょう。
１２月２日まで、県民投票の実現をめざす署名運動を行なっています。
女川原発の再稼働に賛成の人も、反対の人も、県民投票の実現にぜひご協力ください。

★新聞記事より関連記事抜粋

河北新報　2018年(平成30年)11月22日(木曜日)　社会　16版　(28)

女川原発住民投票 署名4万人超

10万人実現へ意欲

市民団体

通行人に署名を呼び掛ける鈴木さん（中央）ら＝21日午後0時10分ごろ、仙台市青葉区

東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票の実現に向け、必要となる約4万人を上回る5万人以上の署名が集まったのを受け、活動を主導する市民団体「県民投票を実現する会」のメンバーは21日、安堵の表情を浮かべた。宮城県議会での議論をにらみ、「ハードルは高い。まだ活動は終わっていない」と気を引き締めた。

（1面に関連記事）

会の事務局責任者で仙台市青葉区のNPO法人理事鈴木智子さん(56)は、この日も同区の一番町平和ビル前で署名を募った。「住民投票の署名集めは初めて。目標の10万人はおろか、4万人集まるか不安だった」と打ち明ける。

飲食店や事業所など署名スポットは57カ所に広がった。市民の反応は良かったが、時には「私は再稼働賛成」と拒む人も。鈴木さんは「賛成でも反対でもみんなで決めたい。足りないのは対話。互いに理解できれば、どんな結論でも前に進める」と伝え、協力を募った。

街頭で署名した太白区の会社員女性(53)は「住民投票が実現すれば原発を見詰め直すきっかけになる」と話した。

署名数は4万人を超えた。知事が住民投票条例案を上程したとしても、県議会の可否判断には各会派の意向が強く働くからだ。

県庁で記者会見した実現する会の多々良哲代表(60)は「投票実現が民意ということを示したい。そのために数が必要だ」と、目標の10万人署名実現に改めて意欲を示した。

河北新報　2018年(平成30年)12月3日(月曜日)　みやぎ

女川再稼働是非 住民投票請求

署名集め終了 8万人超

一部地域を除いて最終日となった署名活動＝2日、仙台市青葉区の一番町平和ビル前

東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を目指す市民団体「県民投票を実現する会」は2日、投票実現に向けた署名集めを一部地域を除いて終えた。集まった署名は11月30日現在、8万470人。知事に県条例制定を直接請求するのに必要な約4万人を超えた。

署名集めは10月2日から2カ月間行われた。まだ同会に届いていない署名簿も集計し、12月12日に各市区町村選管に提出する予定。

各選管の審査で確定した有効署名数が必要数を上回れば、同会は来年2月に村井嘉浩知事に条例制定を請求する。村井知事は条例案に意見書を付けて県議会に提出し、県議会が可否を判断する。

女川再稼働 住民投票へ始動

10万人署名目指す

通行人に協力を呼び掛けた街頭署名活動

仙台市の市民団体が2日、東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う県民投票条例制定の直接請求を目指し、同市で初の街頭署名活動を実施した。必要署名数の倍以上となる10万人分を目標に掲げ、県内全域で署名集めを本格化させる。

（3面に関連記事）

「女川原発再稼働は間もなく正念場を迎える。2号機に国の合格が出れば、残る手続きは地元同意だけだ。知事にお任せでなく、一人一人が自分の問題と捉え、選択するため、県民投票を実現しよう」

市民団体「県民投票を実現する会」の多々良哲代表は同日午後、青葉区の一番町平和ビル前で通行人らに訴えた。メンバー約20人が街頭に立ち、30分で20人分の署名を集めた。

署名した若林区のパート

2018.10.3『河北新報』

署名活動（2018.10～11）

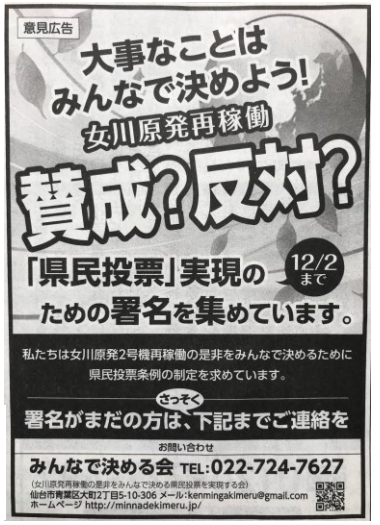

2019.11.22　『河北新報』に掲載した意見広告

（7）　社説・声　（第三種郵便物認可）

社　説

女川再稼働住民投票

11万の民意に応えるべきだ

東日本大震災後に停止している東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を巡り、宮城県の村井嘉浩知事は21日、県議会に条例案を提出する。

市民団体が直接請求した住民投票は実現するのか。11万人を超す県民の署名が持つ意味は重い。県議会は託された責任を自覚し、条例制定を丁寧に審議してほしい。

女川原発2号機については、再稼働を審査する原子力規制委員会が年内に「合格」を出す可能性が高い。再稼働の際はこれまで、必要な地元同意として県や立地自治体の首長が可否を判断してきた。

女川原発は深刻な事故には至らなかったが、震災の際は地震や津波で被災した原発だ。安全に対する県民の関心はことさら高い。また、東京電力福島第1原発事故の影響は今なお宮城県でも続いている。水産物の輸出禁止や汚染廃棄物の処理など、問題は住民生活に直結している。

女川原発再稼働に関し、多くの県民が住民投票で意思表示を求めたのは当然だろう。

条例案では、18歳以上の県民が再稼働への賛成と反対のどちらかを選択する。過半数を占めた結果が総数の4分の1に達した際には、知事と県議会が尊重して国や東北電力と協議するとしている。

村井知事は条例案に付けた意見で、賛否は示さなかったが、消極的な姿勢をにじませた。県議からは「議会制民主主義との兼ね合い」から反対の声も出ている。

確かに、住民投票には「代議制を否定する」という批判がある。だが、私たちは選挙で選んだ議員に政治を託しているが、全ての問題を白紙委任したわけではない。議員が住民の意思を尊重しなければ、代議制の空洞化を招く恐れもある。

福島第1原発事故後、再稼働の是非を問う住民投票は、大阪市と東京都、静岡県などで直接請求が計5回成立したが、いずれも議会の否決で実現していない。エネルギー政策は国策であり、住民投票になじまないという意識が根強くあるためだ。

国の政策との兼ね合いをどう考えるかは、住民投票が抱える大きな課題だ。法的な拘束力がないとはいえ、投票の結果は国の方針と対立する場合もある。

しかし、だからといって住民投票を封印してしまうのは問題だ。むしろ、地域の意思を図る指標として、政策決定につなげていく必要があるのではないか。地域の意思をくみながら、安心して暮らせる環境や次世代に残す地域をつくるのは、自治体が担う大切な役割のはずだ。

住民投票へ向けたプロセスも重要となる。住民らが賛否の根拠やエネルギー政策、地域の将来像などを議論する契機になるだろう。議論と理解をいかに深めるのか、住民も問われることになる。

2019・2・20

『河北新報』社説

署名提出（2018.12）

朝日　宮城　12版▲　2018年（平成30年）12月13日（木）

女川再稼働県民投票条例
署名11万人分提出
中断の丸森は来月追加

仙台市の青葉区選挙管理委員会に署名を提出する多々良哲代表（左から2番目）ら＝仙台市青葉区

東北電力女川原発（女川町、石巻市）2号機の再稼働の是非を巡る県民投票について、実施条例の制定を目指す住民グループ「みんなで決める会」（多々良哲代表）は12日、県内の各市区町村（丸森町を除く）の選挙管理委員会に署名を提出した。合計で11万3046人分になるという。

地方自治法では、県内全有権者数の50分の1に当たる署名があれば、住民投票を直接請求できる。今回の必要数は約3万9千人分で、その3倍に迫る署名が集まった。

同日午前、仙台市の青葉区選管に約1万1千人分の署名を提出した多々良代表が会見し、「大事なことはみんなで決めようという訴えが共感を生んだ結果です」と話した。

有権者数に占める割合を自治体別に見ると、最高は女川町の21・9%。次いで涌谷町（14・1%）、七ケ宿町（13・8%）、美里町（11・8%）と、女川原発から30キロ（UPZ）圏内の自治体が目立つ。多々良代表は「私たち自身の命に関わることは私たち抜きで決めないで下さい」と訴えた。

他自治体 いずれも議会否決

原発再稼働の是非を問う住民投票条例の制定を求める動きは、全国各地でみられる。東京都や新潟県などの都道府県レベルのほか、愛媛県八幡浜市などの市町村レベルでも住民からの直接請求を受けて条例案が議会に出されたが、いずれも否決されている。

会見で多々良哲代表は「こうした過去の事例を踏まえて、『県議会での審議は尽くされていない』と思っている」とした上で、「この条例は原発反対条例ではない。県議会にその趣旨を説明して、理解を求めていきたい」と話した。（藤井朗出）

■近年、原発を巡る住民投票条例案は否決が続いている

時期	自治体名	結果
2012年	静岡県	否決
同	東京都	否決
同	大阪市	否決
13年	新潟県	否決
16年	八幡浜市	否決

朝日　2018年（平成30年）12月13日（木曜日）

女川再稼働是非・住民投票請求
11.3万人署名 選管に提出

東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を目指す市民団体「県民投票を実現する会」は12日、宮城県内の各市区町村選管に計11万3046人の署名簿を提出した。署名数は県条例制定の直接請求するのに必要な県内有権者の50分の1（約4万人）を上回り、直接請求の成立は確実とみられる。

全市区町村の署名が出そろい、各選管の審査を経て有効署名が必要数を上回れば、実現する会は来年2月に知事に条例制定を直接請求する。来年の県議会2月定例会への議案提出を想定する。

多々良哲代表（60）は「女川原発再稼働への有権者の関心は高い。県民一人一人が意思表示する機会を実現させたい」と話した。

今回の手続きが有効の場合、宮城県では1972年10月の乳幼児医療費助成条例制定の請求以来となる。東京電力福島第1原発事故以後、原発再稼働を巡る住民投票の直接請求は全国で5回あり、全て議会が否決している。

（20面に関連記事）

ロボ開発拠点 経産相が視察 福島

世耕弘成経済産業相は12日、福島県を訪れ、東京電力福島第1原発の廃炉作業と、県などが南相馬市と浪江町に整備を進める研究開発拠点「福島ロボットテストフィールド」を視察した。

署名集めは10月2日から2カ月間行われた。町長選で一時中断した丸森町では12日に再開し、31日まで続けられる。

原発再稼働の是非を問う住民投票は、再稼働についての宮城県内の有権者の賛否を「見える化」する意義がある。原発を巡る議論が風化する中で改めて考えてもらう機会になり、住民が政治参加できるという手段を示したことも評価できる。

首長や議員は選挙の洗礼を受けた代理人だが、有権者は全ての地域課題を白紙委任したわけではない。本来、住民への意見聴取プロセスを十分に果たしていれば、住民投票を求める声は出ないはずだ。

東北大大学院准教授　河村和徳氏（政治学）

県民の理解深める契機に

課題もある。設問は二者択一で、「今は仕方ないが原発は中長期的にいらない」といった時間軸の選択肢がない。議員は投票結果が自身の意見と異なると、次の自分の選挙にどう影響するか計算するので慎重にならざるを得ない。

ただ、現在の県議会は1人区が多く、与野党どちらかの声が反映しにくくなるなど民意の縮図になりきれていない。簡単に賛否は決められないだろう。

（直接請求を経て）条例案が県議会に上程されれば議論を喚起し、しっかりと判断の根拠を示すべきだ。これまで県議会は復興議論が優先され、本格的な原発議論は見送られてきた面もある。分断ではなく、県民の理解を深める契機にする必要がある。

（談）

低所得の後 保険料軽

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度で、政府は12日、低所得者の保険料を最大9割軽減している特例措置を来年10月に廃止する方針を固めた。このうち年金収入80万円以下の約380万人は同月から保険料が上がるが、低所得者向けの

立地・周辺市町 高い関心

市民団体提出「不安の表れ」

女川再稼働是非 住民投票署名

東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票を目指す「県民投票を実現する会」は12日、署名簿を各市区町村選管に提出、一つの節目を迎えた。丸森町を除く署名数は11万超と直接請求に必要な数（県内有権者の50分の1）の2・9倍に上り、特に原発の立地、周辺市町で関心の高さがうかがえる。（3面に関連記事）

青葉区選管の職員（右）に集まった署名簿が手渡された

署名を集めたのは10月2日からの2カ月間。実現する会の多々良哲代表（60）は県庁で記者会見し、「署名数は尻上がりに伸び、期待は大きい。知事や県議会は原発再稼働の賛否を決める前に県民の意見を聞いてほしい」と訴えた。

有権者に対する署名数の比率が高い自治体は表の通り。立地する女川町が21・9％で最も高く、福島第1原発事故後、国に避難計画策定を義務付けられた原発30キロ圏の緊急防護措置区域（UPZ）内の涌谷町、美里町も10％を超えた。石巻市は6・9％。

多々良代表は「原発の利害関係者が多く発言しにくい女川町民の不安な気持ちが表れた」と説明。メンバーは「UPZ首長は再稼働の同意権がなく、（住民の間に）意見が言えないのはおかしいとの思いがある」と指摘した。

実現する会は正副議長や各会派に説明。最大会派の自民党・県民会議の県議の一人は「大変な数。慎重に議論を尽くす」と述べた。別の自民県議は「エネルギー政策は国策だから」と否定的な見方を示した。

同会は今後、県議に面会するなどして県民投票への理解を求める。

住民投票条例制定を求める署名数の有権者比率が高い上位15自治体

市区町村	署名数	有権者に占める割合(%)
女川町	1238	21.9
涌谷町	2003	14.1
七ケ宿町	164	13.3
美里町	2499	11.8
気仙沼市	5909	10.6
塩釜市	4973	10.6
大崎市	8763	7.9
色麻町	445	7.7
東松島市	2501	7.4
大河原町	1431	7.3
登米市	4955	7.2
松島町	885	7.1
石巻市	8514	6.9
栗原市	4056	6.8
多賀城市	3416	6.6

〔注〕有権者数は12月1日現在、未集計の丸森町を除く

施策を問う
女川原発2号機 再稼働

④完

民意反映する試金石

住民投票

仙台市青葉区の一番町平和ビル前で昨年12月、行き交う人波に青葉区の主婦佐々木すみれさん(62)が署名簿を差し出した。東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を求める署名だ。

2年前、重度の知的障害がある娘(32)が石巻市内のグループホームに入所した。「女川原発で事故があれば、大変なのは娘だけじゃないと気付いた。賛成でも反対でも、みんなで決めたい」と思いを明かす。

署名活動を展開した市民団体「県民投票を実現する会」は今月10日、県内各市区町村選管に署名簿を本提出した。昨年10～12月に集まった11万4303人の署名は、条例制定の直接請求に必要な数（有権者の50分の1）の約3倍にも上る。

■いずれも否決

原発の再稼働は、県や立地自治体の首長らが判断するのが慣例。実現する会は「宮城は、東京電力福島第1原発事故の爪痕の深さを目の当たりにした。幅広い県民が意思表示をしたいという思いの表れだ」と強調する。

再稼働の是非を問う住民投票条例制定を求める市民活動は全国で相次いだ。原発事故後、電力大消費地の大阪市と東京都を皮切りに、原発が立地する静岡県などで直接請求が計5回成立した。が、いずれも議会の否決で実現していない。

女川原発再稼働の是非を問う住民投票の実現に向け、11万人を超す有権者が署名に協力した＝2018年12月2日、仙台市青葉区

新潟県議会は2013年1月、東電柏崎刈羽原発の再稼働の是非を問う条例案を退けた。「有権者は選挙によって権利を行使している。それで十分」「議会軽視だ」。県議会側の反発は強かった。住民投票の意向を聞くため、直接請求した市民団体が県議に依頼した事前アンケートには、53人中42人が回答しなかった。

市民団体の共同代表を務めた橋本桂子さん(46)＝上越市＝は「原発や住民投票の知識が不十分なのに拒否された」と振り返る。望んだのは問題意識を醸成する対話。「住民投票をきっかけに、県内の幅広い有権者と県議が原発に当事者意識を持てるよう熟議にまきをくべたかった」と語る。

■議会と不一致

河北新報社が17年8月、宮城県内の有権者を対象に実施した世論調査では、女川原発再稼働に反対が68・6％は28・7％。これとは対照的に、県議58人へのアンケート（昨年10～11月）は30人が再稼働に賛成と表明し、反対22人、無回答6人だった。

原発再稼働に関する民意が、その構図であるはずの議会構成とは必ずしも一致しない。原発は必要なのか、エネルギー政策はどうあるべきか。住民投票条例を否決すれば、署名で集まった民意も熟議の機会も宙に浮く。

実現する会の多々良哲代表（60＝仙台市＝は「条例可決はたやすいことではない」と認める。一方、署名活動を通じて東日本大震災を経験し、福島の事故の隣県として原発を自分事と捉える県民が多いとも感じたという。

「女川原発再稼働で問われているのは、私たちの生き方、地域の未来。県民一人一人が意思を表示することが、地方自治を豊かにすることにつながる」。県民投票が、その試金石になると考えている。

（報道部・高橋鉄男）

（第三種郵便物認可）　河北新報

女川再稼働 住民投票条例案

与党―「議論が制約される」
野党―「反対する理由ない」

県議会で論戦本格化

住民投票条例案について議論が交わされた県議会2月定例会

東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例案が県議会2月定例会に提出された21日、論戦が本格化した。与野党の3会派は代表質問で、条例案に付けた意見で賛否を明示しなかった村井嘉浩知事の考えをただした。村井知事は意見で表明した見解を繰り返した。（1・3面に関連記事）

住民投票の実現を求める市民団体の関係者らが約170人分の傍聴席を埋める中、議員58人の過半数を占める最大会派の自民党・県民会議（32人）の石川光次郎会長は条例案に対し、慎重な姿勢を鮮明にした。

石川氏は条例案に盛り込まれた投票結果の尊重規定などを挙げ「地域の意見を吸い上げて議論する県議会で、予測できない制約が課せられることに強い危惧を抱く」と懸念。原子力政策は、国が最終的に責任を持って判断すべきだとした。

旧民進党系会派の「みやぎ県民の声」（9人）の藤原典会長は11万人を超える署名の重さを踏まえ「反対する理由は全くない」と強調。再質問時間約11分間を全て、住民投票の議論に充てた。

再質問で「県民が意見を表示する機会がなくなっても構わないのか」と賛否を示すよう迫った藤原氏に対し、村井知事は「県議会が判断することだ」「県議会の議論に何らかの影響を与えることがあるのではと考えた」とかわした。

共産党県議団（8人）の角野達也氏も賛成の立場を前面に打ち出した。「住民投票では県民の多様な意思が正しく反映できない」などと指摘した知事の意見に触れ「目の前に迫る再稼働に対し、県民がイエスかノーかを示すことが大切だ」と力を込めた。

村井知事は、エネルギー問題や地域経済への影響など多角的な視点があるとして「一者択一の方式では課題がある」と答弁。「結論は賛否に行き着く」と粘った角野氏に、村井知事は「マルかバツで全て解決するものではない」と繰り返した。

「運用上の課題などは議会で修正可能」との県側の答弁を受け、角野氏は修正案の提出を検討する考えも示した。

種子条例 9月議会提案へ

県議会2月定例会は21日、代表質問を行った。村井嘉浩知事は昨年4月に廃止された主要農産物種子法に代わる県条例案を、2019年度の9月定例会に提出する方針を示した。

県は同法廃止後、要綱・要領を策定し、種子の生産や供給体制の維持などを位置付けてきた。生産者や農協などの意見を踏まえ、条例制定を決めた。村井知事は「安定的な生産、供給を図るため、条例が必要との判断に至った」と話した。

20年度が最終年度となる県政運営の基本指針「宮城の将来ビジョン」と震災復興計画の後継として、次期総合計画の策定作業を19年度に始めることも明らかにした。

次期計画の期間は21～30年度。国連が採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を反映する。村井知事は「中長期的な視点を取り入れ、復興を効果的にしたい」と語った。

交通・海難事故で親を亡くした小中学生を対象とした奨学金制度の拡充で、対象者を自然災害や病気で親が死亡した子どもに広げる方針も示した。支給額を月3000円から1万円に引き上げる。

岐阜県などで感染が拡大している豚コレラを巡り、衛生管理の徹底のため、県内の養豚場153カ所の立ち入り検査を通めていることも報告された。

2019.2.22『河北新報』

（第三種郵便物認可）　河北新報

女川再稼働 住民投票直接請求

県議会で論戦本格化
21日から条例案審議

佐野副知事（左）に条例制定請求書を手渡す多々良代表

東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例制定を求め、市民団体「県民投票を実現する会」が8日直接請求し、判断の舞台は条例案を審議する県議会に移る。条例案提出が見込まれる2月定例会期中の21日から論戦が本格化する見通しだ。（1面に関連記事）

市民団体のメンバーら約60人が見守る中、仙台市青葉区の県自治会館で多々良哲代表が「私の背中の後ろには11万人を超える県民がいる」と述べ、村井嘉浩知事宛ての条例制定請求書を佐野好昭副知事に手渡した。

報道各社の取材に応じた佐野副知事は「県民11万人からの請求なので意義を受け止め、県議会への付議に向けてしっかり準備したい」と言葉を選んで話した。

直接請求を受け、村井知事は自らの意見を付し、13日開会の県議会2月定例会に条例案を提出する。これまで「（21日の）代表質問に合わせて議案を提出することの考えを示している。市民団体が「特別委員会を設置し、審議を尽くしてほしい」と求める中、県議会が条例案をどこで審議するかが焦点となる。

議会内では、直接請求を所管する市町村課を抱える総務企画委員会と、原発の安全対策を議論する環境生活農林水産委員会が合同で審査する案が浮上している。最終的には議会運営委員会が付託先を決める。

「11万筆の署名に込められた重みを受け取ることが議会の役割だ」と野党会派の議員は強調。佐藤光樹議長は「県議会としては、条例案と知事の意見の説明を受け、しっかりと審議したい」とコメントした。

投票結果の尊重 規定

市民団体「県民投票を実現する会」が知事に直接請求した住民投票条例案は、東北電力女川原発2号機の再稼働の是非を問うほか、投票結果を尊重する規定を設けているのが特徴だ。

条例案の骨子は表の通り。再稼働について、県内の有権者に「賛成」「反対」のどちらかを選んで投票してもらう。

投票の実施時期は、知事が再稼働につながる重要な政治判断をする前。女川2号機が原子力規制委員会の審査に合格した後、知事は東北電から2013年12月に申し入れを受けていた安全協定に基づく事前協議に回答する。知事が了解すれば東北電は最終盤の安全対策工事に着手するため、この回答前に投票機会を設けてもらう。

さらに投票結果に法的拘束力はないものの、賛否いずれか過半数の結果が県内有権者総数の4分の1以上に達した場合、「知事と県議会は投票結果を尊重し、東北電や国と協議して県民の意思が正しく反映されるように努めなければならない」と規定した。

東京電力福島第1原発事故後、全国では原発再稼働を巡る住民投票条例の直接請求が5件あり、全て否決され、静岡県などでは条例案の修正も迫られた。

12年に大阪市や東京都に直接請求した市民団体「みんなで決めよう『原発』国民投票」は「宮城の条例案は先例に学び、工夫されている」と評価する。

市民団体の条例案

住民投票条例案骨子

- 再稼働について「賛成」「反対」の2択で投票を実施する
- 投票期日は、知事が東北電力の事前協議に回答するまでの期間で定める
- 賛否いずれか過半数の結果が有権者総数の4分の1以上に達した場合、知事と県議会は結果を尊重する

2019.2.9『河北新報』

署名提出から県議会での論戦へ（2018.12～2019.2）

河北新報　【明治30年1月18日第三種郵便物認可】　第43961号　©河北新報社 2019（日刊）

女川再稼働投票条例否決

宮城県議会 自民など反対多数

東日本大震災後に運転を停止している東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例案を巡り、宮城県議会2月定例会は15日の本会議で議案を採決し、最大会派の自民党・県民会議、公明党県議団などの反対で否決した。

（3・20・31面に関連記事）

東京電力福島第1原発事故後、原発再稼働に関する住民投票条例制定の直接請求は宮城を含め計6件あったが、いずれも議会で否決されている。

議長を除く議員57人のうち、反対は自民会派30人と公明会派4人、21世紀クラブ1人の計35人。賛成は旧民進党系会派のみやぎ県民の声9人、共産党県議団8人、社民党県議団2人、無所属の会2人の計21人だった。自民会派の1人が採決前に退席した。

原案の採決に先立ち、野党側は公務員による意見表明が可能とした項目を削除するなどした修正案を提出したが、自民、公明両会派などの反対で否決された。

与野党会派の計4人が討論に立った。県民の声の佐々木功悦氏は賛成の立場で「県民が意思を表明する機会を逸しない判断をするべきだ」と訴えた。

自民会派の村上智行氏は二者択一方式に課題があると指摘し「県民の再稼働に対する思いを十分くみ取りきれない恐れがある」と反対理由を説明した。

村井嘉浩知事は本会議終了後の取材に「結果を受け止める。再稼働を巡る判断などで答えを出す際、県民の代表である県議会や立地自治体の首長などとよく話し合い、私なりの考えをまとめたい」と述べた。

条例制定を請求した市民団体「県民投票を実現する会」の多々良哲代表は「署名した11万人の願いを受け入れず、県民が意思表示する機会を奪った。議会と知事の責任は非常に重いと自覚してほしい」と述べた。

河北新報

2019年（平成31年）
3月16日（土）

河北新報社
〒980-8660
仙台市青葉区五橋1-2-28
www.kahoku.co.jp

「東」は、未来

総合案内 022（211）1111
読者相談室 （211）1447
ご購読申し込みは
オオク ミナヨム
0120-09-3746

河北新報の題号と社是

明治維新いらい東北地方は「白河以北一山百文」と蔑視されていた。河北新報は「東北振興」と「不羈独立」を社是として1897（明治30）年1月17日に創刊された。

再生へ心ひとつに

（第三種郵便物認可）　河北新報

女川再稼働住民投票条例案 県議会委で否決

「全県リスク高い」「政治参加の手段」

審議白熱 5時間に

連合審査会

東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例案を14日に審議した県議会の連合審査会では、総務企画、環境生活農林水産の両委員会の議員らが住民投票の在り方や選択肢などについて持論を展開。審議時間は約5時間に上った。

（1面に関連記事）

女川原発がある立地自治体の選出議員は地元と他の地域が同一条件で投票することを疑問視。自民党・県民会議の本木忠一氏は「立地自治体は原発と共存してきた。他の自治体とは温度差がある」と指摘した。

同会派の皇山和純氏も「被災地最大の課題である産業を維持する上で、原発再稼働は大きな問題。（住民投票について）立地自治体の意思を聞かず、県全体で実施することはリスクが高い」と主張した。

住民投票の実現を訴える野党会派は、実施に消極的な与党議員の意見や執行部の説明に対して攻勢を強めた。みやぎ県民の声の藤原範典氏は「住民投票は間接民主主義を補完し、住民の政治参加の手段としても意義がある」と強調した。

社民党県議団の熊谷義彦氏は「福島の原発事故で今も苦しんでいる人たちの痛みや苦しみを受け止め、しっかりと議論を尽くすべきだ」と求め、結論ありきの審議にくぎを刺した。

野党会派の修正案協議の中でも論点となった選択肢に関し、公明党県議団の庄子賢一氏は「2択にして多様な県民の声が反映できなければ、投票率が下がる」と懸念を示した。

共産党県議団の角野達也氏は村井嘉浩知事が条例案に付けた意見を踏まえ「100人いれば100通りの考えがある。3択にすれば知事の懸念はクリアできるのか」と批判した。

連合審査会の開催は1976年以来、43年ぶり。午前10時40分に始まり、2回の休憩を挟んで午後5時に閉会した。会場の議会棟大会議室と議会棟1階ロビーで計約170人の傍聴者が議論を見守った。

住民投票条例案を巡って意見が交わされた連合審査会

意見陳述要旨

意思表示の機会 当然

県民投票を実現する会代表　多々良 哲氏

原発再稼働問題は国策と言われるが、人権問題でもある。原発が必要なエネルギーというならば、立里を失うリスクや子どもたちの健康を損なうリスクを引き受けた上で、国策に協力するのかが問われる。誰もが当事者となる重大問題について、県民が意思表示の機会を求めるのは当然だ。

県議会の議論と県民投票を対立的に捉える必要はない。県民投票の実施は議会に対する県民の関心を高め、議会での議論を活性化することに寄与する。県民投票は間接民主制を補い、地方自治をより豊かにする。

女川原発2号機再稼働に国の合格が出れば、東北電力からの事前了解の申し入れに対し、知事は了解するかどうか2択で回答する。知事の政治的意思決定に県民の意向を反映させる県民投票も、2択が原則だ。県民にさまざまな情報が提供されれば、賛成か反対かを判断する力は十分ある。

参考人意見要旨

県民の信託応える判断を

成蹊大法科大学院教授　武田真一郎氏

住民投票は立憲的制度だ。住民は原発再稼働に賛成、反対両方の意見を聞き、比較して一票を投じる。東北電力など再稼働推進派にとっても県民理解を得る絶好のチャンスとなる。

間接民主制では首長、議員が住民の望まないことをしようとしてギャップが生じることがある。埋めるための直接民主制として住民投票が求められている。宮城ではギャップは生じていないが、東日本大震災と東電福島第1原発事故を目の当たりにし、県民意見を聞いてほしいとなった。

選択肢を賛成、反対の2択にしたのは適切だ。住民投票は世論調査ではなく政策決定のために行われる。原発再稼働はするかしないかしかあり得ない。

県民代表の県議会が県民の意見を聞かない理由はない。聞くことに伴う損失もない。署名には県民の思いが託されており、信託に応える判断をしてほしい。

安易に決めれば禍根残す

東北大学院准教授　河村 和徳氏

今回の住民投票条例案は不備が多すぎる。二元代表制との整合性の議論が足りない。盲目的に住民投票に賛意を示す議員は不要となりかねない。安易に決まれば政局になり、禍根も残す。混乱を招き、東日本大震災の復興が遅れる。意見を聞くだけなら世論調査という代替措置もある。市町村の手を借りないと執行できないが、被災自治体の負担は大きい。原発30キロ圏内の緊急防護措置区域（UPZ）の7市町から投票実施を拒否されたらどうするのか。決めておかないと県議会の怠慢となる。

選択肢の議論も不足している。二者択一では少数の声を聞くのは難しい。脱原発は時間軸が重要論点。今すぐ廃炉か、条件付き再稼働かなど多様な声がある。

国や東北電力にどう対応するのか。訴訟リスクもある。県議会は条例を定める以上、説明責任がある。厳しい未来も描くべきだ。

2019.3.15『河北新報』

連合審査会での議論を経て、本会議で否決（2019.3）

社　説

住民投票条例案否決

議論深める機会を無にした

東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例案を巡り、宮城県議会は15日の本会議で、議案を賛成少数で否決した。

自ら意思表示をしたいと署名した11万人を超す県民の願いはかなわなかった。住民投票は、多くの課題を抱える原発の問題に関し、県民が考え、理解を深める絶好の機会となったはずだ。それだけに否決は残念な結末だ。

東日本大震災と東京電力福島第1原発事故の発生から8年。被災地の住民は事故の惨状を目の当たりにし、今なお避難が続く福島の被災者へ思いを寄せてきた。

原発事故の影響は宮城県内でも続いている。水産物の輸出禁止や汚染廃棄物の処理など、問題は暮らしに直結している。まして女川原発は足元にある原発だ。重大な事故が起きた場合、30キロ圏内に暮らす住民は21万人に上り、避難先は県内全域に及ぶ。

県民が「わがこと」と捉えて、原発再稼働を問う住民投票を求めたのは当然だ。住民の政治参加の機会を認めなかった県議会の責任は、大きいと言わざるを得ない。

村井嘉浩知事は条例案に付した意見で賛否を明らかにしなかったが、条例制定には消極的な考えをにじませた。意見は条例案の課題を指摘する一方、県民の暮らしや安全への言及はなかった。「判断は議会に委ねる」として議論の土俵に上らなかった村井知事の姿勢は「人ごと」のようにも映った。

住民投票は有権者が個別の政策に意思を表明し、間接民主主義を補完する制度だ。本来、首長や議会と対立する関係ではなく、互いに補い、高め合う関係にある。

過去の住民投票をみれば、住民は単に感情任せで投票しているわけではない。むしろ投票に先立って正確な情報を集め、それを基に多様な議論を重ねている。そうしたプロセスを通じ、投票と結果への責任を養っている。

東北電力巻原発の建設を巡り、1996年、直接請求による住民投票が行われた新潟県巻町（現新潟市）には、こんなエピソードが残る。「町民なら誰であれ、3時間は原発の話をすることができた」。それだけ住民はエネルギー問題を学び、賛否の根拠や地域の将来像について意見を交わしたということだ。

今回の条例案に関しては、賛否の二者択一を迫る選択に「多様な意思が反映されない」との批判もあった。しかし、県民の多角的な議論こそ重要であり、その過程で住民の多様な思いをくみ取り、熟議して政策に生かすのが政治の役割ではなかったか。

福島第1原発事故で原発の在り方が転換点を迎えている今だからこそ、有権者が議論を尽くし意思表示する住民投票は大事にすべきだった。条例案否決で住民に無力感が募る事態を憂慮する。

2019・3・16

『河北新報』社説

女川再稼働 住民投票条例案否決

宮城県議会 増す責務

県民意見幅広く反映を

宮城県議会に提出された東北電力女川原発2号機再稼働の是非を問う住民投票条例案は、自民党会派などの反対多数で否決された。再稼働の地元判断に、県議会は住民投票によらず責任を持つと意思表示したに等しい。議会制民主主義の担い手としての責務が重みを増したことを自覚すべきだ。

（1・20・31面に関連記事）

市民団体の直接請求が実現した背景には東京電力福島第1原発事故以降、再稼働に慎重な世論がある。署名数は県内有権者の5・75%と、先行した新潟県や静岡県を超え、県民の関心が高かったのは間違いない。議会に対する不信感も読み取れる。連合審査会で参考人の一人は「議員、首長と住民の意思の間にギャップが生じることがある」と指摘。再稼働の是非に、自らの意思が正確に反映されないのではないかと不安視する県民の意見を代弁したと言える。

これまで原発に関する議論が活発ではなかった宮城県議会で、地元に立地する原発の在り方やエネルギー政策の方向性、民主主義の考え方などが論じられたことは直接請求の成果であり、評価されるべきだ。

一方、署名の重みを踏まえた熟議がなされたのかどうかは疑問が残る。自民会は「慎重な検討」に腐心したが、当初から反対方針が見え隠れした。野党会派も与党側の動揺を誘う修正案までは示せなかった。

「多様な意思を正しく反映できない」などとして住民投票を退けた以上、条例案に同様の意見を付した村井嘉浩知事とともに県議会は、再稼働を巡る意思決定の過程で住民意見をしっかりと吸い上げる責任を今まで以上に背負う。

今後、再稼働に向けた手続きが本格化する。県や県議会が県民への説明責任を果たす場は、形式だけを整えたセレモニーであってはならない。

（解説＝報道部・吉江圭介）

住民投票条例案に関する採決結果

会派	氏名	選挙区	結果
自民党・県民会議	渡辺　和喜	亘理	×
	中沢　幸男	青葉	×
	相沢　光哉	青葉	×
	藤倉　知格	富谷・黒川	－
	仁田　和広	多賀城・七ケ浜	×
	畠山　和純	気仙沼・本吉	×
	安藤　俊威	白石・刈田	×
	斎藤　正美	石巻・牡鹿	×
	安部　孝	宮城	×
	長谷川洋一	角田・伊具	×
	中山　耕一	富谷・黒川	×
	本木　忠一	石巻・牡鹿	×
	中島　源陽	大崎	×
	佐藤　光樹	塩釜	／
	石川光次郎	宮城野	×
	佐々木喜蔵	石巻・牡鹿	×
	只野九十九	登米	×
	菊地　恵一	大崎	×
	高橋　伸二	柴田	×
	細川　雄一	若林	×
	村上　智行	岩沼	×
	佐々木幸士	太白	×
	長谷川　敦	栗原	×
	守屋　守武	気仙沼・本吉	×
	佐々木賢司	大崎	×
	横山　隆光	白石・刈田	×
	渡辺　勝幸	若林	×
	遠藤　隼人	泉	×
	深谷　晃祐	多賀城・七ケ浜	×
	庄田　圭佑	泉	×
	高橋　宗也	東松島	×
	村上　久仁	名取	×
みやぎ県民の声	藤原　範典	太白	○
	坂下　康子	宮城野	○
	遊佐美由紀	青葉	○
	坂下　賢	石巻・牡鹿	○
	須藤　哲	柴田	○
	太田　稔郎	名取	○
	佐々木功悦	遠田	○
	境　恒春	気仙沼・本吉	○
	高橋　啓	加美	○
共産党県議団	遠藤いく子	青葉	○
	三浦　一敏	石巻・牡鹿	○
	天下みゆき	塩釜	○
	福島　一恵	若林	○
	中嶋　廉	泉	○
	内藤　隆司	大崎	○
	角野　達也	太白	○
	大内　真理	宮城野	○
公明党県議団	庄子　賢一	宮城野	×
	伊藤　和博	泉	×
	横山　昇	太白	×
	遠藤　伸幸	青葉	×
社民党県議団	岸田　清実	太白	○
	熊谷　義彦	栗原	○
無所属の会	菅間　進	青葉	○
	渡辺　忠悦	登米	○
21世紀クラブ	吉川　寛康	青葉	×

〔注〕○賛成、×反対、－棄権
佐藤光樹氏は議長で採決に加わらず

原発稼働

住民投票で賛否否定的考え示す　電事連会長

東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例案を宮城県議会が15日否決したことに関し、電気事業連合会の勝野哲会長（中部電力社長）は同日の定例記者会見で「個別の話はコメントを差し控えたい」と述べた上で、原発稼働の賛否を住民投票で問う手法は望ましくない考えを示した。

勝野氏は「基本的に事業者からすると、住民投票という形に持ち込まれることなく、原発の安全性や必要性についてご理解いただく活動を日頃しっかりやり、地域や社会の皆さまにご理解いただくことが大前提だと認識している」と指摘した。

女川再稼働 住民投票条例案否決

与党議員 苦渋の棄権も

15日の県議会2月定例会本会議で否決された東北電力女川原発2号機（女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例案を巡り、反対に回った最大与党会派の自民党・県民会議で、1人が採決を棄権した。議員は「採決が仕事だが、自分の意思を貫きたい」と苦渋の選択をにじませた。

（1・3・31面に関連記事）

住民投票条例案を賛成少数で否決した本会議＝15日午後4時45分ごろ

棄権したのは7期のベテラン藤倉知格氏。採決前に退席した。2月28日の一般質問では、将来的な脱原発の可能性に言及。住民投票条例案についても「賛成、反対の2択以外の選択肢を入れるなど工夫の余地がある」と述べていた。

「持論との整合性を取るため筋を通したい」と本会議前の会派総会で話した藤倉氏。「共同歩調を取りたかったが、断腸の思いだ」と心境を吐露した。

同会派の石川光次郎会長は「会派で採決の拘束はしておらず、それぞれの選挙区で背負うものがある。判断は個人に委ねた」と述べ、一定の理解を示した。

原発立地地域となる石巻・牡鹿選挙区の5人は与野党で賛否が鮮明になった。

石巻・牡鹿選出5人 与野党で賛否鮮明

自民の3人は反対、野党会派の旧民進党系「みやぎ県民の声」と共産党県議団の各1人は賛成した。

自民の佐々木喜蔵氏は「直接投票にはなじまない」と反対を貫いた。「地元には原発で生活してきた人もいる。2択で割り切れる問題ではない」と強調した。

「地元でも実施すべきだとの声は多かった。11万人の思いが届かず残念」と悔しがるのは県民の声の坂下賢氏。「立地と他の自治体の思いに乖離があるとの意見もあったが、福島の原発事故を見れば県全体で考えるべき問題だ」と訴えた。

賛否の表明に慎重だった与党の公明党県議団は本会議で、4人が足並みをそろえ反対に回った。庄子賢一会長は「地域の声を聞き、多種多様な意見があると実感した」と説明。「多くの署名が集まったことは受け止めざるを得ず、非常に逡巡するところがあった」とも語った。

「事故リスク直視すべき」⇅「原子力政策は国の責任」

各会派 討論

県議会の各会派は15日、東北電力女川原発2号機の再稼働の是非を問う住民投票条例案を巡り、本会議での採決に先立つ討論で、主張を戦わせた。

◇

賛成討論は野党会派の2氏。旧民進党系会派「みやぎ県民の声」の佐々木功悦氏は「県民が重視するのは安全性だ。再稼働のリスクをやむを得ないと考えるのか、受け入れられないのか。意思表明の機会を求めるのは当然だ」と訴えた。

共産党県議団の三浦一敏氏は「近い将来、太平洋沿岸で大地震が想定される中、女川原発事故のリスクを直視すべきだ」と強調。「県民投票で再稼働反対の意思がはっきりすることを恐れているのではないか」と反対派をけん制した。

反対討論は与党会派の2氏。自民党・県民会議の村上智行氏は賛否を問う2択の投票方式に「県民の幅広い意思を的確に把握できるのか」と疑問を投げ掛け「原子力政策は国が一義的に責任を負うことが現実的だ」との論陣を張った。

公明党県議団の伊藤和博氏は「原発が立地する女川町、石巻市の声を第一に尊重すべきだ」と主張。直接民主主義の住民投票について「ポピュリズムの負の側面が表れることも無視できない。安易に住民投票に委ねることには弊害が大きい」と懸念を示した。

与党 反対ありき　市民団体代表

条例制定を請求した市民団体「県民投票を実現する会」の多々良哲代表は15日、報道各社の取材に「条例案の否決は本当に残念。（与党会派は）反対ありきだったのだろう」と述べ、落胆した様子を見せた。

条例案を採決する県議会本会議を傍聴席最上段の中央で見守った。反対した与党会派の主張を「反対のための意見と思わざるを得なかった」と批判。「知事と議会は県民にどう説明責任を果たすのか」と憤った。

市民団体は昨年10〜12月に11万1743人分の有効署名を集め、条例制定を直接請求した。多々良代表は「民意が結集し、大きな力となった。近い将来、再稼働の是非が必ず問われる。民意の力で答えを出す運動を続けたい」と話した。

結果尊重すべき　知事

東北電力女川原発2号機の再稼働の是非を問う住民投票条例案が県議会で否決されたことを受け、村井嘉浩知事が15日、報道各社の取材に応じ「結果を尊重すべきだ。県議会がしっかりと民意をくみ取る立場として、責任を持って対応すると判断した」と述べた。

村井知事は「県議会や県内の市町村長の意見を聞き、判断するというこれまでの私の意見を、議会が後押ししてくれた」との見方を示した。「県民の意見をないがしろにしたわけでは決してない」とも話した。

条例案に付けた意見で賛否を明らかにせず、県議会の議論を呼んだ。村井知事は「当初の通り、申し上げるべきではない。この結果を受け止めたい」と述べるにとどめた。

2019.3.16『河北新報』

県民投票条例を巡る宮城県議会での論戦より　（敬称略）

※お断り　宮城県議会 HP での議事録から抜粋しておりますが、紙面の都合上、発言の全てまたは一部を割愛させていただいております。全ての発言は県議会の HP をご覧ください。
https://www.pref.miyagi.jp/site/kengikai/

2019 年（平成 31 年）2 月　第 367 回宮城県議会（定例会）　（敬称略）
◎2 月 21 日代表質問　石川光次郎（自民）　藤原のりすけ（県民の声）　角野達也（共産）
◎2 月 22 日～26 日一般質問　（県民投票について質問した議員）ゆさみゆき（県民の声）・大内真理（共産）・佐々木功悦（県民の声）・熊谷義彦（社民）・藤倉知格（自民）・庄子賢一（公明）
◎3 月 14 日　総務企画委員会環境生活農林水産委員会連合審査会
◎3 月 15 日　本会議最終日

■代表質問

会議日時　2 月 21 日

◆藤原のりすけ　直接請求は間接民主制を補完する重要な手段だと考えます。知事は十一万人を超える県民の署名の意義を大変重く受けとめると言いながら、結果として県民が意思表示の機会を逃すことになっても構わないとお考えですか。

◎知事　私、意見を述べる権限が与えられてないということでどうしようか随分悩みました。当初は私なりに賛成、反対ということを明確に述べるべきではないかというふうに考えておりましたけれども、マスコミからたびたび、また議員の方からもたびたびこの件についての問い合わせがございまして、私が賛否を明らかにすることが県議会の議論に何らかの影響を与えることがあるのではないかと考えるに至りました。そこで私は、今回は県民十一万人の方が県議会に付託をする非常に大きな問題でございますので、そこで私が考えを表明するということは逆にあってはならないのではないかと考えまして賛否を明らかにしない形で、そしてただ問題点として考えられることについては私なりに考えてお示しをしたということでございますので、その点については御理解をいただきたいというふうに思います。

◆藤原のりすけ君　知事は条例案の賛否を表明していないと言われますが、知事の意見はどう読んでも消極的、否定的な内容だと思います。知事意見で指摘している条例案の法的課題とか運用上の義務というのは、これは知事が自分の見識で述べるべき意見書であるにもかかわらず、まさに技術的ないわゆる事務局型の発想だと思いますが如何ですか。

◎知事　したがって何度も申し上げるようになるべく賛否を明らかにしないように主観的な思いがなるべく込められないようにと工夫したつもりでございます。その結果がそのように見えたのであれば私の狙いどおりであったということではないでしょうか。

◆藤原のりすけ君　河北新報社などが加盟する日本世論調査会が昨年二月に実施した全国面接世論調査によれば、「原発の安全性は向上したと思うが深刻な事故の懸念は残る」と答えた人が過半数の 56％に上り、「安全性は向上しておらず事故の懸念も残る」との回答は 27％で、合計 83％の大多数が原発事故への不安を抱いていることは明らかだと思います。民意を生かす立場である知事としてこのことをどうお考えですか。

◎知事　福島第一原発であれだけの事故があったわけでございますので、そういう不安感を国民の皆様がお持ちであるというのは理解できます。

◆藤原のりすけ君　再稼働の地元の同意について河北新報社が一昨年の 8 月に実施した世論調査では、女川原発の再稼働に必要な地元同意の範囲に関し、県と立地自治体が適切とする回答は 7.6％にしかすぎませんでした。今、世論調査をすればもっと少なくなっていると思われます。緊急防護措置区域ＵＰＺの 5 市町は 2015 年に東北電力と安全協定を結んでおり、宮城県を通じて意見を述べられる覚書を交わしていますがそれでは不十分であり、地元同意の範囲について緊急防護措置区域ＵＰＺの五市町にはっきりと広げるべきだと考えますがいかが

ですか。

◎知事　もう少し詳しくお話しさせていただきますと、原発の施設を変更する、手を加えるといったときに安全協定を結んでございます。その際に県とＵＰＺとの間では話し合いをして 5 市町の意見を添付して東北電力のほうにそれを伝えるという形になっているわけです。もう一つ地元同意というのは、安全審査が終わって大丈夫だということになったときに私に投げられるもので、その地元同意の際には特に誰々に相談をして誰々と一緒に協議をしてその同意を得なければならないといったようなものは規定はございませんで、これは私知事に責任を持って判断をしなさいということになっているということでございます。当然そのときには私といたしましてはＵＰＺ含めいろんな首長さん方や県議会の皆さんのお話を聞きながら、私の責任の中において判断をしていくことになろうかというふうに思ってございます。ただし先ほど言いましたようにルールとして同意については、ＵＰＺ含め石巻、女川も含めて同意を得なければならないということにはなっていないということでございますので、これはもう私の責任においてしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

◆藤原のりすけ　エネルギー問題でちょっと聞きますけれども原発の運転期間は原則 40 年です。1 回に限り 20 年の延長が認められていますので、最長 60 年で廃炉を迎えることになります。世論調査では原発を「一定数を維持」、「今すぐゼロ」は比較的に少数であり、「将来的にゼロ」が自民党支持層で 63.1%、立憲民主党支持層で 67.9%、公明党支持層で 60.8%、無党派層で 66%と三分の二を占めており、私もそう考えますが、知事の見解をお聞かせください。

◎知事　技術革新は日進月歩でございまして、ものすごい勢いで進んでおります。近い将来、再生可能エネルギーなどほんとにクリーンなエネルギーで全ての電力を賄えるというような時代が私も来るのではないかというふうに思ってございまして、そうなった暁には火力発電も含めて私は原発もなくなっていくんじゃないかなというふうに思います。ただし今は残念ながら再生可能エネルギーが非常に不安定でございますのでまだそこまで至っていないということでありまして、そういった意味ではベースロード電源として国が原発を位置づけているというのも私は理解を示しているところでございます。

◆角野達也

この直接請求制度は二元代表制である地方自治制度の中にあって間接民主主義を補完し、住民自治の徹底を期すために直接民主主義の原理に基づく直接請求の権利を住民の基本権として認めているものです。そこには日本国憲法のもとで地方自治の主役は住民という基本的原理が背景にあります。更に選挙で代表を選んだとしても、その政治が適切でなく民意を反映していない場合や住民にとって重大な問題が浮上している場合に一定数の住民の発意で条例をつくり、住民の意思を図る住民投票を行うことができるという地方自治の根本精神が体現されています。知事はこの直接請求制度と住民投票の意義について、そもそもどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

知事の意見では執行上の課題として、根拠条文の誤りなど法令上の問題点や現実に実施する上での無理な点や困難な点が指摘されています。学陽書房の「逐条地方自治法」によれば、「住民の直接請求による条例案は形式が一応整備されておれば足りるものと解するべきである。規定の上の立法技術上の多少の不備は問わないと言うべきである。議会において審議し修正することも可能である以上、立法技術上も完全な条例案を要求しているものとは考えられない」とされています。これは知事の言う執行上の課題については県議会の議論で修正すればそれで済むということだと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。

知事は県民投票の賛否については判断を避けられました。同じような直接請求による条例が審議された 2012 年の静岡、2013 年の新潟では、どちらの県知事も条例案の不備を指摘しつつも県民投票については賛意を表明されました。静岡県の川勝知事は「直接請求は間接民主制を補完し住民自治を図るための重要な手段です。浜岡原子力発電所の再稼働に対して県民一人一人がみずからの意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではありません」と述べられました。当時の泉田新潟県知事も同様の意見です。日本国憲法と地方自治法の理念を踏まえた極めて適切な意見だと考えます。今の瞬間この場で問われているのは再稼働の是非という政策判断ではなく、住民投票という民主主義的手段を保障するかどうかなのです。なぜ知事は賛否の態度表明をしないのですか、御説明ください。

知事宛てに提出された条例制定請求書には、「私たち県民は未来の子供たちに対し、安全対策を強化し原子力エネルギー継続の道を選ぶのか、放射能リスクを回避し再生可能エネルギーに切りかえていく道を選ぶのか、当事者として考え責任を持った選

択をしなければなりません」と直接請求に至った思いと責任への自覚が述べられています。震災後二回の知事選挙がありました。知事の相手候補は女川原発再稼働反対を訴えましたが、知事はどちらの選挙でも「エネルギー政策は国策であり、まずは国が総合的に判断するもの。原子力規制委員会での審査結果が出てから明らかにする」として争点化を避けてきました。県民は福島の事故を目の当たりにしてから八年、さまざまな思いを持ちながらも原発について判断を下す場を持てないで来たと言えます。こうした中で県民がただ知事と県議会に委ねるのではなく、再稼働について県民みずからが責任ある選択をして意思を示したいと考えるのは十分に理解できます。知事と私たち県議会がその思いを受けとめ、県民投票を行うことこそ民主的な県政、民主的な議会と言えるのではありませんか。

知事は意見の中で国策として原子力政策が進められてきた経緯があるとして、「原子力発電所の稼働の是非については、国家の将来に多大なる影響を与える問題であることから、これからも国が責任を持って判断すべきである」と述べています。同時に原子力規制委員会が許可を出せば経済産業大臣から再稼働のための地元同意の要請があり、知事が回答することになります。国策であっても知事には同意する権限も同意しない権限もあると考えますが、それでよろしいですか。

国策であっても住民にリスクを与える可能性が高くなればなるほど住民の理解を得ることが求められているのではありませんか。一たび事故が起これば、人々の暮らしも、なりわいも、ふるさとも、自然も破壊してしまうのが原発だということを私たちは経験しました。しかもその被害は立地する町だけでなく広範囲に及ぶのです。そのことは福島の現実が示しているではありませんか。本県でも南は丸森から北は栗原まで大きな被害が出ました。原発にはそうしたリスクがついて回るのです。だからこそ立地自治体だけでなく、県民みんなの意見を聞く必要があるのではないでしょうか。国策だと言って問題をそらすのでなく、大事な問題だからこそ県民の声に真摯に耳を傾ける姿勢が知事には求められているのです。知事はそう思われませんか。お答えください。

知事は、地域住民の意見を踏まえてとしつつ、多様な観点からの議論が必要であることから県議会における議論が有益であるとした上で、県議会や立地市町を初めとする県内市町村長の意見をしっかりと伺うことが妥当な判断につながると述べています。この地域住民の意見を踏まえてという言葉の中には県民投票も含むと考えてよろしいでしょうか、お答えください。

知事は、投票の方式について「単に賛成または反対の選択肢では、県民の多様な意思が正しく反映できないと思料される」と述べています。私はこの二者択一の方式が望ましい方式と考えます。なぜなら今問われているのが直面する女川原発二号機の再稼働を認めるかどうかだからです。再稼働するかどうか最終的には、知事が同意するか、事前了解を受け入れるかどうかで決まります。その知事に県民の声を聞いてほしいという県民投票ですから、今目の前に迫ってきている再稼働に対して県民がイエスなのかノーなのか示すことが大切なのではないでしょうか。確かに県民の中には、「将来的には原発に反対だけど今すぐなくすのはちょっとな」とか「エネルギーが足りるのか不安だけどリスクを考えると動かさないほうがいい」とか、あるいは「原発は怖いけど当面火力に頼るのも温暖化によくないので、しばらくは仕方ないのでは」という方もいらっしゃるでしょう。しかしながら、どの意見も二号機の再稼働については賛成か反対かに行き着くのではないでしょうか。当面は仕方ないと思っている方は再稼働賛成ですし、やっぱりリスクは避けたいという方は反対となるでしょう。賛否を問う中で多様な意思は十分反映されると考えますが、知事の見解を伺います。

知事は、条例案が知事及び県議会は投票結果を尊重し、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるよう努めなければならないとしていることについて、「県議会において行われるべき多様な観点からの議論に大きな制約を与えかねないものと思料される」と言っています。今回の県民投票は、即、法的拘束力を持つものではありません。しかしながら私は投票結果に示された県民の意思は特別に重いものであり、知事や県議会がその尊重義務を負うことは当然のことだと思います。その上で個々の議員がどういう議論を展開するかは、個々の議員の責任に属する問題であり知事が懸念する問題ではないと考えますが、いかがですか。

知事が県民投票への賛否を明らかにしなかったのは、県民投票が行われその結果再稼働反対の県民の意思がはっきりすることを恐れているからではありませんか。再稼働に反対したら原子力関連業者から損害賠償請求されるという不安もあるのかもしれません。損害賠償というのは債務不履行や不法行為あるいは過失により損害を受けた者に対して、その原因をつくった者が損害の埋め合わせをすることです。法に基づいて行われた県民投票の結果を受けて知事が下した判断がそうした行為に当たるとは到底言えません。もともと宮城県及び女川町、

石巻市と東北電力の間では女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書が結ばれています。その第十二条で「乙（東北電力）は原子炉施設及びこれと関連する施設等を新増設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲（宮城県、女川町、石巻市）に協議し、了解を得るものとする」と規定し、再稼働のための原子炉設置変更は知事の了解なくしてはできないとされています。ですから知事は東北電力に遠慮する必要はないのです。また地域経済への影響についてですが、再稼働せずに一号機に続いて二号機も廃炉に向かったとしても廃炉作業には 40 年程度かかります。引き続き安全対策も必要ですし、廃炉作業には膨大な労働力も物品も必要となります。将来の女川町と周辺のまちづくりのあり方は廃炉までの間に知恵を集めればいいのであり、すぐに地域経済に大きな影響が出ることを心配しなくても大丈夫です。ですから知事にあっては、たとえ再稼働反対という県民の意思がはっきりしても恐れることなく県民の意思を尊重していいと考えますが、いかがですか。お答えください。

可決すれば県政史上初めての県民投票であり、本県の民主主義の底力を示すことになるのではないでしょうか。県民投票を通じて県民はみずからが学び、周りの人と話し合い、賛成、反対の議論を交わし合い投票で意思を示すことになります。県民投票に向けたプロセス自体が県政への県民の参加を促し、民主主義の醸成につながるものと考えます。東北電力は七月までに全ての審査を終えたいと言っています。その約二カ月後に原子力規制委員会が合格を出せば国はゴーサインを出すでしょう。条例案は、国が原子炉設置変更許可を出してから、知事が事前了解の申し入れに回答するまでの期間に県民投票を行うとしています。今回条例が可決されても、実際県民投票が行われるのは早くても 9 カ月以上先になります。ですからさまざまな問題を県民が議論し、検討する時間は十分にあるのです。知事も県議会も従来の枠を超えて県民投票を実現し、県民とともに歩む宮城県と県議会になろうではありませんか。

◎知事

直接請求制度と住民投票の意義についての御質問にお答えをいたします。現行の地方自治制度においては、住民から直接選挙で選ばれた首長、地方議会が意思決定をする間接民主制である二元代表制が敷かれております。一方で、直接請求制度は間接民主制を補完する制度であり、また住民投票は直接民主制の側面を有し民意を把握する手段の一つであると考えております。

次に、知事意見とした執行上の課題を県議会で修正することについての御質問にお答えをいたします。知事意見として本条例案に付した執行上の課題については、実際に本条例案で県民投票を実施する場合に想定される法的な課題と運用上の課題をお示ししたものであり、議会において修正することは可能であると考えております。

次に、賛否を表明しないのはなぜかとの御質問にお答えをいたします。このたび条例案に付した私の意見については、十一万人を上回る県民の署名による請求重く受けとめつつ、原子力発電所の稼働の是非を県民投票で判断することについての課題及び本条例案に基づき県民投票を行う場合の執行上の課題についてお示しをいたしました。私が賛否を明らかにした場合、それが県議会における議論の方向性に大きな影響を及ぼし、多様な観点からの議論に制約を与えるものではないかという懸念があったことから、あえて賛否を示さないことにしたものであります。

次に、住民投票を行うことこそ民主的県政、民主的議会と言えるのではないかとの御質問にお答えをいたします。原子力発電所についてはこれまで県議会においてさまざまな議論がなされており、県民の意見は議員を通じて県議会で表明されてきたものと考えております。再稼働の地元同意の判断に当たっては、地域住民の意見を踏まえて県議会において多様な観点から議論することとなるため、県民にとっても県議会における議論が必要であると考えておりますが、なお、県民の意思を確認するための住民投票の必要性については議会において十分に御検討いただきたいと考えております。

次に、再稼働の地元同意の要請に対する権限についての御質問にお答えをいたします。国のエネルギー基本計画においては、現在停止している原子力発電所の再稼働を進める際、国も前面に立って立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととされております。仮に先行例と同様に国から再稼働の同意を求められた場合には、周辺自治体を初めとする県内の市町村長や県民の代表である県議会の御意見をしっかりと伺い、県としての意見表明を行うことになると考えております。

次に、県民の声に真摯に耳を傾ける姿勢が求められるのではないかとの御質問にお答えをいたします。国においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、新規制基準や原子力災害対策指針を策定するなど原子力発電所の安全対策や原子力災害に備えた防災対策を強化しているところであります。仮に国が女川原子力発電所の再稼働を進める方針を決定し、再稼働の同意を求められた場

合には住民説明会を通して県民の声に耳を傾け、更に周辺自治体を初めとする県内の市町村長や県民の意見を代表する県議会の御意見などを通して、県民の声をしっかりと伺いたいと考えております。

次に、地域住民の意見には県民投票も含むかとの御質問にお答えをいたします。再稼働の地元同意の判断に当たっては、地域住民の意見を踏まえて多様な観点からの議論が必要であると考えております。県民投票は民意を把握する手段の一つではありますが、再稼働の是非に関して投票用紙の賛成欄または反対欄にマルの記号を記載する投票方式では、県民の多様な意思を反映するには課題があるものと考えております。

次に、二者択一の方式により県民の多様な意思は十分反映されるのではないかとの御質問にお答えをいたします。女川原子力発電所二号機の稼働の是非に関する県民の意見については、エネルギー問題に対する考え方による賛否や地域経済への影響に対する考え方による賛否、地球温暖化に対する考え方による賛否のほか、条件つき賛否などのさまざまな意見があるものと思われます。これらの多様な意思を正しく反映させるためには賛成または反対の理由が表明され、更にその理由を踏まえた議論を行うことが重要であり、二者択一の方式では県民の多様な意思を反映するには課題があるものと考えております。

次に、知事や県議会が尊重義務を負うことに対する懸念についての御質問にお答えをいたします。女川原子力発電所二号機の再稼働に関する本県の判断に当たっては、国策としてのエネルギーのあり方、県としての地球温暖化対策の取り組みの考え方、そして原子力発電所設置の経緯や地域に果たす役割などについて、地域住民の意見を踏まえた多様な観点からの議論が必要であると考えております。条例案第二十二条では、県民投票における結果が一定数に達したときは、知事及び県議会は投票結果を尊重し、東北電力や国、関係機関と協議し県民の意思が正しく反映されるよう努めなければならないとされております。このことは、直接知事及び県議会の判断を拘束するものではありませんが、議会で議決されその議決に基づき実施された県民投票の結果は重い意味を持つものであり、ひいては国の再稼働の方針に対する同意に関する判断について、県議会において行われるべき多様な観点からの議論に大きな制約を与えかねないものと考え、意見としてお示ししたものであります。

次に、住民投票の結果に係る県民の意思の尊重についての御質問にお答えをいたします。私が条例案に対して賛否を明らかにした場合、それが県議会における議論の方向性に大きな影響を及ぼし、多様な観点からの議論に制約を与えるのではないかと懸念があったことから、賛否を示さないことにしたところであります。また仮に国から再稼働の同意を求められた場合には、周辺自治体を初めとする県内の市町村長や県民の意見を代表する県議会の御意見などを伺いながら県としての意見表明を行うことになると考えております。

次に、住民投票の実施までに県民が議論し検討する時間は十分あり、住民投票を実現すべきとの御質問にお答えをいたします。再稼働の地元同意の判断に当たっては、地域住民の意見を踏まえて多様な観点からの議論が必要であることから、県民に原子力政策についてさまざまな情報提供を行った上で、県議会において議論することが有益であると考えております。議会におかれましては、私の意見も含めさまざまな観点からの議論をしていただきたいと考えております。

◆角野達也　国からの要請に対して同意する権限、不同意の権限両方あるんじゃないですかと聞いたんですが、知事それにはちゃんと答えられませんでした。その権限を持ってるんですよね。

◎知事　法的な手続上は、これは同意というのは意見でございまして、私がだめだからやってはいけないと法律的な縛りはないんです。法的には権限はないんです。意見を述べることができるということでそれを尊重してくださるということですよね。

◆角野達也　知事選挙であれば選択肢は絞られます。この間の二回の選挙は二人でした。だけど「不安はあるけど村井さん」とか、「こういうことをやってくれるんだったら村井さん」とか、「どちらかというと村井さん」というそんな選択肢はないんです。村井さんかもう一人を選ぶかどうかなんですよ。いろんな思いがあっても投票するときはどちらかを選ぶんです。その上でどちらもだめ、わからないという方は棄権したり、白票を投じる権利が与えられています。こういうものだと思うんですよ。ただ県民投票というのは、県民に大事な政策判断に参加してもらうわけですから、どうしても賛否の判断がし切れない方々には、沖縄でもそうですけど、どちらでもないとかあるいはわからないというそういう意思を明確にしてもらうことも一考に値するとは考えます。この条例請求に込められた大事なことは自分たちで決めたいとの思いに応えるのか、それとも切り捨てるのか、本県議会には問われています。

■総務企画委員会環境生活農林水産委員会連合審査会　会議日時　3月14日

委員長：菊地恵一

参考人（発言順）：多々良哲（請求代表者）、武田真一郎、河村和徳

議員（発言順）：村上智行、藤原のりすけ、内藤隆司、本木忠一、庄子賢一、熊谷義彦、安藤俊威、角野達也、吉川寛康、畠山和純、中嶋廉、佐々木功悦、菅間進

県執行部（発言順）：伊東昭代（総務部長）、伊藤正弘（総務部参事兼市町村課長［選挙管理委員会事務局長］）、後藤康宏（環境生活部長）、阿部孝雄（環境生活部技術参事兼原子力安全対策課長）

○菊地恵一委員長

ただいまから、総務企画委員会環境生活農林水産委員会連合審査会を開会いたします。

43 年ぶりの連合審査会の開催であり、県民の皆様の関心も非常に高いことから、今回の連合審査会に限りインターネット中継を行うことといたしますので、御了承願います。

◆藤原のりすけ委員

住民投票は、１、住民の政治参加の手段の一つとして意義がある。２、財政の支出を抑制する効果がある。３、自分たちの投票行動が、自分たちの未来を直接決めることの責任と喜び。４、政治に関するさまざまな情報を積極的に入手し、判断する能力としての政治リテラシーを養成するという識者がおられ、私もそう考えます。県の試算では、県民投票の事務経費は約９億円かかるとのことであり、条件が整えば、県議選と同時投票にすれば経費節減と投票率アップにつながるのではないかと考えますが、以上の点について所感をお聞かせください。

◎多々良哲参考人

1996 年、巻町における住民投票、これが日本で、いわば国策だとして国や電力会社が押しつけてくる政策、施策に対して、住民が主権者としてはっきり意見を述べ、意見を集約して、それに答えを出している。このことを行った最初の事例です。これが、私たちの偉大な先例となっています。ここから、沖縄県で、全国各地で、住民投票が始まっていったんです。本当に今、藤原委員がおっしゃったとおりで、私たちはこの巻原発をとめた巻町の住民投票に倣って、ここまで来ているということであります。

その上で、おっしゃってくださったとおり、この住民投票というものは、先ほども申し上げましたけれども、住民投票運動に取り組むこと自体が、言ってみれば、県民の、住民の主権者意識、当事者意識を掘り起こす、宮城県の民主主義を育てる運動につながるということだと私は思っています。

そして、住民投票、これを県議選と同時に行うのはどうだろうかということでございましたが、確かにそれは一つのいいアイデアだというふうに思います。まさに県議会に問われている、宮城県政に問われている最も大きな課題と県議選を同時に行うということは、投票率も相乗効果で高まるであろうし、一つの大きな、いい考えだというように思います。

◆安藤俊威委員

直接請求制度の重要性というのは、十分理解できたつもりでいます。大変参考になる意見でありました。一方で、直接民主制によって決定された事項が国政をごちゃごちゃにしているブレグジットの問題があります。あのような状況を見て、どのように感じておられますか。

◎武田真一郎参考人

住民投票がうまくいくために非常に大事な点があるんですね。それは、住民がこの問題について意見を述べたいと願っていることなんです。宮城県の場合には、これは直接請求で県民がみずから、ぜひ意見を聞いてほしいと希望されているわけですよね。こういう場合は、これはもう県民の関心も意識も高まっていますから、恐らく投票を実施すれば、きちんと議論が深まって、それで住民の判断がきちんと示されると思うんです。

ところが、住民投票の中には、あのイギリスの国民投票もそういう面があったと思うんですけれども、必ずしも住民あるいは国民が意見を言いたいと述べたわけではなくて、それとは別な要因で、悪い言い方をすると、ある意味で上から降ってきた投票だという面があると思うんですね。こういう場合は、もともと住民が意見を述べたいと思っていたわけではないですから、急に考えなければいけないわけですよね。しかも、問題も非常に複雑ですし、なかなかイギリスの場合は大きな混乱が生じているという原因があると思います。宮城県の場合は、ある県民が汗をかいて署名を集めたわけですから、ああ

いう状況にはならないのではないかと私は考えております。

◆安藤俊威委員

私は、住民投票に基本的に反対するという立場をとっております。その最大の理由が、権能を担保できないことについて我々が判断してもアピールにしかならない。本来であれば、住民投票法なりの法律をつくって、一定の拘束力を持って、その課題、課題に応じて、必要な範囲の有権者に真意を問うというのが民主主義の本来の、本当のやり方ではないかと思います。そういう意味で、国の不作為については非常に憤りを感じますが、一方でこういった問題を地方議会に投げかけられることの矛盾も感じます。

◎武田真一郎参考人

住民投票は法制化すべきではないかということですが、なかなか住民投票を法制化すると難しい面がありまして、私どもが研究会を設けて、理想的と考える住民投票法の案を示してあります。ただ、実際には、現時点で法制化をすると、例えばその投票対象が限定されてしまったり、あるいは非常に高い署名の要件が設けられたりして、住民投票制限法になってしまう可能性があるんですね。

ですから、現時点では各自治体が創意工夫して、条例に基づいて住民投票を行って、その実践を積み重ねて、その上で国が法律をつくるという、下から積み上げていくやり方のほうが望ましいのではないかと私は考えています。

それから、このボーダーの問題ですけれども、よく住民投票をやるときに言われるのは、例えば徳島市で投票をしたときも、吉野川流域全体の問題なのに、徳島市だけで投票をやっていいのか。あるいは、洪水が起こる流域の周辺の人は関心があるんだけれども、ほかの人は関心がないんじゃないかというような言われ方をしました。しかし、これは実際に投票をやってみますと、これは徳島市の全域で、全ての人がきちんとこの問題を考えて、責任ある１票を投じているんですね。ですから、いきなり広範囲で投票をやることは現実的にもできませんので、まずその県なり市町村なり一定の区域の中で条例を制定して、住民投票を実施して、それを積み上げていく。そういう歩みが現時点では重要ではないかと私は考えております。

◆安藤俊威委員

御承知のとおり、条例は法の下にあります、法の優先順位からいいますと。したがいまして、条例で幾らつくっても、我々地方議会として条例制定に努力してきた宮城県議会でありますから、条例をつくるときの難しさというのは徹底的に思い知らされております。そういう中で、条例を幾らつくっても、上位法に逆らうことはできない。これがつらさであります。

とりわけ、経済的な責任を誰がとるんだ、経済行為について。そういったことになったときに、我々県議会が、宮城県で責任を負える範囲なのか、あるいは県議会が負える範囲なのかということを真剣に考えます。そういう意味で、法律化してほしいと言ったのは、確かに地方自治は民主主義の学校と言われた時代もありますし、そのとおりだとは思いますけれども、一方で、そういうリスクを抱えながら、地方でこの議論をし続けるというのは非常に難しい部分があろうかと思います。その点についてはどう考えますか。

◎武田真一郎参考人

国策に関する問題であっても、そのかかわっている地元がまず意見を上げていくしか、国に影響を与える方法はないわけですよね。

投票結果に拘束力がないのに、投票してもあんまり意味がないんじゃないかという御趣旨も含まれていたと思いますが、それがそうじゃないということに、実は私も非常にびっくりしているんですけれども、それがこのお手元の表が示しているとおりなんですね。

例えば、徳島市の住民投票で、国の事業である吉野川河口堰の賛否が問われましたけれども、市長には何の権限もありません。これは国の事業ですからね。しかし、投票をやった結果、90％の反対の意見が示されました。あの当時はちょうど長良川河口堰が運用を始めたころで、ヘドロがたまって大変なことになったわけですね。あれを見て、徳島市で同じことが起こったら困るという意識が非常に市民の中に高かったということはあるのですが、90％の反対意見が示されました。

それで、徳島市民はすぐに３日後ぐらいに、この結果を尊重してほしいということで、国会を回って、各党の党首クラスの方々と建設大臣に面会を求めました。私もそれに同行しましたけれども、この結果を受けて、建設大臣は、こういう結果が出たので、ゼロから考え直したらいいじゃないかとおっしゃってくださいました。その後、私は自民党本部に初めてお伺いしましたが、亀井政調会長がすぐに会ってくださいました。政界のフィクサーという方があらわれて、亀井政調会長ならすぐ会えるよとおっしゃってくださったので、のこのこついていったら本

当に会えたんですね。６階に政調会長室がありまして、下からもう陳情団が長蛇の列をなしているんですが、それを全部飛び越えて会ってくださいました。そこで亀井政調会長も、こういう結果が出た以上、これは受けとめなければいけない。党と建設省を指導するというふうにおっしゃってくださいました。つまり、地域の住民がきちんと意見を示すことによって、実際にこの行政のあり方に影響を与えることができるんですね。

これで、さっき申し上げましたけれども、42 件ここに実例が挙がっておりますが、これはもうほとんど、そのやった自治体に権限がないようなものもかなり多く含まれているんですね。しかし、先ほど申し上げたとおり、大半の事例では結果が尊重されているんです。

ですから、住民が民意をきちんと示すということの重要性がここにあらわれていると思います。

◆角野達也委員

2001 年の新潟県刈羽村のプルサーマル計画についての住民投票、これは投票率 88％で、賛成 42.7％、反対 53.6％、保留が 3.6％でした。また、直近の沖縄県の県民投票も、投票率は 52.5％、反対が 71.7％、賛成 19.0％、どちらでもないが 8.7％ということで、どちらも三択だったんですが、保留にしろ、どちらでもないにしろ、数％ということなんですね。

だから、私はこれを見て、やはり住民は賛成か反対か、これをはっきり示す力を持っているということが示されているんじゃないかなというふうに思ったんですが、先生はその三択にした場合、こういう結果が出たことについてはどのようにお感じでしょうか。

◎武田真一郎参考人

世界中ではもう大体二択でやっているんですけれども、日本で三択以上でやった例は幾つかあるんですが、その中間的な意見に投票する人は確かに非常に少ないですよね。

といいますのは、住民が意見を述べたいと考えて投票が行われた場合には、これは通常、住民はよく考えて、どっちかの意見を形成して投票しますから、そういう曖昧な選択肢を選ぶことは少ないと見ていいと思います。

◆藤原のりすけ委員

県議会で、県民投票の実効性について、与党系の議員から質問が出ており、それについて知事が答えていましたので、その点についてお伺いします。

１つ、県議会で県民投票の実施に当たり、市町村議会で県民投票に係る予算がその議会で否決された場合の県の対応について質問が出ていましたが、議会が否決しても、市町村は県民投票の実施を拒否はできないし、拒否すれば違法になると考えて間違いないでしょうか。これが１点です。

それから、もう１点。市町村が投票の実施を拒否すれば、その市町村の有権者の投票権を侵害することになり、市町村は投票できなかった住民に対して損害賠償を負うことになり、そして市町村が賠償金を支払うことになれば、市町村長個人らは住民訴訟によって損害賠償責任を追及されるのではないでしょうか。

◎武田真一郎参考人

今、御指摘の点は、まさに沖縄県で起こったことなんですね。５つの市が投票を拒否するという事態が実際に発生しました。実はそういうことが起こることは、この条例をつくるときに、そうなったら困るなと考えて、沖縄県の場合もいろいろ工夫をしたんですね。それで、先ほど申し上げたように、地方自治法の第 252 条の 17 の２の規定によって、県の条例で、県の事務を市町村の事務とすることができるんですね。この規定に基づいて、沖縄県では投票資格者名簿の調製とか、投開票事務の執行を市町村の事務としたんです。それで、条例制定をする段階で、市町村とも協議をしています。そうしますと、これはその事務の実施は市町村の義務になりますので、拒否することはできなくなります。議会が予算を否決したとしても、沖縄県の予算を配分したんですけれどもね。

これは必要な予算が否決されたときには、長には原案執行権がありますので、これを行使することによって、予算の執行は可能です。ただ、沖縄県の場合は、市長さんたちが反対したので、それをしないということで問題になったんですね。これは地方自治法で解決する手続があるんですけれども、時間がかかるのでそれはできなかったので、実は沖縄県では、住民が訴訟を起こすと、投票の実施を求める仮処分、あるいは義務づけ訴訟を起こすということを考えていたんですね。ただ、最終的に投票が実施されましたので、その必要はなくなったということです。

◆村上智行委員

福島原発の事故によって、多くの宮城県の県民の皆様も、大きな不安、あとはやはり被害が出ているというのは、これは事実であります。今回、県民投票においてでも、やはり立地自治体とそれからその周辺自治体、あとは若干遠いその他の自治体という

ふうな距離的問題という、まあ被害はさまざまな広くは出ていくんですが、やはり５キロメートル圏内ですとか、そういったところと、30 キロメートル、あとは 50 キロメートル、80 キロメートルと、いろんなところでやはり被害の大きさというのは全く違うわけです。

しかし、この県民投票においては、その結果の影響そのものが、やはりその自治体に与える影響というのもおのずと濃淡が出てくるんだろうなと思います。原発の立地自治体であれば、先ほど言っていました核燃料税ではないですが、電源三法による交付税であったりですとか、そういったものもあります。あとは雇用の問題もあります。

そういったものが、やはりその地域、地域、自治体ではひとしく平等に、私は結果としてもたらせられないんではないのかなというふうに考えるんですが、その考え方について、先生のお考えを教えていただければと思います。

◎河村和徳参考人

私の立場からすると、住民の声を聞くという形の中で、県を単位にして聞く必要があるのか、それとも市町村を単位で質問をする、ないしは住民投票を実施するかという選択肢は複数あると思います。

今回は県条例という形で出てきていますが、本来であるならば、この議論に関しては、別の言い方になりますけれども、県全体で署名をするとどうしても仙台市の比重が多くなりますので、仙台市の意向がかなり反映されることになるだろうと。そうすると当然、県民投票をやったときに、仙台市の結果が左右を決したんだというような話で、先ほど出た、解釈のトラブルが出る可能性が非常に高いというふうに思います。

お金があればですけれども、理想を言えば、市町村ごとに実はその条例案を請求していただいて、市町村ごとで、要するに住民投票をやっていただいて、その総合を県で判断するというのが、県にとってみれば一番最善の選択だということになります。先ほど言ったように、全体では反対しているんですが、ＵＰＺの中では残してほしいというのが多数になったときに、県としての解釈が困るんですね。そうなったときにどうするんですかといったところの議論がないのに、先ほど出たお話につながると思います。

ですから、県でやることが妥当なのかというと、今の地方分権の発想で言うと、身近な議論をまず市町村、もちろん県知事が同一なので、県という選択肢はあるかもしれませんけれども、そのあたりといったところで言えば、もしその立地自治体、周辺自治体、そして遠方の自治体といったものを考えるのであるならば、県で、ちょっと待っていただいて、市町村で、実は住民投票なりなんなりの形で一応チェックをしていただくといったほうが、県としてみると正しい判断ができるのではないかというふうに思います。

◆村上智行委員

もう１点。先ほど、まあ訴訟はないだろうというふうな話もありましたが、やはり、これは今、規制委員会のほうの安全審査の途中であります。今の規制委員会の中で、もし仮に、住民投票を県で今やめるとなって、東北電力においては 3000 億円強の費用もかかっておりますし、そういうふうな中で、果たして我々の中で、原子力発電に関しましては、今まで国策としてエネルギー政策というのは進められてきた経緯というのはあります。そして、国際的な約束事もあります。

◎河村和徳参考人

やはり将来のリスクに関して、国と地方の不整合というのが当然起きれば、一番出てくるのが、電力会社との関係の中で言えば、やはり損害賠償請求といったものが出てくる。また、再稼動をするときに、県民投票がこうだからという話になれば、次にもう１回県民投票しろという形の中で、ブレグジットでも今、国民投票をもう１回という話が出ているように、実はこの話が安易に決まってしまうと政局化してくる。政局化して一番困るのは、実は復興途上にある宮城県民であって、このあたりに対してのリスクというものは考えなければいけないですし、沖縄県の件に関して言えば、やはり沖縄県のように、ある種、国との対峙がずっと続くということになる可能性も高いものですから、そうすると、勝つまでじゃんけんという話ではないんですけれども、要するに、自分たちの都合がいいところまでずっと当然クレームが続いたり、ないしは住民の間が割れてみたり。

◆畠山和純委員

いろいろなお話を聞かせていただきまして、１つは、二者択一ですね、イエスかノーか、マルかバツかと。私は非常に違和感を持っていまして、実は私は自民民主党・県民会議なんですけれども、原発は早くやめたほうがいいという、いわゆる脱原発で、そういう考えは震災の前からありました。けれども、そのためには何が必要かという、代替エネルギー、これは必ず必要になるなということで、議会のほうで自然エネルギー基本法案とか提案させてもらい

まして、風力発電、それからバイオマス等々を提案して、今ようやくこの三、四年前ぐらい前から具体的な事業ができてまいりました。それで、震災の事故がありまして、やっぱり原発は要らないなというのが率直に思ったところであります。

けれども、今、問題提起をされております、女川原発の再稼動をどうするかという話なんですけれども、ここで、原発が要らないという人でも、藤倉議員がありましたように、時間的な関係があるので、これは再稼動をやりながら、代替エネルギーが十分でき上がってきたころに原発を順次廃止していこうと。そういうふうな考えを持つんですけれども、そういったものがなかなか反映されないなという。やはり二択ではちょっと難しいのかななんていうような感じがあります。

◎河村和徳参考人

代替エネルギーの話もそうなんですけれども、二者択一のやっぱり限界点というのは、まず１つは、どちらでもないという方、多分恐らく意思表現をしない可能性がある。同時に、脱原発の、実は政策的にやっぱり課題になってくるのは、そこの、委員のようなスタンスの方がいらっしゃるのかどうなのかといったものも、要するにお金をかけてやるわけですから、そこまで拾い込むことが、やはり次の議会の議論とか、そうしたものにつながると。

だから、ワンショットで多い少ないだけを判断すると、議会もそうですけれども、なかなか議論の情報、データが集まらなくて、またそこの議論の中で、また水かけ論があって、じゃあ、その後にこうした方がいい、じゃあ意見を聞こうかといって、また参考人として呼ばれるようなことがある可能性がありますので、その点を考えると、やはり選択肢については多いほうがいいだろうと。

多いほうが、先ほど出ましたけれども、自分が投票したいところがあるほうがやっぱり投票しやすいと。これは地方議員選挙と同じと思うんですね。１人区で１人しか出ない場合と、２人出る場合、投票は１人区で、２人の場合と３人の場合ですね、やはり投票率が違ってくるのと同時に、やはり選択肢があることによって投票率が上がり、投票率が上がることによってデータの信頼性という、次の議論のデータの信頼性と同時に、ある程度の傾向が把握できるということがあるので。

例えば、浜松市の場合ですと、浜松市では区の再編に対して、市の提案に対して反対であったとしても、じゃあ区の再編に対して賛成かどうかという、要するに２段階式の住民投票をやっていたりもしますので、そういうところをぜひ調べて参考にするという方法もあると思いますので、そういうところの取り組みというのは実は要るんでないかなと思います。

◆中嶋廉委員

県民投票を立地町、ＵＰＺだけでなく、全県的に県民投票として行うことには根拠があると思います。

私は、浪江町の請戸小学校まで、事故の２年後に行ったことがありますけれども、目の前に１号機が見えました。３キロメートルくらいしか離れていません。そのときに、飯舘村は 50 キロメートル以上離れているんですけれども、まだ全村避難が続いていました。

距離は確かに大事な要素ですけれども、福島県の原発事故を経験して、どんなふうに放射能が拡散するかについては、気象条件と地形が及ぼす影響が非常に大きい。これは間違いないと思います。

宮城県の地形は、女川原発と県内市町村の間に 1,000 メートルを超す山はないので、事故が起きたら県内の全市町村に行き渡る、非常に放射能の防護が困難な地形なのが宮城県の特徴です。民間がＳＰＥＥＤＩの計算をやってみたことがありますけれども、福島第一原発並みの事故が起きたら、20 マイクロシーベルトパーアワー以上の汚染が全部の市町村に及ぶという結論が出ています。

ですから、命の心配、暮らしが脅かされる心配を根拠にして、全部の県民が投票する機会を持つようにするというのは、この原発事故被害の特徴から見て、私は大いに根拠のあることだと思っていますけれども、宮城県内の全市町村に影響が及ぶという点については、これは否定するものではないと思いますが、お答えください。

◎後藤康宏環境生活部長

気象条件、風向き等によって、万が一放出された場合には、そういう影響が及ぶ可能性は否定できないというふうに思いますし、またそういう広範な影響が及ばない場合でも、ＰＡＺ及びＵＰＺの方々が避難する先として、全市町村に避難先をお願いしておりますので、そういった点でも県内全域がかかわる問題であるということには変わりはないというふうに思います。

◆佐々木功悦委員

きょう、お手元にいただきました予算外議案の概要の一番下のところに、想定スケジュールが書いてあります。その中でマスコミ等の報道によりますと、東北電力が原子力規制委員会に対して報告を７月

ぐらいまでに終えたいというふうにお聞きしております。

そこで、仮に東北電力の報告が７月に終えて、そしてその後、原子力委員会からの許可があって、その後に経済産業大臣から再稼動の地元同意の要請があるという過程を踏むわけでありますけれども、仮に経済産業大臣から再稼動の地元同意の要請というのは最速でどのくらいのスケジュールで考えているのか。その点についてお聞きしたいと思います。

◎阿部孝雄環境生活部技術参事兼原子力安全対策課長

東北電力の原子力規制委員会への説明は、ことし７月ぐらいまでには終わらせたいというふうなことは伺っております。そういたしますと、これまでの再稼動をしてきた手続を考えてみますと、その後、東北電力と原子力規制委員会の中で審査書案を作成したり、あるいはそういった手続を踏むわけですけれども、これもあくまでも先行例ですが、３ないし４カ月後ぐらいに規制庁のほうから来るというふうなことでございます。

◆熊谷義彦委員

ところで、女川原発の関係で再稼動反対の県内の意見書は、幾ら上がっていますか。

◎阿部孝雄環境生活部技術参事兼原子力安全対策課長

これまで県内、ＵＰＺ５市町、ＵＰＺ外５市、計 10 の自治体、議会において、稼働を行わないなどの意見書が採択されております。

◆内藤隆司委員

私が言っているのは、宮城県が東北電力と結んだ協定書。この協定書の第 12 条では、事前了解が求められると。県が了解しなければ再稼動することはできないという規定になっているものと思っています。ですから、ここには、この協定には国は関与しないし、国との関係は一切ない。ですから、宮城県が独自に判断して決めるべきものであるというふうに思います。

◎後藤康宏環境生活部長

皆さんと共通理解をしたいと思いますので、議案資料の下の図をごらんいただければと思います。

今、内藤委員がおっしゃったのは、一番上に書いてございます安全協定の流れに基づいて、東北電力に回答という、一番右側に書いてある流れがございます。それに対して、国が経済産業大臣を通じて知事に同意を求めるというのは、真ん中の段から、先ほど、期限の開始のところにありました原子力規制委員会の許可が出ると、下の段に移りまして、経済産業大臣から再稼動の地元同意の要請が来るという流れがあって、そこに対して稼働の是非に関して同意するか、同意しないかという判断を知事がして、経済産業大臣へ回答するという流れがございます。

今、内藤委員がおっしゃったのは、上の流れで、知事の判断で可能なので、そこで知事独自の判断で回答すべきであるという流れをおっしゃったということと受けとめましたが、我々としては、ここの安全協定の流れについては、技術的な観点において検討し、県及び女川町、石巻市、両自治体の意見を東北電力へ回答すれば足りるもので、安全協定の規定上は、極端に言えば、県議会の御意見も聞くことの位置づけはございません。県民の方の御意見を聞く位置づけもないというところでございます。

ただ、県議会の御意見については、この流れというのは、一番下の地元同意の流れと同時並行で進みますので、実質的にはその地元同意の検討をする際に、一番上の安全協定の流れも県議会に御説明しながら御意見を聞いて、最終的な判断がされるという流れでございます。しかし、一番上の手続だけ申し上げれば、県議会及び県民の方の意見を聞くというものは協定の中には一切入ってございません。

■本会議　議第百五号議案に対する修正の動議への討論および採決　3 月 15 日

◆佐々木功悦

県民投票条例制定の請求について及び修正案について賛成の立場で討論を申し上げます。

2011 年 3 月 11 日東日本大震災が発災する二カ月前、私は美里町町長として福島県双葉町役場を訪問いたしました。役場近くの看板には原子力、明るい未来のエネルギーという標語が掲げられており、そのときの印象はまさに原発の町を実感させられるものでした。役場を初め公共施設や道路などのインフラが整備され、本当に豊かで快適な町の印象でありました。しかも当時の総務課長からは町の貯金に当たる財政調整基金が八十億円近くあると聞き、何ともうらやましいと思い我が町にも原発があればと正直そのときは思いました。しかしその思いも消

えぬ二カ月後東日本大震災に見舞われ、福島第一原発の事故により羨望を抱いた町が、一瞬にして廃墟の町となった現実に愕然といたしました。当時国民の多くが原発事故の惨状に触れ、原発はもうやめたほうがよいとの声が大勢であったと思います。議員の皆さん、この議場にいる皆さんも同じ思いだったと思います。それから八年が過ぎ、そのときの思いを忘れ去ったかのように今や全国で原発の再稼働が進められてきて、新たな安全神話をつくり始めつつあります。喉元過ぎれば何とやら、日本人はあのような惨事を目の当たりにしても変えられないもどかしさ、この先に何があるのか、誤った同じ道を進もうとしているように思われてなりません。

原子力規制委員会更田委員長は去る 3 月 11 日の職員訓示の中で、多くの対策をとったので今度原発事故が起きても同じようにはならないというのは幻想にすぎない、事故の進展は理解を超える可能性が高いと考えるべきだと強調され、私たちもしっかりと受けとめ考えていかなければなりません。そして今日、原発にかかわる最大の問題点は使用済み核燃料などの核廃棄物を最終処理する安全な方法について、全く先の見通しが立てられていないまま、原発稼働に見切り発車をしてしまったことであります。この責任は大変大きく取り返しのつかない失政であったと言わざるを得ません。私はこの反省に立ち、国民が納得する解決なくして前に進まないと思っています。

このたびの東北電力女川原発二号機の稼働の是非に係る住民投票条例は、2011 年 3 月に発災した東京電力福島第一原発事故に起因する甚大な被害とその後の国民生活に及んだ重大な影響に鑑み、女川原子力発電所を抱える宮城県民が我が国の原子力エネルギー政策に対し、県民の意思が将来にわたって適切に反映されることを願っての直接請求と私は重く受けとめております。今回の 11 万人を超える署名は原発賛成、反対ではなく、その趣旨は賛成反対を決める前に県民の意見を聞いてくださいということであり、県民投票は決して議会を否定するものではなく、むしろ議会に対する県民の関心を高め、議会と県民との対話を活発にし、その関係をより豊かにするものであると考えており、宮城県における地方自治と民主主義の発展に寄与するものであると思います。また県民投票条例制定が可決されれば県民一人一人がみずからの意思をあらわすことで、同時に県民の関心も高まり、原発設置の意義や問題点など投票実施の機会を捉えて、現状よりもさまざまな情報が提供され、情報が精査される機会が生まれます。原発のあり方等の知識を深めて再稼働問題の是非を決めてほしいとの県民の願いであり、今回の県民投票条例は間接民主制を補完すべき最良の選択と考えます。稼働の是非にかかわる県民投票条例の制定が 11 万人を上回る県民の署名により請求されたその意義を大変重く受けとめるとの考えであれば、どんな課題があろうとも投票条例制定に対し、県民が意思表示の機会を逸してしまうことのない判断を示す必要があります。それは昨日の参考人からの意見聴取でも明らかで県民投票の意義と尊重した判断をすべきと考えます。県民は何よりも重視しているのは安全性の問題です。安全・安心な生活を願う強い思いだけです。安全かどうかを判断して決めるのは、国策のためにそのリスクを受ける可能性がある県民が女川原発の再稼働に伴うリスクについてやむを得ないと考えるか、受け入れられないと考えるか、一人一人が判断してその意思を表明する機会を求めるものであり、主権者として当然のことであります。改めて申し上げますが、今回の署名活動は県民と知事や県議会議員との間には原発稼働問題について大きな乖離があると多くの県民が判断し、署名につながったものと受けとめなければなりません。県民は主権者の一人としてみずからの意思を表示することを求めたものであり、県政の全てを知事や議員に全権委任しているわけではないことを私たちは改めて知るべきです。

県民投票条例制定の直接請求に当たり、署名が 11 万人を上回ることの意義を私たち県議会も重く受けとめなければなりません。静岡、新潟両県の知事は県民が意思表示の機会を逸してしまうことは妥当ではない、手続上の不備などが修正されれば県民投票を実施すべきだと述べ、白石市の山田裕一市長は広く県民の意見を聞く機会があるのはよいこと、エネルギー政策は国策だからと地方が何も言えないのなら分権時代に逆行すると条例可決を望むといたしております。県民の生命と財産を守ることが知事や我々県議会議員の最大の役割です。国策だからエネルギー政策に地方が何も言えないのは、まさに白石市長が言うように分権時代に逆行する誤った考えだと思います。原発再稼働は県民の生命・暮らしに直結し、ふるさと宮城を担う子供たちの将来に係る大きな問題であります。県民の立場で一人の人間として子供たちの将来を考え、どう判断することが正しいのか議員の皆さんはよく考えていただきたい。決して政党や企業の考えと違う投票結果になることをおそれて、請求を否決することのないよう願うものであります。

三月一日の予算特別委員会の総括質疑の中で、県は住民投票を実施した場合の事務経費が八億から九億円になるとの試算を明らかにしました。質疑に立った議員からは賛否の判断にもなり得るともと

れる発言ありましたが、確かに県民投票の経費は県の一般財源で賄うことになり、多額の経費については考慮しなければなりません。であればことし十月に県議会議員選挙が予定されており、当然女川原発問題は県民生活に直結する関心の高い問題ですから大きな争点にもなります。この機会に議員は県民に情報提供するとともに、それぞれの考え方を周知しながらエネルギー政策や地域の将来像など、県民の意思をはかる指標として政策決定につなげていく必要を考えれば、来たる県議会議員選挙と同時に実施することが最良の方策だと考えます。経費は限りなくゼロに近くなります。

そもそも私たち議員は主権者である県民一人一人の政治参加を否定できるのでしょうか。県民は原発稼働問題に賛否の判断をする見識を持ってないかのようなことをいう方もいますが全く論外です。私たち議員が県民の意思を尊重しなければ、代議制の空洞化を招くことになりかねません。原発稼働問題は国が決めることなどと他人ごとのような安易な考えはもはや許されないと考えるべきです。子供たちの未来に責任を持ち、後世に取り返しのつかないことにならないよう願うものであります。

最後に 3 月 12 日の地元紙の記事で原子力規制委員会の更田委員長は、原発事故の反省と教訓はまさに原点、疑問を持ったら誰もが声を上げる義務があると述べ、一人一人が責任を持って安全の追求に取り組むようにと言われたことは私たちにも共有されるもっともなことと感じました。なお、修正案については村井知事が直接請求に係る条例案に対し、執行上の課題として指摘された点など整理をして修正されたもので、全く問題がなく賛成するものであります。

◆村上智行

私たち自由民主党・県民会議といたしましては、法定数を大きく上回る有効署名が集められたことに対して、大変重く受けとめているところであります。また直接請求については間接民主制を補完するものとして地方自治法上位置づけられた制度であり、住民が主体的に地方自治にかかわることの意義については積極的に認められるものと認識をしております。このような基本認識を前提としながら、今回の直接請求を受けて以来、我が会派の所属議員一人一人は真剣にこの問題について勉強し考え意見交換を行い、このたびの審議に責任を持って臨んでまいりました。昨日の請求代表者の方の意見陳述、参考人からの意見聴取、また知事を初めとする執行部との質疑応答、そして各議員がそれぞれの地元で伺った多種多様な県民の皆さんの御意見などを踏まえ、会派として連日論点整理を行い意見を集約した結果、本条例案には以下に述べるさまざまな課題があることから会派を代表し、反対の立場から討論を行います。

まず、条例案十二条の投票方式についてであります。賛成反対のうち一方に丸をつけるという二者択一の方式では、県民の皆さんの原発再稼働に対するさまざまな思いを受けとめ切れないのではないでしょうか。例えば万全の安全対策が講じられることを条件に再稼働に賛成、原発に変わる安定的かつ安価なエネルギー源が確保されることを条件に再稼働に反対など時間軸の視点からの選択肢など一定の条件つきで賛成、反対という方が大多数ではないでしょうか。あるいは御自身で賛成反対という明確な意見は持たずにエネルギー政策や原子力などの専門家の判断に委ねたいといった意見や、多様な利害調整の場である県議会において十分な審議を尽くさなければ賛否を決められないなど、さまざまな意見が県民の皆さんから聞こえてまいりました。単純な選択肢の表示によって条例案二条は、県民の意見や意思の表明の自由を保障するものとされており、県民の幅広い意思を的確に把握できるのか疑問が拭えません。今回の投票方式によっては県民の皆さんの再稼働に対するさまざまな思いを十分にくみ取り切れないおそれがあるものと考えるものであります。

そして今回の県民投票の課題である原子力政策の性質についてであります。原子力発電所の稼働の是非は資源小国であり、大半のエネルギーを海外に依存せざるを得ない我が国が国民生活の維持のため、安定的なエネルギー源をどのようにして調達していくのかという点で安全保障、地球温暖化に関しての国際協定や外交と密接に関連するほか、電気料金の負担水準などで果たすべき責務まで非常に広範囲にわたる問題であります。このため特に原子力政策については、今日まで国が立地地域の安全対策や地域振興策を講じながら、国全体の発展のため国策として進められてきた経緯があり、今後とも国が一義的にはその判断に責任を負うことが現実的であると考えます。

更に条例案二十二条の投票結果の尊重義務についてであります。条例案では賛成または反対の数で示された投票結果をもって、知事及び県議会に投票結果を尊重し稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めなければならないとされておりますが、これでは県議会において本来なされるべき多角的な視点からの自由濶達な議論に大きな制約が加わりかねません。特に私が危惧しておりますのは、県民投票

において少数派となった意見に対する配慮が不十分なまま、県民投票の多数意見の結論ありきで、再稼働をめぐる議論が進行してしまうおそれであります。具体的に申しますと女川原発立地自治体における投票結果と、宮城県全体の投票結果の傾向が大きく異なることも一つの想定となり、県全体の意思が立地自治体の意思を否定しかねない状況となる可能性も排除できません。これまでさまざまな議論を経ながら、女川原子力発電所と共存・共栄してきた経緯があり、また雇用や交付金などの地域経済への影響の面において、原発に対する意識が他の自治体と異なることは言うまでもありません。そのようなことからも投票の多数意見を尊重し、行動しなければならないという制約が課せられる中で、我々県議会議員は投票後に起こるであろう可能性についても県民の意見を丁寧に聞きながら、地域や関係者の意見に耳を傾け、少数意見も含めさまざまな声を県議会の議論に反映させていくという本来の責務を十分に果たすことができるとは到底思えません。

そして復興に対しての影響について、原子力発電所立地自治体を含む沿岸部の多くは復興道半ばであり、先行事例の住民投票の例からも投票結果が僅差になれば住民間に分断を招くおそれや、昨日の参考人からも指摘があった県民投票にかかる経費が多額になることや、いまだ派遣職員を受け入れている被災沿岸自治体にとって復興の進捗に影響が生じ、被災地に係る大きな負担ともなり得ます。この条例案の本来の意義は間接民主主義を補完するために県民の声を直接聞くことにあります。しかしながら今定例会において、代表質問、一般質問、連合審査会並びに委員会を通じまして、県民の声を聞く手段から逸脱し、女川原子力発電所をとめる手段としての議論や意見が展開されたことも事実であり、このことに対して我々は違和感を覚えます。今後再稼働に関してはエネルギー政策、国家経済への影響、更には安全確保や地球温暖化対策など、国際関係における自然や責務それから原発に関する高度な専門的知見をあわせ持つ国が一義的な責任を持って判断すべきものでありますが、福島第一原発事故の教訓、体験から大きく国民、県民の意識の変化を実感しております。事実我が会派の中にも中長期的には原発依存ゼロを目指すなど多様な意見もあります。この定例会でこの条例案についての議論は終わりますが、今後も県民の皆さんの抱くさまざまな意見をくみ上げ、この県議会の場において、地域の代表として十分な資料や情報に基づく冷静かつ多面的な議論を行い判断し、議事録に残し、ここでの議論が後世の検証を仰ぐことになり、そのことは我々県議会一人一人に課せられた使命であり、大きな責務を背負っております。

以上のことから議第百五号議案及び修正案にはさまざまな課題があると考えられることから、会派の議員一人一人が県民の声なき声を広く集め、会派として慎重に慎重を重ね熟議した結果として、反対という結論に至ったものであります。

◆三浦一敏

日本共産党を代表し、県民投票条例制定の請求について及び修正案に賛成の立場から討論を行います。ただいまの自民党の議員への反論も含めながら討論したいと思います。

宮城県政史上、これだけ関心を集める条例制定がかつてあったでしょうか。十一万一千七百四十三筆に込められた有効署名が二カ月間で全県から寄せられ、代表質問や昨日の連合審査会でも県議会始まって以来の多数の傍聴者が詰めかけました。きょうもこのような傍聴者でございます。テレビ・新聞のマスコミも連日報道し、沖縄の辺野古新基地のノーの県民投票に続いて、宮城の県民投票の行方が今全国から注目されている瞬間なのです。あの大震災と福島第一原発事故から八年が経過しました。請求代表人が意見陳述したとおり、県民は全て福島第一原発事故による放射能の漏えいの被害者なのです。そして私たちは未来の子供たちに対し原発の再稼働の道を選ぶのか、それとも原発のない放射能リスクのない再生エネルギーの道を選ぶのかの重大な二つの選択が鋭く問われているのです。

政府や電力が安全神話にどっぷりつかってきた中で、私たちは福島原発の放射能汚染と今もその解決のめどが立たない厳しい現実に直面し、原発そのものが人類と共存できないことを直感的に多くの人々が感じ取っています。汚染廃棄物の対応に振り回され、その解決さえままならない現実、原発災害時の実効性ある避難計画もめどが立ちません。使用済み核燃料の処理も行き詰まり原発輸出も完全に頓挫する状況です。また近い将来太平洋沿岸での大きな地震が想定される中、原子力規制委員会とその規制基準が国民の願うレベルとはほど遠い状況です。女川原発事故のリスクを私たちは直視しなければなりません。原発に多くの市民が不安を抱える中、再稼働するのかしないのか、自分たちの意思を表明する機会を設けてほしい、自分たちの意見を聞いてから決めてほしいと願うのは、余りにも当然のことではないでしょうか。原発立地周辺の地域住民こそが、この県民投票を一番願っているということも強調しておきます。県民投票のために貴重な予算がかかるかもしれません。しかし納税者である県民がそれを求めているとすれば、それを拒否する道理はな

いと思います。金ではなく命の問題なのです。

昨日の連合審査会の中で、住民投票は復興の妨げになるとの理由は驚きです。水産加工業など一次産業の復興再生を一番困難にしたのは福島第一原発の影響だったはずではないですか。私たちは県民投票条例の原案を尊重しつつ議会の議論を経て、必要な幾つかの修正も行いました。この条例を成立させようという前向きの提案が与党会派から出なかったのはとても残念です。原発再稼働をどうするのかの判断は率直に県民に問うべきであり、その冷静で民主的な方法が県民投票で直接判断してもらうことだと思うのです。今も福島第一原発の放射能や汚染水に多くの人たちが苦しんでいます。ふるさとを突然失った人たちの苦悩に私たちは思いを寄せなければなりません。私事で恐縮ですが福島原発が爆発し放射能が吹き出したとき、私の娘夫婦は茨城のひたちなか市に住んでいました。子供が二歳と五歳ということで情報が錯綜する中、内部被曝を心配し福岡のうきは市に車で自主避難しました。あの原発事故で人生が翻弄された人がどれだけ多いことでしょう。私たちは女川原発も危機一髪だったという事実を決して忘れてはなりません。原発なしでも震災後の八年間、電気も社会も十分にもっているではありませんか。今こそ再生可能エネルギーを思い切って推進すれば明るい未来が開けると思うのです。県民投票に後ろ向きで、県議会にその判断を丸投げした村井知事の責任は重大であります。この県民投票条例に反対や消極的な議員がいるとすれば、仮に県民投票が実施されれば再稼働反対の県民の意思がはっきりすることをおそれているからではないでしょうか。党派・会派を問わず五十八人の議員の一人一人がこの県民投票条例にどのような態度をとったかは今だけでなく宮城県議会の歴史に長く刻まれることとなります。昨日の武田真一郎参考人は県民の意思を聞くことに何の損失もないが、聞かないことは政治不信を高めるという重大な損失を生ずるおそれがあると述べました。この指摘を議員一人一人が正面から受けとめる必要があると考えます。ぜひ冷静な判断でこの条例案が可決されるよう心から訴えるものであります。被災地宮城から全国に世界に向かって新しい発信をしようではありませんか。

◆伊藤和博

公明党県議団を代表して、県民投票条例制定の請求について並びに修正案に反対の立場で討論いたします。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会で提出された十一万筆を超える署名簿の意義は重く受けとめさせていただきました。東京電力福島第一原発事故を受け、国民の原発の安全性に対する信頼は揺らぎました。そのことを踏まえ公明党の今後のエネルギー政策については、太陽光や風力など再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの促進、化石燃料を有効に利用する火力発電の高効率化の三本柱で持続可能な経済社会の構築と経済成長を両立させながら原発への依存度を徐々に減らして、将来的に原発に依存しない社会、原発ゼロ社会を目指しており、原発の再稼働については原子力規制委員会が策定した新しい規制基準を満たすことを前提に、国民の理解と原発立地地域の住民の理解を得て、再稼働するか否かを判断する立場をとっております。そうした基本スタンスを明らかにした上で以下五点にわたり、議第百五号議案並びに修正案に反対する理由を述べます。

まず一点目は、住民投票を行う際に最も重要な課題は選択肢をどのように設定し、民意をいかに確実につかまえるかという問題です。条例案第十二条においては、投票方式として投票用紙の賛成欄または反対欄に丸の記号を記載して、みずからの意思を表明するとしていますが、この問題に対する県民の意見が多様であることは、全ての会派及び議員各位も理解するところではないでしょうか。原発は嫌だが代替エネルギーが確立するまでは稼働もやむを得ないという意見や、再稼働かどうかではなくて廃炉か否かに投票すべき等、この間私が伺った意見もまさに多種多様でありました。連合審査会において意見を伺った河村参考人の話では、選びたい選択肢が示されていない場合、いわゆる阻害の危険がふえる可能性があり、投票率に影響する懸念が示されています。これまでも一九九七年の名護市や二〇〇一年の刈羽村、二〇〇二年の米原町など三つ以上の選択肢による住民投票が実施されており、海外の実例なども踏まえてもより広範囲に民意を把握する手法は既に採用され、その時々の民意を的確にすくい上げていると考えます。原子力発電所の稼働という極めて重要で複雑な問題を二つの選択肢に絞り込んで、県民に二者選択を求めることには同意できません。

次に、原発立地自治体の女川町、石巻市の声を第一に尊重すべきという視点です。原子力発電所という危険性のある施設を受け入れ、共存する道を選んだ立地地域の皆さんの御心労や蓄積されてきた重い負担感、そして時とともに築かれてきた雇用の場や経済活動、更には地域コミュニティーや生活の営みなど長い年月をかけ、築かれてきたそれらの歴史に思いをいたすときに、まず誰の声を聞き誰の思いを酌み取っていくべきなのかを考える必要がある

と思います。今回行われた署名では県内有権者の半数を占める仙台市において、有権者比で約五％という決して高くない数値だったことにも注意を払う必要があります。私を含む都市部の住民と立地地域の皆さんとの間には原発に対して明らかな温度差があり、分けて考えるのが妥当と言うべきではないでしょうか。県内一律に投票した場合、その結果によっては立地住民の民意が反映されず、多数を占める都市部の意見が優先されてしまう可能性があり、分断を招く懸念を払拭できません。この点昨日の連合審査会において、武田参考人が話された県民の意思を聞くことに何の損失もないとの見解に違和感を覚えるとともに、県民一律の投票にはなじまない、そぐわないという観点から本条例案に反対するものであります。

次に、投票率の問題です。県民投票の結果は民間事業者である東北電力の経済活動を制限することに直結し、国のエネルギー政策にも大きな影響を与えるものです。多額の費用をかけて実施したにもかかわらず、その正当性に疑問符がつけられるような事態は避けなければなりません。その観点に立つと先に触れましたとおり、本条例案における選択肢は賛成か反対かの二択であり、それ以外の考えを持つ人は選択肢がないと棄権する可能性が高く、投票率が低い水準にとどまることも十分に考えられます。更に投票率五〇％を超えないと開票しないなどの開票条件も設けられていないことから、仮に投票率が低かった場合にその結果の解釈をめぐって争いが生じ、混乱と政治不信を招くことも懸念されます。今回の条例案に基づく県民投票はその正当性が疑われる可能性が高く、賛成することはできません。

次に、温室効果ガスの排出量の増加と地球温暖化問題、そしてそれに起因する異常気象の頻発と自然災害による被災リスクをどう考えるかという視点です。ＩＰＣＣ気候変動に関する政府間パネル第五次報告で明らかにしたとおり、それまで三十年に一度程度だった異常気象は十年に一度程度で頻繁に起こり、今後更に多発する可能性が九九％であるとの分析結果が示されています。また二〇一五年のパリ協定では脱炭素を明確に打ち出しており、それを受け日本政府は温室効果ガス排出量を二〇一三年比二六％削減という国際公約を発表、その先の二〇五〇年には八〇％削減という非常に高い目標を設定しています。女川だけにとどまらず原発の稼働の是非をめぐっては、化石燃料による火力発電の増大と温室効果ガスの排出、地球温暖化によるさまざまな災害リスクという問題を抜きに考えられません。化石燃料由来のエネルギーにかわる代替エネルギー確立の確かな道筋が見えないまま、原発を稼働させるか否かの判断を県民の皆さんに委ねるのは、出口戦略のない脱原発といういわば羅針盤なき漂流を招くおそれがあります。社会生活の源と言うべきエネルギー政策と温暖化の実像を見きわめながら、原発をどうすべきなのかについて慎重な議論のもと、拙速な判断を避けるべきという観点が必要であります。

次に、直接民主主義である住民投票には、いわゆるポピュリズムの負の側面があらわれることも無視することはできません。イギリスのＥＵ離脱をめぐる国民投票でも見られたとおり、投票結果はその時々の感情に流されやすく、一部の団体、政治家による扇動も行われやすいと言われております。更に一つのテーマについて意向を問うはずの投票が、しばしば時の政権の信任、不信任にすりかえられることもあります。昨日、河村参考人が話しておりましたが、住民投票は安易に決まれば政局になり禍根を残す、との指摘はまさにそのとおりです。そうした負の側面は規模が大きければ大きいほど顕著になることが予想され、これまで住民投票が沖縄県を除けば基礎自治体でしか例がないのも、ゆえなきこととは思えません。今の状況下で原発再稼働の問題を安易に住民投票に委ねることには弊害が大きいと考えざるを得ないと指摘いたします。最後に今まで述べてきた問題に加えて復興期間の総仕上げに向けて残り二年、被災された全ての方が住まいを確保できるよう整備を進め、内面に深い傷を負った方々への心のケア対策に万全を期すことこそ、今最優先に向き合うべき課題であることをつけ加えさせていただきます。

●採決結果

修正案、および原案に賛成　２１　（みやぎ県民の声、共産党県議団、社民党県議団、無所属の会）

修正案、および原案に反対　３５　（自民党・県民会議（退席・議長除く）、公明党県議団、21 世紀クラブ）

退席　１（藤倉知格議員）　**その他　１**　（議長　佐藤光樹議員）

受任者・協力者のみなさまの感想

（　※お断り　紙面の都合上、原稿の一部を編集させていただいております。ご了承ください。）

1、弥生さん（仙台市青葉区）

女川町で働いています。出勤途中に見える万石浦の景色はとても美しく、行きつけの魚屋さんはいつも心あたたかく、おいしいほやや、魚を売ってくれています。海鮮丼は、私の好物です。東日本大震災は、昔のおもかげがほとんどなくなるくらい悲しいできごとでした。今、街は少しずつ復興して女川駅はじめ道も整ってきました。来年は小学校も再建されます。町の人達が心よせあい力を出し合い前へ進んでいるこの素晴らしい街に、原発が再稼働してほしくありません。女川町の21%の人が署名を書いてくれました。その気持ちを重く受け止め、できることはすすんで取り組み、これからの毎日を大切に生きていきたいと思います。

2、櫻井洋子さん（仙台市宮城野区）

自分の友人、知人、子どもの学校の知人、町内の方、連絡のつく方には全員（何年も行き来のない方も）連絡をしました。けげんな顔をする方、是非、と署名してくれる方、様々でしたが、大半の方は２号機が再稼働にむかっていることすら知らずにいて、今回の署名活動のおかげで、無関心だった方も関心を持つきっかけになったのではないかと思いました。

3、白砂英男さん（仙台市青葉区）

２か月間という短期間に１１万以上の賛同署名を集めることができたという非常に大きな運動を行ったと思います。私は平和ビル前で署名集めをしていた時、それは中間報告を行う１１月３日のことだったと思いますが、この署名の趣旨を説明してお願いした私たちに署名してくれずに立ち去った、東京の方からやってきた５０代くらいの男性の人から、「こんな企画はうまく行かないよ。これは計画を立てたプロデューサーが力量がないんだよ。失敗するよ」と言われました。この人は自分は企業の中で、いろんなプロジェクトを起こすプロデューサーをやっているんだとも言っていました。その時、実はすぐそばでマイクを持って私たちの多々良さんが訴えかけをしていました。「何くそ、この暴言を吐いた男性に民意が政治を変えることができたんだ、という姿を見せてやるぞ」と思った次第です。国見６丁目で前町内会長も現町内会長も快く署名してくださり、町内で約 100 筆集めました。

4、小野寺政明さん（気仙沼市）

２月１０日の河北新報の「時論・持論」に投稿してその想いを書きました。１人の受任者としての気持ちでした。気仙沼市民は条例制定だけでなく、原発再稼働（反対）そのものを求めていました。私は署名集めをしてその実感をしました。これは県内の民意です。ところが、県知事・県議会（自民党・公明党）は、その県民の民意を否定しました。一体、日本の民主主義はどうなっているのか、がくぜんとした思いをもちました。知事も県議員も、自民党宮城県連からのしばりがあったと思います。原子力は国策であるという論理は、世界では通用しません。福島県の原発事故で、世界は反原発にかじを切ったのに、当の日本がこんな状態では、どうなるのかすごく心配です。そこで私はみなさんに提案します。「この思いを声に出そう。マスコミを通じて、友人同士の語らいの中で、いたるところで話しましょう」。知らない人がいっぱいいます。県議会で否決された後、気仙沼出身の議員が１週間後市内で、「県政報告会」を行いました。話の内容は、気仙沼の観光・水産などで、女川原発再稼働の問題は一言も話しませんでした。私は「どうして反対したのですか？」と言おうと思いましたが、質問は受入れられませんでした。県知事も同席しましたが、同様に県民投票については一言も話しませんでした。私はこれが政治家かとがっかりしました。

5、みつ雄さん（仙台市泉区）

・今年、３選挙での選択肢に、原発反対ではなく、「住民の声」を無視した議員・政党への対応をする

・県議会８議席をひっくり返せば、議会は一変します。自民が占める１人区、２人区で野党（県民の声を聞く）統一候補（例えば、多賀城市・七ヶ浜町選挙区）を立てて、宮城の政治を変えるべき

6、柚原令子さん（仙台市太白区）

福島県南相馬市から避難している柚原です。原発の大変さを身をもって感じている者です。仙台に来てから政治に関心を持つようになってきました。私には原発を語っていかねばならぬ使命があると思うのですが、なかなか発言まではできなく

て残念に思っています

7、高橋さん（仙台市若林区）

「県民投票条例」は否決されましたが、収穫もありました。今日（4 月 14 日）の報告会で皆さんの気持ちのこもったお話を伺うことが出来て良かったと思っています。「自分の意見を聞いて欲しい」という民意、民主主義のあり方が本当に問われたと感じました。目指すのは「原発ゼロ社会」です。実現のための一歩一歩の活動を大切にしていきたいと思います。東北に住んでいながら、福島第一原発事故を教訓にできないのは悲しいことです。全く、寄りそっていない。女川再稼働はあり得ないと思っています。今日は、思いを同じくする仲間の声を聞けて力になりました。ありがとうございました。

8、佐藤さん（塩竈市）

民意と議会のねじれをどうやって解消するのか‥野党共闘の統一候補に結びつけねば。７日間、宣伝カーの運転もしましたが、キメ細かい指示が欲しかった。１冊の地図を渡して、ただ走れ…との話は苦しかった！！　仙台市内は不案内だし、初めての場所だったので。前の人達の走ったコースが見えないし！！

9、匿名希望

11 万 1743 人の有効署名を集めた私達県民の力に大きな拍手、そしてそれらを動かした多々良代表及び事務局の皆様のご尽力に拍手、さらには県議会での県民投票（条例）賛成と意見表明し、「国策だから！！」と言って逃げ腰の県民の思いをないがしろにしている議員をはっきりさせたことに対して、大きな賞賛をあげたいと思いました。

４月１４日の報告集会での各地域の方々の努力には頭が下がりましたが、その中で、岩沼のあいコープの鈴木真奈美さんのことばのなかに、「女川原発が事故を起こしたら、賛成者も反対者も分けへだてなく降りかかるのです！！」という発言が心に残りました。脱原発実現は孫やひ孫…とずっと代々わたって、命とくらしを守る大事なことなのでやれることを微力でありますが、みなさんの後についていきたいと思っております。

10、匿名希望

私は他の任務で県議会に行けませんでしたが、今日の報告集会（2019.4.14）での各地の発言で、より状況がわかり本当に良かったです。各戸訪問での会話の広がりで署名活動が更に広がり、次へのステップになっていると思います。県民の意志を踏みにじった県議にはぜひ退いてほしい。そういう選挙を闘いたいと思いました。地元紙の河北新報も本当に良く書いてくれたと考えます。今後もメディアの役割りを果たしてほしいと思います。事務局の誠実な報告にも感謝します。会計内容まで報告されて…真面目な姿勢に好意を感じます。

11、匿名希望

各地区の区長も、3.11 で貸し出されたガイガーカウンターの数値はわすれないと言って署名してくれました。誰もが「阪神・熊本を見て『原発事故』がなかったらなあ」と思った。村井県知事は世界で「ホヤ」裁判が敗訴になったことを考えよ。「原発ゼロ法案」知らないと全国 TV 報道で言った元井上環境大臣。原発事故に歴史的な記録として残る。２度３度はない。「想定外」はもはやない。女川原発も同じだ。東北電力・同社社長よ。
※意見広告と公開質問状だけは出せ。小さくても広告いいかも。クラウドファンデングでお金集めても。

12、匿名希望

・参院選―野党統一でたたかって勝つ
・市議選―郡与党のばす
・県議選―１人区２人区、野党統一で勝利し県民投票条例を議員提案して成立させる議会にしよう。

13、匿名希望

（報告集とは関係なく）ここで「みんなで決める会」をやめるのはもったいない。この成果を今後どう生かすのか。１１万の重みを生かすような運動の継続を望みます。選挙に対してどう取り組んでいくのか。時間はそんなにないわけですから、早急に動けるような体制が必要なのでは。

14、匿名希望

各地の報告を聞き、皆さんのご努力に心から敬意を抱きました。勇気づけられました。今回の県議会での結果には、強い憤りを感じています。今回の賛否の議員名を明らかにして、今後、いろいろな機会に広く県民に示していくべきだろうと思います。

15、匿名希望

“原子力の平和利用”→各反応から出る放射能の害を解決する方法はない、ということ―世界中の学者も解決できない―核廃絶を問題にせねばならない。女川原発が解決しても、核廃棄物をなくすることはできない。　　ことを問題にせねばならない、と私は思う。

16、山口利夫さん（気仙沼市本吉町）

未曾有の大災害、東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生、原発から30 キロ圏内の市町村に一時避難指示が出された。震災発生から 8 年、福島県民を中心に今も約 5 万 2 千人が避難生活を続けております。

この現状を考える時、これからの生活が憂慮されてなりません。女川原発再稼働に、東北電力の安全対策工事が行われるようですが、未来を見据え、安心、安全な暮らしが出来る様、特段の配慮を望むものであります。

17、サイフジさん（気仙沼市本吉町）

今回女川再稼働住民投票条例案が県議会委で否決されましたが、宮城県議会の皆さん一人一人家族兄弟、子や孫の安全安心な未来を考えたうえでの反対なのでしょうか？

これから 10 年後 20 年後人口が減少するなか本当に原発が必要なのか？もう一度議論してほしい

18、吉田さん（気仙沼市本吉町）

女川原発再稼働住民投票結果否決されましたが、なんで否決されたのでしょうか、知りたいです。活動して一番心打たれた言葉､福島の原発でした。原発がなければとの声が多数でした。今も尚、苦しんで居る人々がいっぱい居ます。なので女川原発再稼働には絶対反対です。中国より春になると黄砂、PM2.5 が飛んで来ます。国内で起きた‥原発が日本全土に散乱しています。目に見えない放射能が未来の子ども達の為にも原発を考える時だと思います。福島の人々の苦しんで居る姿を見ると胸が痛みます。もう少し目先のことより物事の本質を分って頂きたい、又、宮城県沖地震いつ来るかわかりませんが、山登りしていると、つねに地鳴を感じます｡その後台湾で地震がありました。本当に不安でいっぱいです。女川原発で何か起きた時には、30 キロ圏内と言われてますが 30 キロ圏内所じゃないと思います。誰を信じていいのか自分しかわかりません。自、公議員、どうして否決したのでしょうか？教えて下さい

19、K・S さん（気仙沼市本吉町）

この運動を始めたきっかけは、福一の事故を受け、原発の安全神話が嘘だったこと。あの事故を目の当たりにしても国は再稼働を推し進めようとしている事に危機感を感じたからです。自分達の命と暮らしに関わる大事な事です。子育て中の私にとっては、子供達の未来にも関わる大事な事でした。その未来を守るのは、今を生きる私達大人の責務であると思っています。

署名運動を始めて驚いたことは、福一の事故の際、160 キロ離れている気仙沼まで放射能が飛んで来ていたのに、その事を忘れているかのような事を言われました。｢30 キロ圏内だけが危ないんでしょ。ここは関係ないと思っていた｣。自分の住んでいる場所は、何ら影響は受けないと誤った認識をしている方々が凄く多かったのです。これはまずいと思いました。そこで、私は女川町議の高野博さんの HP や WEB で収集したデータを資料にまとめ、署名運動の際に関心がありそうな人に説明したり、資料ごと差し上げて周りの人達にも女川原発再稼働の危険性を伝えて欲しいとお願いして回りました。

私が署名運動に回った中での声は、原発再稼働賛成だから署名はしないという人は一人もいませんでした。むしろ、福一の事故を受け、原発なんて絶対再稼働してはいけないという声が多数でした。｢TV や新聞で見ていたよ。いつ来るかと待っていた｣｢みんなのためにやってるんだよね～。頑張って！｣｢良い事だ！頑張って回って歩きなさい｣｢あんたみたいな人､気仙沼さもまだいたんだね。応援しているから頑張れ｡議員は何してるんだ！｣｢原発事故が起こったら気仙沼は終わりだよ！｣｢こういう資料で説明されるといいね！県議のどこにも言いに行って！｣｢反対の人も賛成の人もみんなで決めるこのやり方はいいね！｣

一方､署名に応じてくれなかった理由は､｢若い人達に任せているから､今いないのでわからない。自分が勝手に署名すると家族に怒られるから｣｢今の政権じゃ何をやっても変わらないから｣(政治不信から)｢個人情報が悪用されるのが心配だから｣｢家族に電力会社に勤めている人がいるからごめんなさい｣｢自分は再稼働には勿論反対､でも仕事がなくなると食べていけないからそれが心配。会社は何もその事を話してくれないし、考えてくれているのかしらね。だから、私は中間地点にいるのよ｣(旦那さんが女川原発に単身赴任中)｢福一の事故で危険だとわかったんだから、国が再稼働なんてするはずないわ｣｢何の署名も普段からしていないので｣｢電気料金上がるの嫌だから｣｢県会議員や国会議員がいて、署名はするなと言われているので｣(気仙沼柏崎)｢ゆくゆくは、脱原発に移行。今すぐ廃炉は、経済が破綻すると思うし、今の暮らしから抜けれない｣｢電気がいっぱい使いたいから｣(気仙沼八日町)と言われた受任者の方もいたようです。また､｢原発再稼働は反対だ。でも、汚染廃棄物なんかは将来頭の良い人達がその処理方法を見つけてくれるかも。宇宙に持って行くとか。ただ再稼働反対だけでなく、もっと町が

潤うような事もちゃんと考えてくれないとね。もうちょっと考えさせて」「みんなわかってやってるんだから、俺はそういうふうに教育されてきた。そんな政治的な事に関わりたくないから。なんでそんな左翼みたいなことといっつもしてるの」（元警官）等でした。

この県民投票が私にとっては、子供達の未来を守る手段だと大きな希望を持って参加させて頂きました。 署名運動では辛い時期もありましたが、みんなで決める気仙沼の会で出会った大先輩の皆さん。そして、みんなで決める会の皆さん。そこを見ているみなさんの頑張りを見て励まされ、頑張る事ができました。現政権下では何をやっても変わらない。無駄な事だ。だからそんな活動はやめろ。FB で、親しい顔見知りの方に言われるとそれは余計辛いものでした（巨大防潮堤問題も関わっていたので)。でも、子供達の未来を守るのは今を生きる私達大人の行動次第だ。何もせず、ただ黙って見ているのは嫌でした。この運動があったからこそ、沢山の人と対話することが出来たし、真実を伝える事が出来ました。その結果、自分事として考えもらえるようになりました。

また、このことで原発再稼働問題に対して、各議員の考えも見えてきましたし、次期選挙は今回の事を踏まえ、私達県民一人一人がよく考えた上で選挙に臨む事が大事なのだというもわかったのではないでしょうか。全く面識のない人達のお宅を訪問するって、かなりの緊張と度胸が必要でした。福一事故後、原発再稼働問題は関心事のようで、女川原発再稼働の事を話すと気になっていたと聞く耳を持ってくれました。自作の資料を見せると「あなたみんなにこの資料見せて回っているの。大変ね。頑張って」と言われる事もありました。こういう対話がなぜ行政や議員、議会でできないのか。直接請求後各議員の一般質問・質疑応答、審議の際での質疑応答を聞いていて、自公の言い分にはがっかりしまた。こういい人達が県議だということに怒りを感じました。

「国策だから、責任の所在は国でしょ」そんな誰も責任をとれない事がわかってるのに 、そんな責任回避って何の、誰のため議員なのかと感じました。また、「賛成・反対に二択では県民の多様な意見を反映出来ない」と条例案に反対意見を述べていましたが、代替案も提示せずでした。有権者の 20%を超える署名が集まった女川。そこに対して「立地自治体と県全体の結果が食い違うと分断と混乱を招いてしまう。」という反対理由には、聞いていて呆れてしまいました。また、賛否への意見を言わず、県議会に投げた村井知事と条例案反対にまわった自公 、特に地元気仙沼県議２名許せません。この人達は、あの福一の事故でいったい何を学んだのでしょう？

最後に、こんなにも県議会の様子を生中継で見る事もなかったので、本当に勉強になりました。改めて、選挙はきちんと考えて投票しなければと思いましたし、この否決された理由等・女川原発再稼働の危険性を署名して下さった皆さんにも伝えなければと思っています。それと、今回まわり切れなかった人達に女川原発再稼働の危険性をどのように伝えて行ったらよいのか。個人で出来る事から少しずつ続けていかねばと思いますが、SNS もやっていない人達に伝える事の難しさを感じていているところです。女川原発の現状についての勉強会があるといいですね。

20、小山勇朗さん（仙台市太白区）

県民投票条例の制定を求める取組、大変ご苦労様でした。自分も初めての直接請求署名でした。短期間にもかかわらず「11 万 1,743 筆」の有効署名を集めることが出来たことは、素晴しいことですし、今後の運動にも自信の持てる取組になったと思います。

しかし、宮城県知事や県議会の自民・公明の議員による態様は県民に理解されるものではありません。特に、公明党のポピュリズム発言は県民を馬鹿にした発言であると同時にナンセンスであります。先の、東日本大震災による福島第一原発の大事故は、10 万人を超える避難者、農業破壊による自死、家族の崩壊、自分が生まれ育った故郷にも帰れないで、5 万人を超える方々が避難生活を強いられているのであります。原発を推進してきた方々は何の責任も取らないで、再稼働ありきで進めていることは問題で有り、許せません。

事故後、原発が稼働しなくとも日常生活は守れますし、企業の経済活動も問題なく過ごせることが明らかになっています。女川原発の再稼働は必要ありません。再稼働阻止に向けて共に頑張ろう

21、Ｏさん

目標以上の署名を集めることができました。これは我々受任者及び署名された数多くの方々が女川原発再稼働の是非を自分たちで決めたいと願ったからです。

残念なことに自民党・公明党の反対多数で否決されてしまいましたが、しかし、これで終わった訳ではありません。今年の 10 月には県議会議員選挙があります。反対した自民党・公明党の県議会議員に宮城県民の底力を見せてやろうではありませんか。

前回の選挙で落選した候補者に「県民投票条例」

制定を条件として「みんなで決める会」が推薦し支援すれば当選するのではありませんか。例えば条件を満たした候補者が「県民投票条例」制定を公約として、本議案に反対した自民党・公明党の県議会議員を批判する。加えて「みんなで決める会」が推薦し支援すれば無謀な挑戦では無いかも知れません。県議会議員選挙の争点（目玉）を「県民投票条例」制定にすれば、賛成してくれる県議会議員が過半数を超えることは不可能ではないと考えています。「みんなで決める会」の活動はまだ道半ばです。各地区の団体と協力して県民投票の実現を目指しましょう。

22、小川栄造さん（岩沼市）

女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例案は自民公明の反対多数で否決された。私たちの民意は置き去りにされた。悔しい限りだ。私たちの民意を形あるものにして、夢を実現したい。

私たちの民意を形にするのはどんな方法があるのか？　まずは、民主主義が何たるかを地元から草の根的に訴えていこう。自己保身ではなく、県民のことを考えてくれる代表を選ぼう。一寸法師でも鬼は退治できる。

例え、苦難の道でも、みんなで決める会で結集した仲間たちと共に、戦えば、実現できる道が開かれるのではないか。これからは、共に継続的に戦う市民の集まりを作ろうと思う。

23、ATAGO さん（多賀城市）

10 月の署名開始早々に、受任者だった知人の所へ行き、署名しました。署名しそこなったら大変だと思っていましたが、一安心しました。

活動資金のことが最初から心配でした。自分はわずかな金額しかカンパできませんでしたが、結局残金が出るほど資金が集まったそうで、良かったです。この活動の意義を評価し、資金的にも支援したいという方が多かったのは、他人ごとではないという意識が県民の間に高かったのだと思います。

そのような県民意識を無視したかのごとき県議会の決定ですが、わが宮城県議会議員のレベルがどの程度のものか改めて認識致しました。

24、新日本婦人の会宮城県本部

新婦人は、「核戦争の危険から女性と子どもの生命を守る」ことを目標の一つに掲げており、原発ゼロめざす運動を続けています。女川原発の再稼働の是非を問う条例制定署名運動をすすめるにあたり、まず学習会を行いました。「日本の原発の現状」「大震災にあった女川原発の被災の状況は？」「条例制定とは」など、資料を作りながら、「みんなで決める会」のご協力のもとすすめました。145 班すべての班が学習し、署名・宣伝行動に参加することができました。

全支部、全班に呼びかけ、地域の班は全世帯を訪問しようと、一人で、また組を作って行動、街頭宣伝も積極的に行いました。古川支部では「今まで町内の方に新婦人のことを伝えていなかったけど、今回は町内全世帯の協力を得た」と保守層にも広げました。「ニュース報道で知っていたけど、どこでしているのか分からなかった。訪問してくれてありがとう」と感謝されることも。女川町の会員は、麻雀会場で、カラオケに集まっている人に、連日各戸を訪問し「原発に関わる仕事をしているので署名はできないという方もいたけど、福島の事故を経験し、不安でいっぱいだという方が多く、町全体で２割を超える署名が集まった」と語っています。名取支部では支部長の教え子が受任者になって署名を集めてくれ、会員を励ましてくれました。

ご近所を訪問し、おしゃべりに花が咲き１時間で１筆の時もあり、今までになく地域の方と対話ができた書名活動でした。１００筆、２００筆を集めた方も多く、受任者は７８５人、署名は 10 月 11 月の２ヶ月間で 15,053 筆、全体の一割以上を集約しました。

街頭宣伝では、信号待ちの間、訴えを聞き、青信号と共に駆け寄ってくる人の多さに驚きました。「原発事故を目の当たりにし、無責任な知事に任せるわけにいかない」と署名に協力する人たちの力強い言葉に、新婦人の一員として行動していることに確信が持てました。新しいつながりを力に、原発ゼロ、そして核兵器廃絶、女川原発再稼働反対の運動をさらに広げていきます。

25、H・M さん

今回の決める会の運動はみんなに待たれていた運動だとよく言われます。確かに思いがけずたくさんの友達が受任者になってくださり、その結果予想以上の署名数を集めることができました。街中での署名運動でも待っていてくれた人がいることを実感しました。そうはいえ一番待っていたのは私自身だったと今も思います。原発があるということ、あの福島事故があったにも拘わらず再稼働することの不条理さに我慢できず脱原発金曜デモにも数年間通っていましたが、高齢化のせいか夜出かけることが苦痛となり最近はさぼり続けるという事情がありました。Facebook では以前通り出ている方々のお顔があり申し訳ない気持ちでいっぱいになります。そんな時に使命感をもって

地道に原発問題に取り組んできた方々がこの運動を建ち上げてくださり「この運動で一気に女川原発を止めてしまおう。これしかない」と単純に飛びつきました。

そして結果はご承知の通りとなりました。で、今の私はがっかりしてめげているか？それがそうでもない。代表のおっしゃるこの運動の意義に納得したから？それももちろんあります。また茨城県でも同じ運動開始のニュースは光明となりました。その他これまた個人的事情となりますが、何も知らない私はこの運動のなかで随分いろいろ経験させていただきました。初めての県議会傍聴もその１つ。原発に無関心、無知な県民がある層いるという事実にも直面（この点では県民投票運動ができなかったことは残念至極)。逆に戦後幾多の困難ななか闘争し続けている沖縄の方々に従来にも増して尊敬の念強くしました。

ぼーっと読んでいた歴史書の中で苦難のなか戦った人たちの記録が今更ながら胸を打ちます。大概は負け戦なのですが・・。それにくらべれば決める会の戦いはいつかは勝つ戦いだと世界の動きが示しています。なんてこと考え、いろいろ勉強になった決める会の運動でした。

※中嶋廉　県議会議員（仙台市泉区）

からも投稿頂きましたので掲載いたします

（雑誌『議会と自治体』５月号　掲載より抜粋）

宮城県議会の二月定例会に、県民の直接請求により「東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例」案が提出され、賛成 21（日本共産党、みやぎ県民の声、社民党、無所属の会の四会派)、反対 35（自民党、公明党、２１世紀クラブ)、棄権１(自民党)で否決されました。

しかし直接請求署名運動の有効署名は 111,743 筆、宮城県の有権者の 5.75%で、再稼働をテーマに原発立地県で過去に取り組まれた直接請求署名の有権者比を上回りました。

宮城県知事あての直接請求は 46 年ぶり、宮城県議会の連合審査会は 43 年ぶり、「県議会がどこにあるか知らなかった」という人々も含めて傍聴者が連日 200 人前後詰めかけるという新記録をつくりました。署名運動と議会論戦を通じて多くの県民が女川原発再稼働を「自分の問題」として考えるようになったという大きな変化を残しました。

・今後のたたかいに生きる議会論戦

日本共産党県議団は、各会派に県民の思いがこもった条例案の十分な審議を求めました。自民党・公明党も十一万を超す署名の重さを認め、総務企画委員会と環境生活農林水産委員会の連合審査会の開催、参考人招致、そのインターネット中継が実現しました。

原発政策は国策であり、県民投票にはなじまないという自民党・公明党に対し、日本共産党は、県には住民の命と安全を守る責務があり、国策と言って逃げることはできず、事故のリスクを受け入れるかどうかを県民に聞くことは当然だと反論しました。

立地自治体には事情があり、県民全体の投票になると立地自治体の意向が無視される可能性があるなどという主張に対し、日本共産党は、直接請求署名が女川町で有権者の２０％を超え、石巻市でも１０％を超えた事実を指摘し、立地自治体の住民こそ事故にリスクを真剣に考えていることを見るべきだと指摘しました。

県民投票をやればその結果に制約され、県議会で自由な議論ができなくなるという主張に対し、日本共産党は主人公である県民の投票結果を尊重することは当り前のことだと反論。同時に、投票結果に法的拘束力はなく、結果を受けてどういう議論をするかは県議一人ひとりの見識の問題だと主張しました。

賛成・反対の二者択一では県民の多様な意思を反映できないという主張に対し、日本共産党は、直面する女川原発再稼働の是非について県民が意思表明するのだから、基本は賛成、反対で問うものであるべきだ。どういう選択肢ならよいのか、対案も出さないのは無責任ではないかと、批判しました。

県民投票条例の制定請求は、安全への不安、事故のリスクが理由ですが、自民党・公明党は安全の問題には触れませんでした。日本共産党は、新規制基準のレベルが、県民が願う安全性のレベルとはかけ離れていること、女川原発が沸騰水型で加圧水型よりも放射能を閉じ込める力が弱く、緊急停止させた後の冷却等でも課題を抱えていることなどを具体的に指摘し、「県民投票条例の請求には十分な根拠がある」と主張しました。日本共産党議員団は各会派の一致をめざし、四会派共同での修正案を提案して、最後まで県民投票の実現を追求しました。

「みんなで決める会」スタッフ感想　（順不同）

＊＊佐々木すみれさん＊＊

33 才の娘が石巻におります。

区分 6 の最重度のダウン症で、言葉を持たず、歩くのがせいぜいの娘です。

仙台に暮らしていますが、近くに重度障害者が入れるグループホームが無く、3 年探してやっと見つけた場所が石巻でした。

チェルノブイリの事故、そして福島原発事故、宮城は福島同様の実被害と風評被害が今も続いています。

娘を石巻にお願いした時、何の疑いも無く女川原発は決して再稼働などしないと思っていました。

しかし東北電力は女川原発 1 号機の廃炉を決めましたが、2 号機と 3 号機の再稼働を諦めてはいませんでした。

石巻は女川原発のとなり町、たまらず県民投票署名活動に参加させて戴きました。

担当は、まだ耳慣れなかった県民投票周知のアナウンス。

皆さんに助けて頂きながら 2 ヶ月間、女川原発の再稼働は県民の命と未来に関わる大切な問題であり、当事者抜きに決めないで欲しいと訴え続けました。

県議会は原発再稼働問題は県民投票には馴染まず、二択では多くの県民の声を拾えないと否決されました。

私たちの思いは叶えられませんでしたが、県議会棟は連日、傍聴を求める人々で埋め尽くされ、ロビーにまで人が溢れました。

この署名活動は宮城県民の民意を、大きく大きく育てたと思っています。

女川原発に何かあったら、あの子は逃げられません。

それは県民投票を否定した議員の方々も等しくそうなのです。

沖縄でも宮城でも民意は潰されました。

それでも私たちには確実に手にしたものがあります。

民意は我にあること、我々が主権者であることです。

さあ、次なるステージが始まります。

手を取り合い、真なる目的を目指して進みましょう。

原発も核も廃絶した地球を目指して。

＊＊篠原弘典さん＊＊

女川原発２号機の再稼働に向けた動きが大詰めを迎えつつあった２０１８年初頭の会議で、再稼働の是非はみんなで決めようと地方自治法７４条の規定に基づく条例制定の直接請求運動に取り組もうと決めたのですが、全てが手探り状態でした。

そこで宮城県の窓口が総務部市町村課であることを確かめ、直接訪ねて担当者にいろいろ質問をぶつけたのが２月１５日です。「制度を説明する資料は県にあるのか。」「請求代表者は各市町村に置く必要があるのか」「請求代表者、受任者になれる規定はあるのか」「署名簿のひな型はあるのか」「署名簿に記載する事項は何何か」「請求代表者証明書の交付申請はどこの窓口に出すのか」などなどです。

宮城県も１９７６年以来４３年ぶりの請求で、経験した担当者はおらず色々と調べて対応してくれましたが、交渉を積み重ねて今回のマニュアル、署名簿のひな型は作られて行きました。

それだけではなく、条例制定請求書と署名簿の提出は環境生活部・原子力安全対策課と、満席になった県議会本会議と連合審査会の傍聴は県議会事務局・議事課と交渉を重ねて、対応に誤りが無いように取り組みを進めました。

その獲得したノウハウと作り上げて来た様々な文書・資料が運動の財産です。それを次にどう生かすか。取り組みはまだまだこれからです。

＊＊宮城県護憲平和センター　菅原晃悦さん＊＊
「東北電力女川原発２号機の再稼働に係る県民投票条例」の直接請求運動に参加して

私どもの構成団体には、労働組合が加盟しており、地方自治法で定められた多くの制限により、当初は取り組みに参加することは困難に思われました。しかし、脱原発を基本方針に掲げ、加えて、東電による福島第一原発事故による被害に苦しめられている現実を見るとき、「女川原発の再稼働については県民の意見で決めたい」という思いは、「みんなで決める会」の皆さんと一緒です。問題の「地方自治法」について、県の市町村課と何度も解釈を確認し、「労働組合でも取り組み可能な署名簿」を見出せ、「みんなで決め会」の一員として「県条例の直接請求運動」を取り組めたことは、単に脱原発運動だけではなく、基本的人権や民主主義の観点、加えて、今後取り組まれる様々な「条例制定の直接運動」に、

労働組合が参加出来る道を開けたことにも大きな意義があったと思います。

具体的な取り組みとしては、①組合員への受任者の要請。②個人情報を考慮し家族を対象にした署名収集。③国家公務員は、家族に受任者を要請。④事前運動期間を最大限活用し、受任者の事前登録に最大限の力を入れる。

以上の方針に基づき、筆数的には限定的にならざるを得ませんでしたが、「家族と原発について話をする」ことを最低限の獲得課題として、県内１０ブロック二周、三周に渡る説明会の開催、労働組合や退職者会での説明会の開催など、大きな財産となりました。

もちろん、労働組合以外の構成団体や個人は、親戚や友人・知人への受任者募集などの方針を立て、「居住自治体の異なる友人・知人に受任者をお願いし、署名収集して頂いた」など、「署名簿」を生かした本来の成果を感じることも出来ました。

残念ながら、県条例は否決されましたが、この一年間、「みんなで決め会」の皆さんの取り組みにより、県民の皆さんに「原発の是非を考える時間」を提供できたと思います。

今後も、皆さんと協力し、放射能被害の現状を通して再稼働の是非を県民の皆さんに考えて頂ける取り組みを追求していきたいと思います。大変ありがとうございました。

＊＊西新太郎さん＊＊

私がこの運動にスタッフとしてかかわったのは、運動も半ばに差し掛かってからの比較的短い期間であった。主に「地域で一般の人に署名しに来てもらえる場所」＝署名スポットの運営を行った。

「『ごく普通の人たち』にどう広め、巻き込めるか」が署名拡大のカギを握る。「以前から運動のことを知っていた」人たちのつながりは強力なのだが、それは「一見さんお断り」の空気を生み出すこともある。あなたの隣に暮らす人が、抵抗なく立ち寄ってさらさらと署名して行ってもらえる、そんな場所を数多く作れればどんなにいいだろう？その思いがあった。

私たちの運動では、最終的に 55 箇所しか「署名スポット」を作れなかった。日頃から広く顔をつないで、「今度こんなんやるんで、ちょっと手伝ってんか?難しゅうないって！」のノリで地域のいろんな人に頼める関係を築いておこう。あなたがそうでなければ、そんな「地域のお世話焼き」さんと仲良くなっておこう。

もう一言いうなら、私たちの運動では web のスペシャリストが強力に支援してくれた。それがどれだけ力になったことか。ついでに言うならパソコンは必須、特にデータベースソフトが使えれば鬼に金棒。

＊＊青井さん（インタビュー）＊＊

―青井さんは、署名の確認・集計実務に精魂込めて取り組まれていました。

青井さん：4 万筆以上が集まるのだろうかと正直心配でした。けれど、中間報告会後から続々と署名が届くようになりました。中でも印象的だったのは、段ボール箱を抱えて持参した仙南地区です。皆さんと大拍手で迎えました。伸び悩んでいた時期で、真剣な眼差しで「どうしたら署名が増えるのか」と聞かれて、街頭宣伝と同時に個別訪問した話など意見交換しながら励ましあいました。

―提出した署名用紙には不備が少なかったと聞きました。

青井さん：はい。塩釜多賀城地区をはじめ、「記入漏れは出来る限り再提出」をお願いできる関係性ができました。多くの皆さんが、時間を工面して署名活動に参加しました。

ーボランティアさんの輪が日を追うごとに大きく広がりました。心から感謝いたします。

「決める会」会計報告

（2018 年 4 月～2019 年 4 月 21 日現在）

【収入】	賛同金	1,002,000
	カンパ	1,184,151
	会場内カンパ	526,823
	準備金費	50,000
	雑収入	1,720
	合計	2,764,694
【支出】	準備会費用	8,684
	署名簿関連費	952,276
	企画費	326,058
	宣伝広告費	785,386
	事務所費	342,014
	通信費	40,873
	準備金費	50,000
	合計	2,505,291
【差引き残高】		259,403

※なお、残金は、報告集の印刷代・発送費等に使う予定です。最終の会計報告は、ＨＰに掲載します。

沢山のカンパありがとうございました。

会計　鈴木智子

●おわりに

皆さんの法定署名は、県庁にて大切に厳重保管され深い眠りにつき、後世に語り継がれる出来事となりました。仲間を探して協働した運動は、拳を振り上げる戦いではなく、友情や愛を育む運動となり、民主主義の土台である互いの違いを認め合い、人を尊重する土壌を耕しました。

条例案否決後の県議会では、女川原発再稼働の是非に関して「賛成であれ反対であれ」議論が充分にされているとは思えません。

この報告集を手にお読みくださったみなさん、宮城県内で大きな弧を描いた県民投票条例制定運動は、この報告集作成をもって終了となります。

繰り返しになりますが、私達は、互いの違いを認め尊重し議論する土壌を今回の運動で築きました。
この先、闇を照らす数々の光（運動）が生まれることを祈ります。ともに手をとり、平和のうちに物事を進めたことを、関係者すべての皆さんに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会　事務局長　鈴木智子

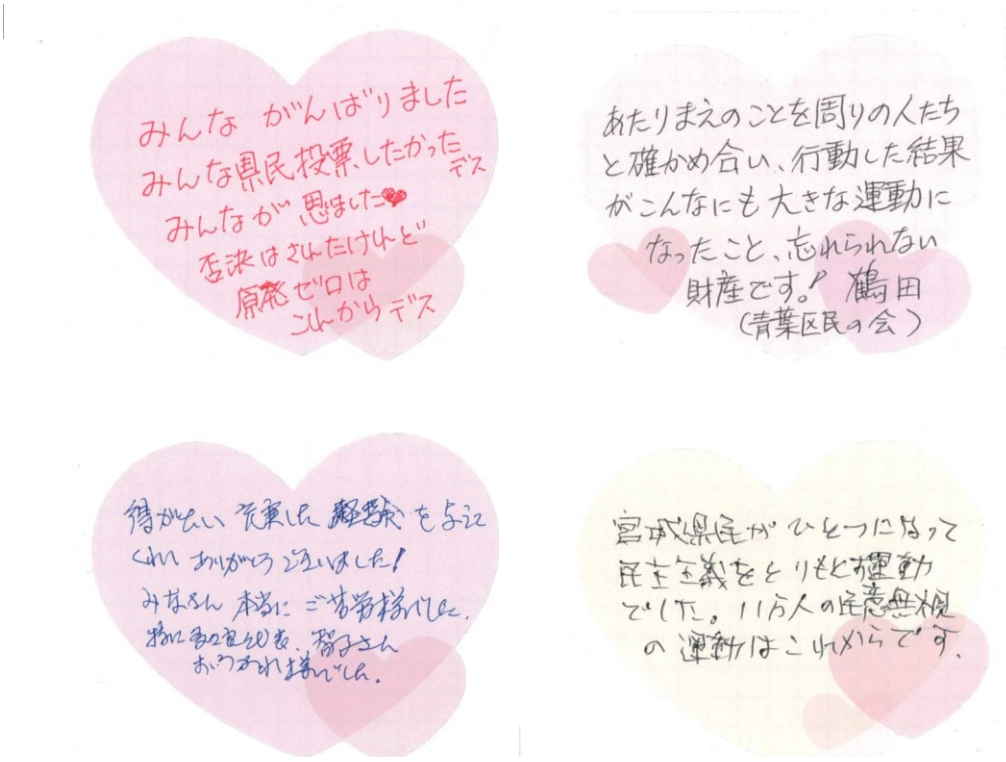

女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例制定を求める

県民投票運動　報告集

発行日：2019 年 9 月 20 日
発行者：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
HP：https://minnadekimeru.jp/　　メールアドレス：kenmingakimeru@gmail.com